

資料	No. 2
----	----------

第2次あま市障がい者計画
第5期あま市障がい福祉計画
第1期あま市障がい児福祉計画

(案)

平成30年3月

あま市

はじめに



現在、わが国の障がい者施策は、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指し、障がい者の自立と社会参加を支援しています。

また、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、住み慣れた地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、社会参加の促進を図っています。

本市におきましても、「ともにあゆむ自立支援社会の構築」を基本理念として、障がい福祉施策を推進してまいりました。

この度、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障がい者計画」と障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を定める「障がい福祉計画」の計画期間の終了と、児童福祉法の一部改正により障がい児の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築を目的とした「障がい児福祉計画」も新たに加え、「力強く、健やかな勇健都市“あま”を市民の総力で」という市政運営方針のもと障がい者計画並びに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定いたしました。

本計画は、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現」を基本理念とし、今後はこの計画をもとに、あま市の障がい福祉の充実を推進してまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係団体の皆様には本計画の趣旨と重要性をご理解いただき、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました「あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様やヒアリング調査にご協力いただきました関係団体等の皆様、また、パブリックコメントなどにより、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

あま市長 村上浩司

【目次】

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置付け.....	2
3	計画の期間.....	3
4	計画の進行管理.....	4
5	計画の策定体制.....	5
6	障がい福祉に関する法律・制度等の動向.....	7
第2章	障がい者の状況	8
1	人口の推移.....	8
2	障害者手帳所持者数等の推移.....	9
3	教育・療育の状況.....	13
4	雇用・就業の状況.....	17
5	第4期あま市障がい福祉計画（見込値と実績値）.....	19
第3章	障がい者のアンケート等調査結果	32
1	障がい当事者アンケート調査結果.....	32
2	サービス提供事業所アンケート調査結果.....	69
3	関係団体ヒアリング結果.....	73
第4章	計画の基本的な考え方	91
1	計画の基本理念.....	91
2	基本的な方針.....	92
3	基本目標.....	93
4	計画の体系.....	94

第5章	第2次あま市障がい者計画	97
1	お互いに人格と個性を尊重しあえる基盤づくり	97
2	生活支援と地域共生の基盤づくり	103
3	安心・安全の基盤づくり	113
第6章	第5期あま市障がい福祉計画	119
1	第5期計画の基本的な考え方	119
2	障害福祉サービスの基盤整備の考え方	120
3	計画の位置付け	121
4	計画の期間	121
5	計画の対象	121
6	計画の内容	121
7	平成32年度の数値目標	122
8	自立支援給付の見込量	127
9	地域生活支援事業の見込量	131
10	計画の達成状況の点検及び評価	134
第7章	第1期あま市障がい児福祉計画	136
1	第1期計画の基本的な考え方	136
2	計画の期間	136
3	計画の対象	136
4	計画の内容	136
5	数値目標	137
6	計画の達成状況の点検及び評価	141
第8章	資料編	143
1	あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会要綱	143
2	あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿	145
3	あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会開催状況	146

計画における表記方法等について

(1) 「障がい」という表記について

この計画では、少しでも差別や偏見をなくし、人権を尊重するという主旨のもと、人の状態を表す際に使用する「障害」の「害」という漢字を、ひらがなにて表記しております。

ただし、以下の場合には例外となります。

①法律、条例、制度等の名称、略称及びそれらの引用文等

(例) 障害者総合支援法、障害者差別解消法、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛知県障害福祉計画、障害福祉サービス、障害児通所支援 等

②団体名、機関名等、固有の名称を表すもの

(例) 海部東部障害者総合支援協議会、あま市身体障害者福祉協会、あま市社会福祉課障害福祉係 等

③病名、症状名として定着しているもの

(例) 発達障害、言語障害 等

(2) 元号について

平成 29 年 6 月に「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が制定され、国において天皇陛下の退位に伴う元号の変更について議論がなされてきました。

現在(平成 30 年 3 月)までに、平成 31 年(2019 年) 5 月 1 日をもって改元となることが政府によって決定されておりますが、新しい元号がいまもって未定であることから、この計画においては、2019 年以降についても、「平成」(または「H」)と表記することとします。

(3) 実績等の数値の近似値について

計画内に示した実績及び目標等の数値の中には、小数等が発生するため、近似値を記載しているものがあります。その場合、近似値は、記載されている最も下の位よりも一つ下の位の値を四捨五入することで算出しています。

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画は、「障害者基本法第 11 条第 3 項」に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障がい者計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条」に基づき障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障がい福祉計画」の 2 つの計画からなっています。

また、今般の児童福祉法の一部改正により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされています。（第 33 条の 20）。障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、本市でも「障がい児福祉計画」を一体的に作成するものとします。

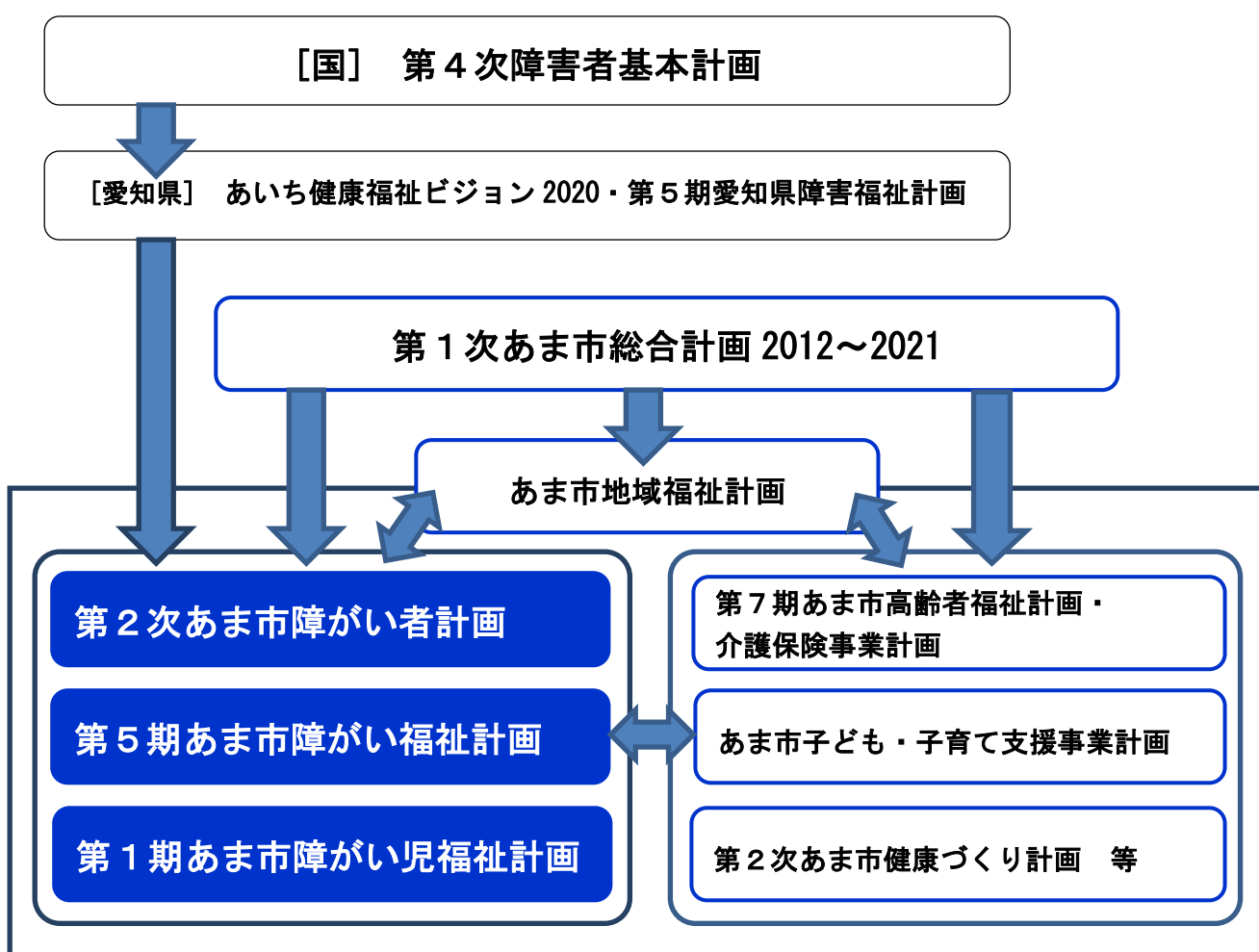
■ 根拠法令・計画の性格

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第 11 条第 3 項 (平成 23 年 8 月 5 日一部改正)	障害者総合支援法第 88 条 (平成 25 年 4 月 1 日施行)	児童福祉法第 33 条の 20 (平成 30 年 4 月 1 日施行)
性 格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の提供体制を確保するための計画

2 計画の位置付け

第2次あま市障がい者計画並びに第5期あま市障がい福祉計画及び第1期あま市障がい児福祉計画は、国の「第4次障害者基本計画」及び「あいち健康福祉ビジョン 2020」「第5期愛知県障害福祉計画」等と整合性を図りながら、「第1次あま市総合計画 2012～2021」における「障がいのある人が安心して生活できるようにする」とした施策の方向に沿って、障がい施策分野に関する個別計画と位置付けるとともに、「あま市地域福祉計画」、「第7期あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「あま市子ども・子育て支援事業計画」等と調和した計画として策定するものです。

■計画の位置付け



3 計画の期間

あま市障がい者計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの6年間とします。

あま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。

また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

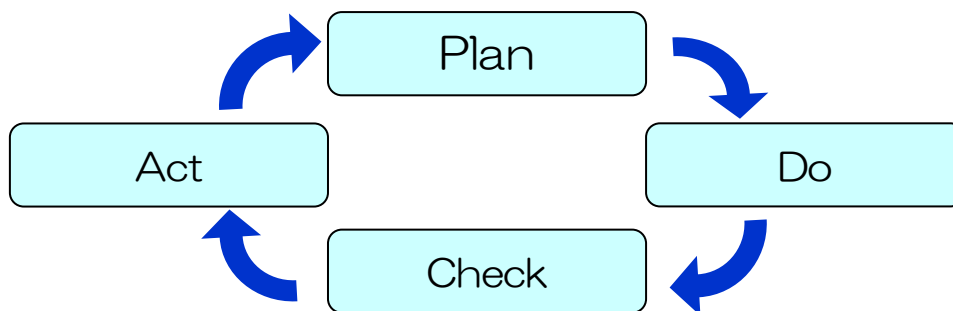
■計画期間

	計画名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
国	障害者基本計画		第3次					第4次						
県	あいち健康福祉ビジョン 2020					第1期								
	愛知県障害福祉計画	第3期			第4期		第5期							
市	あま市障がい者計画	第1次					第2次							
	あま市障がい福祉計画	第3期			第4期		第5期							
	あま市障がい児福祉計画							第1期						

4 計画の進行管理

「第2次あま市障がい者計画」に掲げた各施策の取組実績並びに「第5期あま市障がい福祉計画」に掲げた障害福祉サービスや地域生活支援事業等の実績値等及び「第1期あま市障がい児福祉計画」に掲げた障がい児支援の実績値等について、調査・分析を行い、その結果を「海部東部障害者総合支援協議会」に報告し、意見聴取をするものとします。

■計画の進行管理



計画 (Plan)	障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画の策定（目標設定）
実行 (Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価 (Check)	あま市による調査・分析 海部東部障害者総合支援協議会への報告
改善 (Act)	海部東部障害者総合支援協議会からの意見等に基づき、計画の目標・活動等の見直しを実施

5 計画の策定体制

(1) あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会

障がい者等の団体や医療・福祉等の各分野からの代表からなる「あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会」において協議しました。

(2) アンケート調査の実施

- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳保持者及び障害福祉サービス及び地域生活支援事業受給者証保持者（抽出）計 3,000 人程度
- ・市内及び近隣市町に所在する障害福祉サービス等事業者 70 件程度

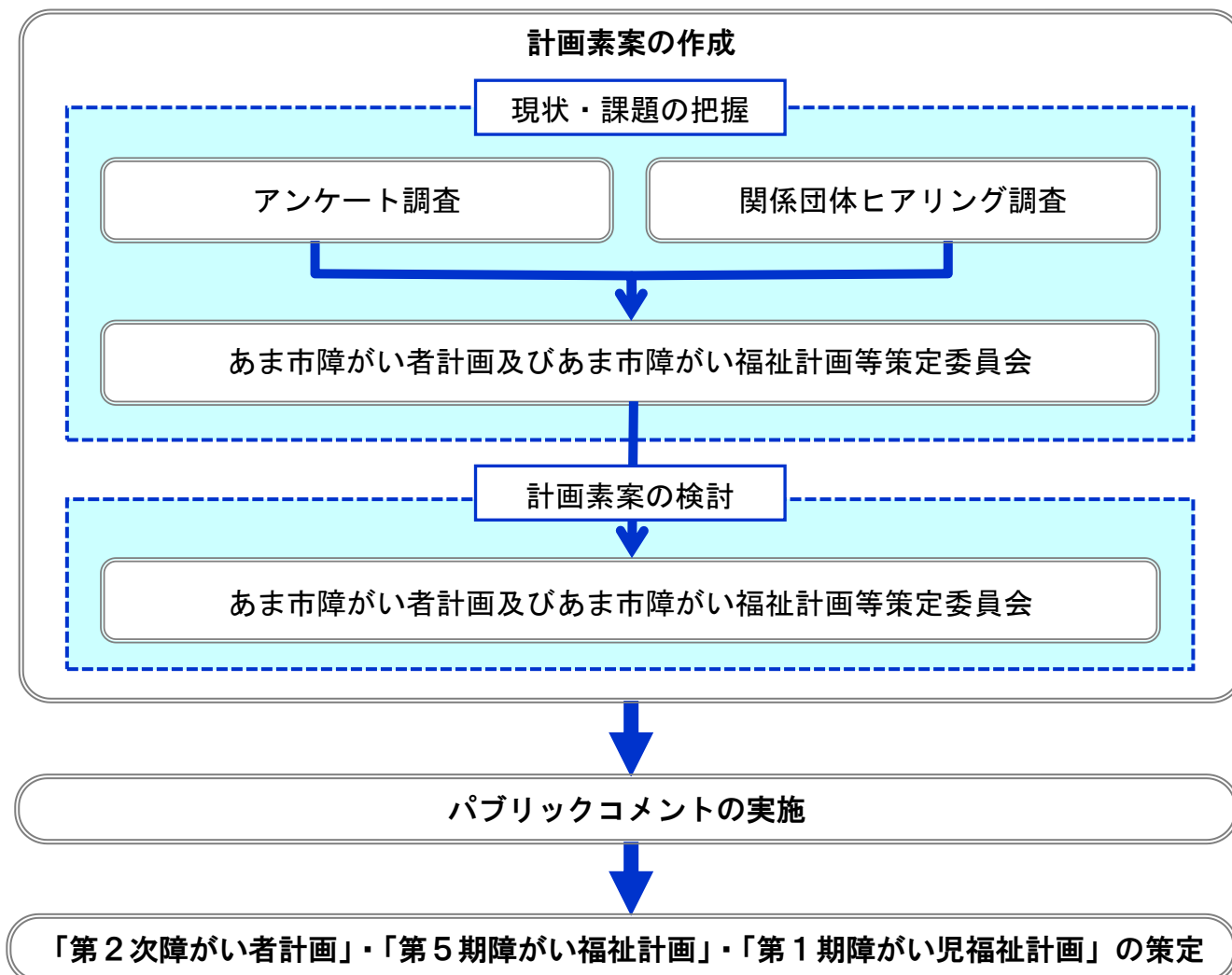
(3) 関係団体ヒアリング調査

障がい者団体等を対象に、サービス利用上の課題等についてヒアリングを行いました。

(4) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

■ 計画策定の流れ



6 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

■ 国の障がい福祉に関する動向

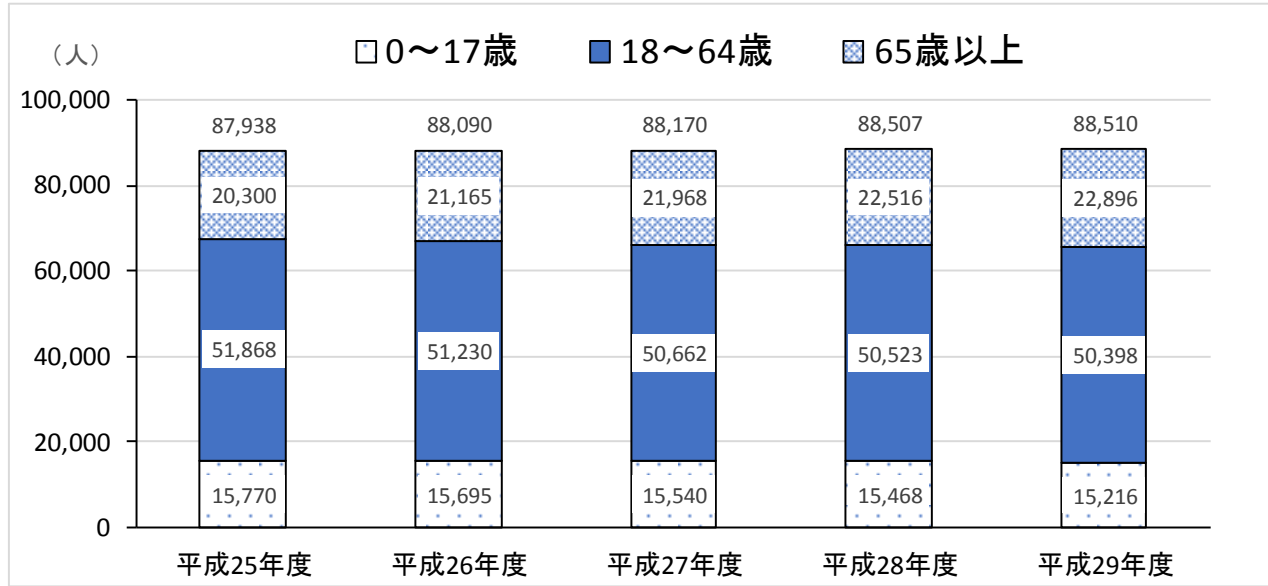
	障害者基本計画	障害福祉計画
国の障がい福祉に関する動向	障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月） ○目的と理念の改正・強化 ・基本的人権の尊重 ・障害者・障害の定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 【新設】療育、防災及び防犯、消費者としての障害者の保護、選挙等における配慮 等	障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月） ○障害者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障害により行動障害のある人を追加 ○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し
	障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月） ○障害者虐待の防止と虐待防止の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 28 年 6 月公布・平成 30 年 4 月施行） ○障害者の望む地域生活の支援 ・自立生活援助、就労定着支援の創設 ・高齢障害者の介護保険サービス利用円滑化 ○障害児支援のニーズの多様化への対応 ・居宅訪問型児童発達支援の創設 ・障害児福祉計画の策定 等 ○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
	障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月） ○障害者基本法に定めた「差別の禁止」の規定を具体化 ・地方自治体における差別的取扱いの禁止 等	

第2章 障がい者の状況

1 人口の推移

あま市の総人口は、88,000人程度を維持して推移しています。18歳未満の人口が減少、65歳以上の人口が増加しており、少子高齢化の傾向がうかがえます。

■あま市の人口の推移(各年度4月1日現在)



資料:市民課

■年齢別の人口の推移(各年度4月1日現在)(人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0～17歳	15,770	15,695	15,540	15,468	15,216
18～64歳	51,868	51,230	50,662	50,523	50,398
65歳以上	20,300	21,165	21,968	22,516	22,896
計	87,938	88,090	88,170	88,507	88,510

資料:市民課

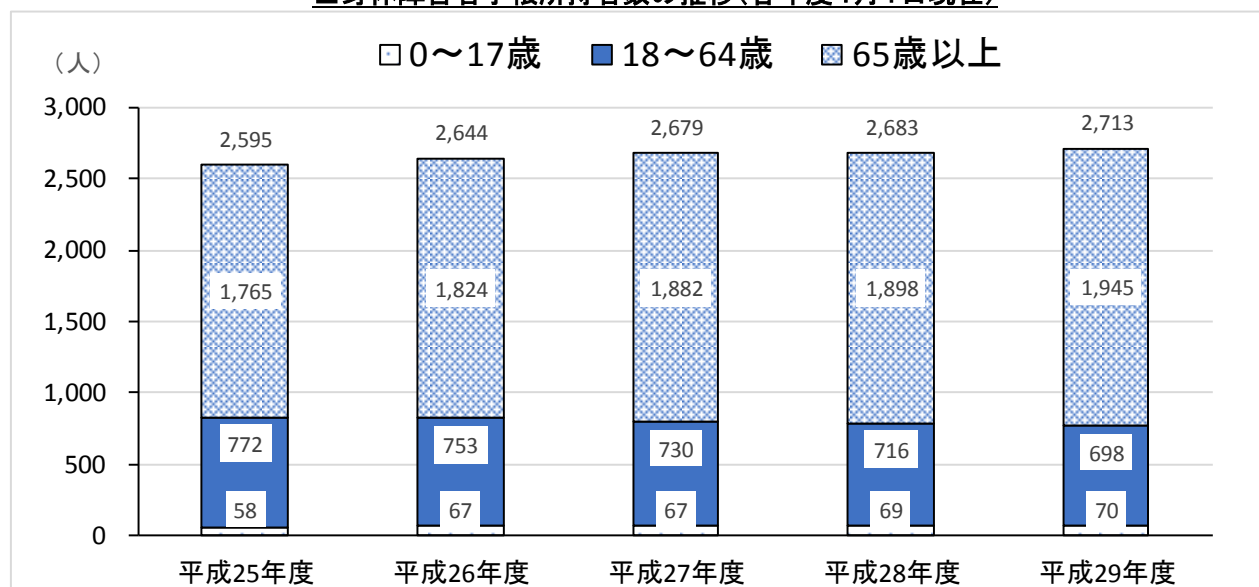
2 障害者手帳所持者数等の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は増加傾向がうかがえ、平成29年度では2,713人となっています。

平成29年度の障害等級別でみると、「1級」が787人と最も多くなっています。次いで「4級」が606人、「3級」が595人、「2級」が410人となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(各年度4月1日現在)



資料: 社会福祉課

■年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移(各年度4月1日現在) (人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0～17歳	58	67	67	69	70
18～64歳	772	753	730	716	698
65歳以上	1,765	1,824	1,882	1,898	1,945
計	2,595	2,644	2,679	2,683	2,713

資料: 社会福祉課

■障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移(各年度4月1日現在)(人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	700	721	756	764	787
2級	403	410	411	409	410
3級	599	615	599	599	595
4級	586	588	597	602	606
5級	166	165	165	157	157
6級	141	145	151	152	158
計	2,595	2,644	2,679	2,683	2,713

資料:社会福祉課

平成29年度の障がいの種類別で見ると、肢体不自由が1,450人と最も多く、身体障がい者全体の約5割(53.4%)を占めており、次いで内部障がいが884人、聴覚・平衡機能障がい(内訳)が212人、視覚障がい(内訳)が135人、音声・言語そしゃく機能障がい(内訳)が32人となっています。

■障がいの種類別の身体障害者手帳所持者の推移(各年度4月1日現在)(人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
視覚障がい	134	140	132	134	135	
聴覚・平衡機能障がい	185	189	195	192	212	
(内訳)	聴覚	181	185	191	188	209
	平衡機能	4	4	4	4	3
音声・言語そしゃく機能障がい	33	33	35	34	32	
肢体不自由	1,441	1,464	1,473	1,466	1,450	
(内訳)	上肢	422	424	429	430	437
	下肢	570	590	596	591	569
	体幹	449	450	448	445	444
	運動機能(上肢機能)	0	0	0	0	0
	運動機能(移動機能)	0	0	0	0	0
内部障がい	802	818	844	857	884	
(内訳)	心臓機能	349	369	377	382	382
	じん臓機能	267	269	280	281	291
	呼吸器機能	51	47	49	52	59
	ぼうこう・直腸機能	125	125	128	131	139
	小腸機能	1	0	0	0	0
	免疫機能	3	1	3	4	6
	肝臓機能	6	7	7	7	7
計	2,595	2,644	2,679	2,683	2,713	

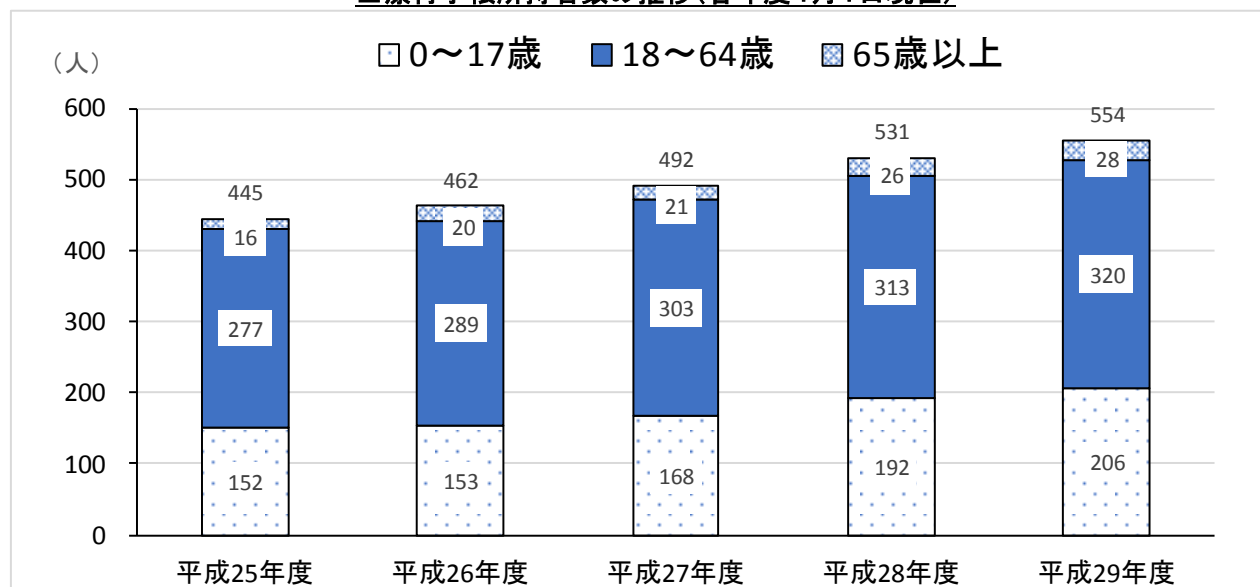
資料:社会福祉課

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は増加傾向がうかがえ、平成29年度は554人となっています。

平成29年度の判定区分別でみると、A（最重度）が113人、A（重度）が113人、B（中度）が139人、C（軽度）が189人となっています。

■療育手帳所持者数の推移(各年度4月1日現在)



資料: 社会福祉課

■年齢別の療育手帳所持者数の推移(各年度4月1日現在) (人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0～17歳	152	153	168	192	206
18～64歳	277	289	303	313	320
65歳以上	16	20	21	26	28
計	445	462	492	531	554

資料: 社会福祉課

■判定区分別の療育手帳所持者数の推移(各年度4月1日現在) (人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A（最重度）	102	104	107	110	113
A（重 度）	103	109	108	114	113
B（中 度）	118	114	128	139	139
C（軽 度）	122	135	149	168	189
計	445	462	492	531	554

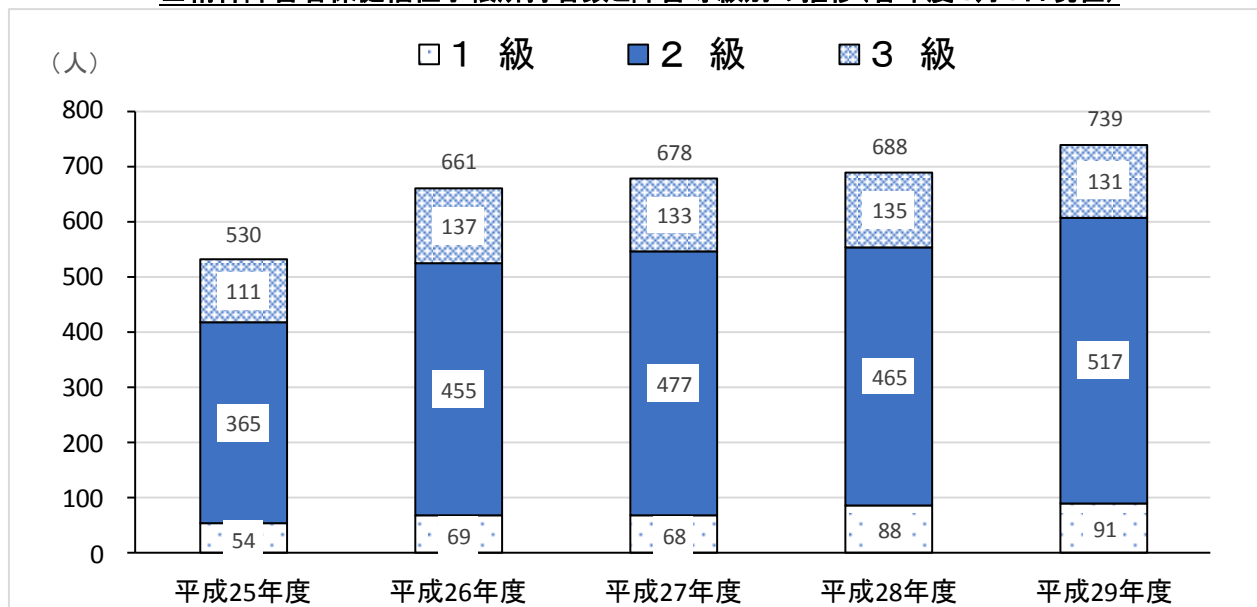
資料: 社会福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向がうかがえ、平成29年度は739人となっています。

平成29年度の障害等級別でみると、1級が91人、2級が517人、3級が131人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数と障害等級別の推移(各年度4月1日現在)



資料:社会福祉課

■障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度4月1日現在) (人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	54	69	68	88	91
2級	365	455	477	465	517
3級	111	137	133	135	131
計	530	661	678	688	739

資料:社会福祉課

(4) 難病患者数の状況

難病患者数は増加傾向がうかがえ、平成29年度は515人となっています。

■難病患者数の推移(各年度3月31日現在) (人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
難病患者数	421	443	459	469	515

資料:津島保健所事業概要

3 教育・療育の状況

(1) 小学校就学前の障がい児の教育（療育）の状況

親子通園療育事業参加者数の平成25年度から平成29年度までの推移では、横ばいの傾向となっています。

障がい児の子ども・子育て支援等の利用人数の推移については、年々増加傾向にあります。

■親子通園療育事業の参加者の推移(各年度4月1日現在) (人)

施設名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
にこにこ園（七宝）	12	14	9	13	10
きらきら園（美和）	10	15	14	11	12
ほのぼの園（基目寺）	16	22	14	14	11
計	38	51	37	38	33

資料：子育て支援課

■障がい児の子ども・子育て支援等の利用人数の推移(各年度4月1日現在) (人)

施設名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所	17	21	26	35	42
認定こども園	0	0	0	0	2
放課後児童 健全育成事業 (放課後児童クラブ)	4	5	11	15	14
計	21	26	37	50	58

資料：子育て支援課

(2) あま市内の小学校・中学校の特別支援学級の在学状況

あま市内の小学校・中学校の全体の在学者数が減少傾向であるのに対し、特別支援学級の在学者数は増加傾向がうかがえ、平成29年度は小学校の在学者数は129人、中学校の在学者数は38人の計167人となっています。

平成29年度の障がいの区分別でみると、知的障害が64人、肢体不自由が3人、病弱・身体虚弱が1人、自閉症・情緒障害が99人となっています。

■あま市内の小学校・中学校の特別支援学級の在学状況の推移(各年度5月1日現在)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	学校数 (校)	12	12	11	11	12
	学級数 (学級)	24	27	28	28	33
	在学者数 (人)	79	93	101	111	129
中学校	学校数 (校)	5	5	5	5	5
	学級数 (学級)	11	11	10	12	11
	在学者数 (人)	38	36	31	40	38
在学者数合計 (人)		117	129	132	151	167

資料：学校教育課

<参考>あま市内の小学校・中学校の全体の在学状況の推移(各年度5月1日現在)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	学校数 (校)	12	12	12	12	12
	学級数 (学級)	192	190	193	192	195
	在学者数 (人)	5,369	5,204	5,148	5,152	5,089
中学校	学校数 (校)	5	5	5	5	5
	学級数 (学級)	89	90	86	89	85
	在学者数 (人)	2,712	2,735	2,716	2,697	2,623
在学者数合計 (人)		8,081	7,939	7,864	7,849	7,712

資料：学校教育課

■あま市内の小学校・中学校の特別支援学級の在学状況(平成29年5月1日現在) (人)

区分	学級数	在学者数									計
		小学校						中学校			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障害	18	8	9	15	4	8	6	3	3	8	64
肢体不自由	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
病弱・身体虚弱	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
弱視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	22	12	13	3	21	12	14	5	12	7	99
計	44	23	23	18	25	20	20	8	15	15	167

資料:学校教育課

(3) 特別支援学校の在学状況

平成29年5月1日現在のあま市に在住する特別支援学校の在学者数は、合計で93人となっています。

■特別支援学校の在学状況(平成29年5月1日現在) (人)

種 別	学校名	所在地	あま市の在学者数				
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
盲学校	名古屋盲学校	名古屋市千種区	0	0	0	1	1
聾学校	一宮聾学校	一宮市	3	1	2	0	6
知的障害 特別支援学校	佐織特別支援学校	愛西市	0	20	11	38	69
	春日井高等特別支援学校	春日井市	0	0	0	1	1
	半田特別支援学校 桃花校舎	大府市	0	0	0	1	1
	区域外特別支援学校		0	0	1	0	1
肢体不自由 特別支援学校	一宮特別支援学校	一宮市	0	4	1	1	6
	区域外特別支援学校		0	1	4	2	7
病弱特別支援学校	大府特別支援学校	大府市	0	1	0	0	1
計			3	27	19	44	93

資料:愛知県

○平成30年4月より、半田特別支援学校桃花校舎は「大府もちのき特別支援学校桃花校舎」となります。

4 雇用・就業の状況

(1) 一般企業における障がい者の雇用の状況

一般企業における障がい者の雇用の状況については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、国は、一般企業に対して、障害者雇用率（法定雇用率）2.2%以上（平成30年4月1日より）を義務づけ、これを満たさない企業からは「障害者雇用納付金」を徴収し、障がい者を多く雇用している企業には「障害者雇用調整金」や各種助成金を支給しています。

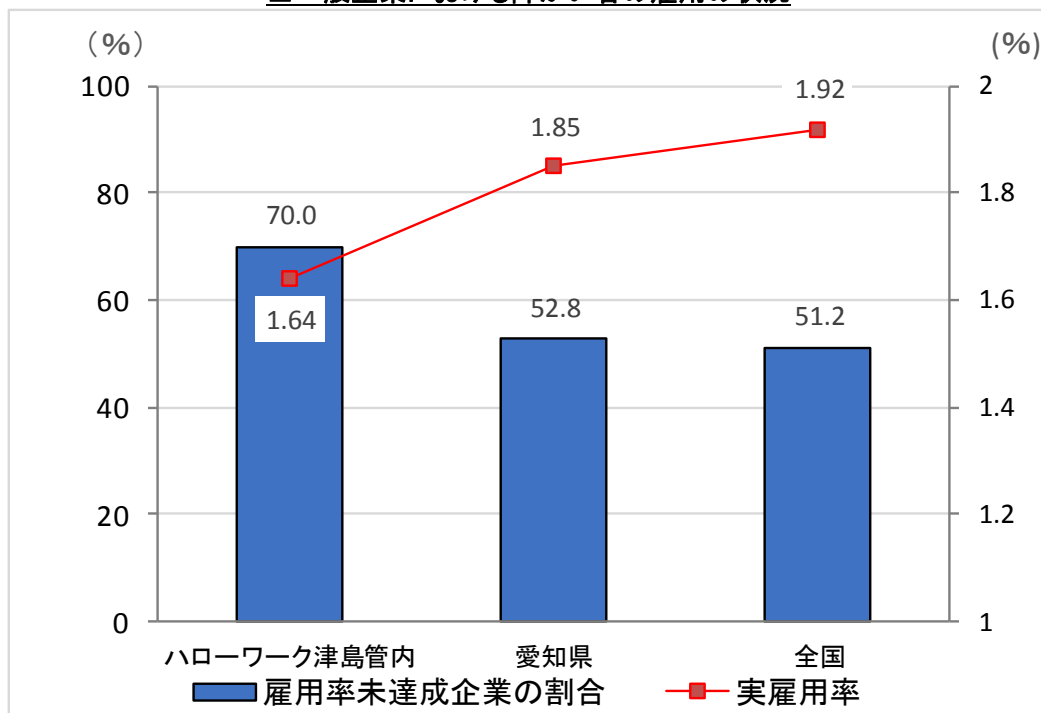
平成28年6月1日現在のハローワーク津島管内における実雇用率は1.64%で、愛知県及び全国の実雇用率よりも低くなっています。また、雇用率未達成企業の割合は70.0%で、愛知県及び全国よりも高い割合となっています。

■一般企業における障がい者の雇用の状況(平成28年6月1日現在) (%)

規模別	ハローワーク津島管内		愛知県		全国	
	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合
50～99人			1.34	55.6	1.55	54.3
100～299人			1.61	50.2	1.74	47.8
300～499人			1.71	57.8	1.84	55.2
500～999人			1.84	54.3	1.93	51.9
1,000人以上			2.13	34.4	2.12	41.1
全対象企業	1.64	70.0	1.85	52.8	1.92	51.2

資料：ハローワーク津島

■一般企業における障がい者の雇用の状況



(2) ハローワーク津島に登録している障がい者の状況

平成28年度のハローワーク津島管内における新規で求職の申し込みをした障がい者数は201人となっています。就職件数は125件で、就職率は62.2%にとどまっています。

■ハローワーク津島に登録している障がい者の推移(各年度3月31日現在) (人)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	身体	知的	身体	知的	身体	知的	身体	知的
新規求職申込者数	150	62	130	72	154	82	129	72
就職件数	68	55	87	46	66	68	72	53
新規登録者数	82	40	60	42	75	53	59	36
有効求職数	299	108	275	115	251	127	237	124
就職中の者	540	350	553	373	516	398	531	425
保留中の者	19	14	24	11	23	11	24	3

資料:ハローワーク津島

平成29年4月1日現在の第一種登録者(身体障がい者)の障がい別登録者数では、内部疾患が187人と最も多く、次いで、下肢が178人、上肢が151人等となっています。第二種登録者数では、知的障がい者が552人、その他が876人となっています。

■ハローワーク津島に登録している障がい者の障がい別の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	障がい別	登録者数		(内訳)					
				有効求職者		就 業 中		保 留 中	
		人	%	人	%	人	%	人	%
第一種登録者	視覚	50	6.3	15	6.3	34	6.4	1	4.2
	聴覚・言語等	102	12.9	28	11.8	74	13.9	0	0.0
	上肢	151	19.0	43	18.2	102	19.2	6	25.0
	下肢	178	22.5	50	21.1	123	23.2	5	20.8
	体幹	113	14.3	32	13.5	78	14.7	3	12.5
	脳病変	11	1.4	2	0.8	9	1.7	0	0.0
	内部疾患	187	23.6	67	28.3	111	20.9	9	37.5
	小計	792	100.0	237	100.0	531	100.0	24	100.0
第二種登録者	知的障がい	552	38.7	124	23.4	425	49.2	3	8.8
	その他	876	61.3	406	76.6	439	50.8	31	91.2
	小計	1,428	100.0	530	100.0	864	100.0	34	100.0
合計	2,220		767		1,395		58		

資料:ハローワーク津島

5 第4期あま市障がい福祉計画（見込値と実績値）

第4期あま市障がい福祉計画の進捗状況は、次のとおりです。

※障害福祉サービス等の利用量において使用されている、「人日」という単位は、1か月あたりの「利用人数」×「1人あたりの平均利用日数」で算出されるものです。そのサービスを全利用者で1か月あたり何日間利用したかを表した数値となります。

（1）障害福祉サービス

①訪問系サービス

訪問系サービス全体では、平成27・28年度においては利用人数、時間ともに計画を上回っていますが、平成29年度（4月～9月分）においては、計画を下回っています。

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴、排せつ、食事の介護や家事等の、生活全般にわたる支援を行うものです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする人を対象として、居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行うものです。
同行援護	視覚障がい者を対象として、移動に必要な情報提供等、外出する際に必要な援助を行うものです。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難を有する障がい者に対して、行動するとき生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行うものです。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの利用量推移（1か月あたり）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護	計画見込量	人	80	90	100
		時間	1,205	1,355	1,506
同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	利用実績	人	91	96	95
		時間	1,582	1,639	1,610
	実績/計画見込量比率	%	113.8	106.7	95.0
		%	131.3	121.0	106.9

○平成29年度については、4月から9月までの実績をもとに算出しています。

②日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、全体的に増加傾向が見られますが、特に就労継続支援A型・B型及び短期入所（福祉型）については、利用人数・日数ともに一貫して増加していることが分かります。

■サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人を対象として、主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するものです。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者または難病患者等を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション等を行うものです。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者または精神障がい者を対象とし、入浴、排せつや食事等の日常生活能力向上のための支援を行うものです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の障がい者を対象として、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。
就労継続支援（A型、B型）	一般企業等への就労が困難な障がい者を対象として、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。
療養介護	常に医療と介護を必要とする人を対象として、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行うものです。
短期入所（福祉型、医療型）	居宅において介護者が病気等の場合に、障がい者支援施設等で入浴や排せつ、食事の介護等を行うものです。施設でサービスの提供を行う福祉型と病院や診療所でサービスの提供を行う医療型があります。

■日中活動系サービスの利用量推移(1か月あたり)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	計画見込量	人	148	162	169
		人日	2,751	3,011	3,141
	利用実績	人	147	153	145
		人日	2,269	2,434	2,453
	実績/計画見込量比率	%	99.3	94.4	85.8
		%	82.5	80.8	78.1
自立訓練 (機能訓練)	計画見込量	人	2	3	3
		人日	30	45	45
	利用実績	人	1	1	1
		人日	16	24	24
	実績/計画見込量比率	%	50.0	33.3	33.3
		%	53.3	53.3	53.3
自立訓練 (生活訓練)	計画見込量	人	3	3	3
		人日	57	57	57
	利用実績	人	9	7	5
		人日	168	86	45
	実績/計画見込量比率	%	300.0	233.3	166.7
		%	294.7	150.9	78.9
就労移行支援	計画見込量	人	23	27	31
		人日	451	529	608
	利用実績	人	20	14	15
		人日	255	226	250
	実績/計画見込量比率	%	87.0	51.9	48.4
		%	56.5	42.7	41.1

○平成29年度については、4月から9月までの実績をもとに算出しています。

■日中活動系サービスの利用量推移(1か月あたり)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援 (A型)	計画見込量	人	70	80	90
		人日	1,304	1,490	1,676
	利用実績	人	80	87	98
		人日	1,411	1,647	1,940
	実績/計画見込量比率	%	114.3	108.8	108.8
		%	108.2	110.5	115.8
就労継続支援 (B型)	計画見込量	人	115	130	145
		人日	2,077	2,347	2,618
	利用実績	人	121	112	120
		人日	1,943	1,987	2,103
	実績/計画見込量比率	%	105.2	86.2	82.8
		%	93.5	84.7	80.3
療養介護	計画見込量	人	7	7	7
	利用実績	人	5	5	5
	実績/計画見込量比率	%	71.4	71.4	71.4
短期入所 (福祉型)	計画見込量	人	27	29	31
		人日	151	161	176
	利用実績	人	43	51	55
		人日	186	237	248
	実績/計画見込量比率	%	159.3	175.9	177.4
		%	123.2	147.2	140.9
短期入所 (医療型)	計画見込量	人	4	4	5
		人日	23	24	26
	利用実績	人	4	9	9
		人日	13	23	24
	実績/計画見込量比率	%	100.0	225.0	180.0
		%	56.5	95.8	92.3

○平成29年度については、4月から9月までの実績をもとに算出しています。

③居住系サービス

居住系サービスでは、共同生活援助については増加傾向にありますが、施設入所支援については横ばいで推移しています。

■サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行うものです。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供するものです。

■居住系サービスの利用量推移(1か月あたり)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	計画見込量	人	47	52	59
	利用実績	人	41	42	50
	実績/計画見込量比率	%	87.2	80.8	84.7
施設入所支援	計画見込量	人	53	52	51
	利用実績	人	52	54	53
	実績/計画見込量比率	%	98.1	103.8	103.9

○平成29年度については、4月から9月までの実績をもとに算出しています。

④相談支援

相談支援では、計画相談支援で増加傾向がみられます。

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者が利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うものです。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や支援を行うものです。
地域定着支援	居宅において、単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行うものです。

■相談支援の利用量推移(1か月あたり)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	計画見込量	人	40	50	60
	利用実績	人	46	58	70
	実績/計画見込量比率	%	115.0	116.0	116.7
地域移行支援	計画見込量	人	2	2	2
	利用実績	人	0	1	0
	実績/計画見込量比率	%	0.0	50.0	0.0
地域定着支援	計画見込量	人	2	2	2
	利用実績	人	1	1	1
	実績/計画見込量比率	%	50.0	50.0	50.0

○平成29年度については、4月から9月までの実績をもとに算出しています。

⑤障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）

障がい児支援は児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、障害児相談支援で増加傾向がみられます。

■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、または今後利用する児童に集団生活への適応訓練等を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行うものです。
医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、治療を行うものです。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとに見直しを行うものです。

■障がい児支援の利用量推移(1か月あたり)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	計画見込量	人	15	19	23
		人日	83	103	129
	利用実績	人	27	35	46
		人日	152	261	369
	実績/計画見込量比率	%	180.0	184.2	200.0
		%	183.1	253.4	286.0
放課後等 デイサービス	計画見込量	人	120	131	143
		人日	1,055	1,151	1,255
	利用実績	人	163	202	211
		人日	1,323	1,775	2,102
	実績/計画見込量比率	%	135.8	154.2	147.6
		%	125.4	154.2	167.5
保育所等訪問支援	計画見込量	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	利用実績	人	2	2	2
		人日	2	2	3
	実績/計画見込量比率	%	—	—	—
		%	—	—	—
医療型 児童発達支援	計画見込量	人	6	7	8
		人日	95	106	122
	利用実績	人	2	3	3
		人日	14	26	32
	実績/計画見込量比率	%	33.3	42.9	37.5
		%	14.7	24.5	26.2
障害児相談支援	計画見込量	人	12	14	17
	利用実績	人	19	27	40
	実績/計画見込量比率	%	158.3	192.9	235.3

○平成29年度については、4月から9月までの実績をもとに算出しています。

(2) 地域生活支援事業

■必須事業 サービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行うものです。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援するものです。
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援をするものです。
障害者総合支援協議会	あま市、大治町で構成する海部東部障害者総合支援協議会にて、地域の障がい福祉についての課題の協議、研修等の啓発事業、個別の事例検討等を行うものです。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業等を実施する機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的職員を配置したり、地域における相談支援事業者等に対する指導・助言等の取組を実施したりすることにより、相談支援機能の強化を図るものです。
住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由により、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な支援を行うものです。
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援するものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行うものです。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図るものです。
手話通訳者設置事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、庁舎内の窓口での各種手続きや相談等のための手話通訳者を設置し、意思疎通の円滑化を図るものです。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行うものです。
日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るため、障がい者等に対し日常生活用具を給付するものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者にヘルパー等を派遣し、外出のための支援を行うものです。
地域活動支援センター事業	創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに社会との交流促進等の便宜を供与するものです。

[必須事業①]

■必須事業の実績及び利用量推移(年間)

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
理解促進研修・ 啓発事業	計画見込量	—	未実施	未実施	未実施	
	利用実績	—	未実施	未実施	未実施	
自発的活動 支援事業	計画見込量	—	未実施	未実施	未実施	
	利用実績	—	未実施	未実施	未実施	
相談 支援 事業	障害者相談 支援事業	計画見込量	か所	2	2	2
		利用実績	か所	3	3	4
		実績/計画 見込量比率	%	150.0	150.0	200.0
	障害者総合 支援協議会	計画見込量	—	実施	実施	実施
		利用実績	—	実施	実施	実施
	基幹相談支援 センター	計画見込量	—	未実施	未実施	未実施
		利用実績	—	未実施	未実施	未実施
	基幹相談支援 センター等 機能強化事業	計画見込量	—	未実施	未実施	未実施
		利用実績	—	未実施	未実施	未実施
	住宅入居等 支援事業	計画見込量	—	未実施	未実施	未実施
		利用実績	—	未実施	未実施	未実施
	成年後見制度 利用支援事業	計画見込量	—	実施	実施	実施
利用実績		—	実施	実施	実施	
成年後見制度 法人後見支援事業	計画見込量	—	未実施	未実施	未実施	
	利用実績	—	未実施	未実施	未実施	
意思 疎通 支援 事業	手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	計画見込量	件	16	21	28
		利用実績	件	59	61	80
		実績/計画 見込量比率	%	368.8	290.5	285.7
	手話通訳者 設置事業	計画見込量	—	未実施	実施	実施
		利用実績	—	未実施	実施	実施
	手話奉仕員 養成研修事業	計画見込量	—	実施	実施	実施
		利用実績	—	実施	実施	実施

- 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業については、市単独では実施していませんが、海部東部障害者総合支援協議会において類似の事業を実施しています。
- 基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業については海部圏域での設置を含めて、海部東部障害者総合支援協議会において協議しています。
- 平成 29 年度の手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、4 月から 9 月までの実績をもとに算出しています。

[必須事業②]

■日常生活用具給付事業の利用量推移(年間)

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練 支援用具	計画見込量	件	2	2	2
	利用実績	件	2	4	6
	実績/計画見込量比率	%	100.0	200.0	300.0
自立支援 生活用具	計画見込量	件	22	24	26
	利用実績	件	13	10	14
	実績/計画見込量比率	%	59.1	41.7	53.8
在宅療養等 支援用具	計画見込量	件	19	20	21
	利用実績	件	19	18	30
	実績/計画見込量比率	%	100.0	90.0	142.9
情報・ 意思疎通 支援用具	計画見込量	件	8	8	8
	利用実績	件	3	7	6
	実績/計画見込量比率	%	37.5	87.5	75.0
排泄管理 支援用具	計画見込量	件	1,866	1,959	2,057
	利用実績	件	1,745	1,868	1,964
	実績/計画見込量比率	%	93.5	95.4	95.5
居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	計画見込量	件	3	3	3
	利用実績	件	2	1	2
	実績/計画見込量比率	%	66.7	33.3	66.6

○平成 29 年度については、4 月から 9 月までの実績をもとに算出しています。

■その他の必須事業の利用量推移(1か月あたり)

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	計画見込量	人	45	47	49
		時間	448	475	504
	利用実績	人	41	43	46
		時間	390	382	388
	実績/計画見込量比率	%	91.1	91.5	93.9
		%	87.1	80.4	77.0
地域活動支援 センター事業	計画見込量	人	59	71	85
		人日	604	676	757
	利用実績	人	49	49	55
		人日	525	590	666
	実績/計画見込量比率	%	83.1	69.0	64.7
		%	86.9	87.3	88.0

○平成 29 年度については、4 月から 9 月までの実績をもとに算出しています。

■任意事業 サービスの概要

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障がい者の自宅を訪問して、入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。
日中一時支援事業	日中における活動の場を提供し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することで、障がい者の自立及び社会参加の促進を図るものです。
更生訓練費支給事業	障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
自動車改造助成事業	身体障がい者が自ら所有し運転する、自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労・通院・通学等地域での自立生活及び社会参加を促進するものです。
自動車運転免許証取得助成事業	身体障がい者が就労・通院・通学等社会活動への参加を目的として、普通自動車免許を新規取得する場合に、取得するために要する費用の一部を助成するものです。

[任意事業①]

■任意事業の利用量推移(1か月あたり)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴 サービス事業	計画見込量	人	5	6	8
		日	15	18	22
	利用実績	人	3	3	4
		日	9	12	25
	実績/計画見込量比率	%	60.0	50.0	50.0
		%	60.0	66.6	113.6
日中一時 支援事業	計画見込量	人	80	81	82
		日	641	628	615
	利用実績	人	74	73	76
		日	416	422	430
	実績/計画見込量比率	%	92.5	90.1	92.7
		%	64.9	67.2	69.9
更生訓練費 支給事業	計画見込量	人	—	—	—
		日	—	—	—
	利用実績	人	2	4	4
		日	38	62	67
	実績/計画見込量比率	%	—	—	—
		%	—	—	—

○平成29年度については、4月から9月までの実績をもとに算出しています。

[任意事業②]

■任意事業の利用量推移(年間)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車改造 助成事業	計画見込量	件	6	6	6
	利用実績	件	5	4	6
	実績/計画見込量比率	%	83.3	66.7	100.0
自動車運転 免許証取得 助成事業	計画見込量	人	1	1	1
	利用実績	人	1	1	0
	実績/計画見込量比率	%	100.0	100.0	0.0

○平成29年度については、4月から9月までの実績をもとに算出しています。

第3章 障がい者のアンケート等調査結果

1 障がい当事者アンケート調査結果

市では、障がい当事者に対して、生活の実態と今後の意向をおうかがいするアンケート調査を実施しました。

■ 調査の目的・内容

本調査は、あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画を策定するにあたって、障がい当事者に対するアンケート形式により、障がい福祉に関する意識や福祉サービスの利用実態及び今後の利用意向等を把握することを目的に実施したものです。

■ 調査対象者（抽出前）

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳及び障害福祉サービス及び地域生活支援事業受給者証保持者 計4,068人

■ 調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■ 調査期間

平成29年7月28日～8月14日（調査基準日 平成29年7月1日）

■ 送付対象者数、有効回答者数、回答率

無作為抽出後の送付対象者数は、全体で2,997人、うち1,453人（有効1,446人、無効7人）から回答を得ることができました。有効回答者数を対象者数で除した回答率は48.2%でした。

■ 送付対象者数、有効回答者数、回答率

送付対象者数	有効回答者数	回答率
2,997	1,446	48.2%

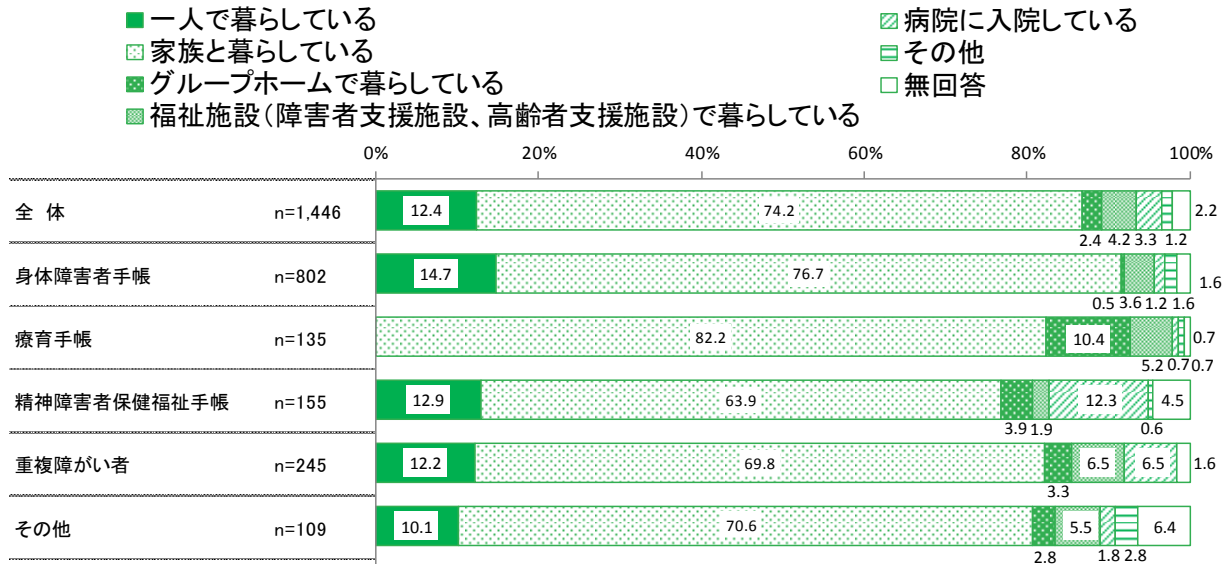
■ 調査結果の見方

- (1) 回答率はすべて%（パーセント）で表し、その質問の回答者数を母数として算出しました。
- (2) 母数となるべき回答者数は、「n＝」または「調査数」として記載しました。回答率は、この数を100%として算出しています。
- (3) 回答率（%）は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため各選択肢の回答率の合計が100%にならない場合があります。
- (4) 複数回答が可能な質問では、回答率算出の母数は回答者数とし、その項目を選び○印をつけた人が全体からみて何%なのかという見方をしました。そのため、各項目の比率の合計は100%とはなりません。
- (5) 本報告書の表の見出し及び文章中での回答選択肢の表現は、趣旨が変わらない程度に簡略化して掲載している場合があります。
- (6) 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「重複障がい」のいずれにも該当しないものは「その他」としています。
- (7) 比較可能なものは、「平成26年度障がい福祉計画アンケート調査」の結果を掲載しています。また、比較した項目の数值は□（四角）で囲ってあります。

(1) 生活環境

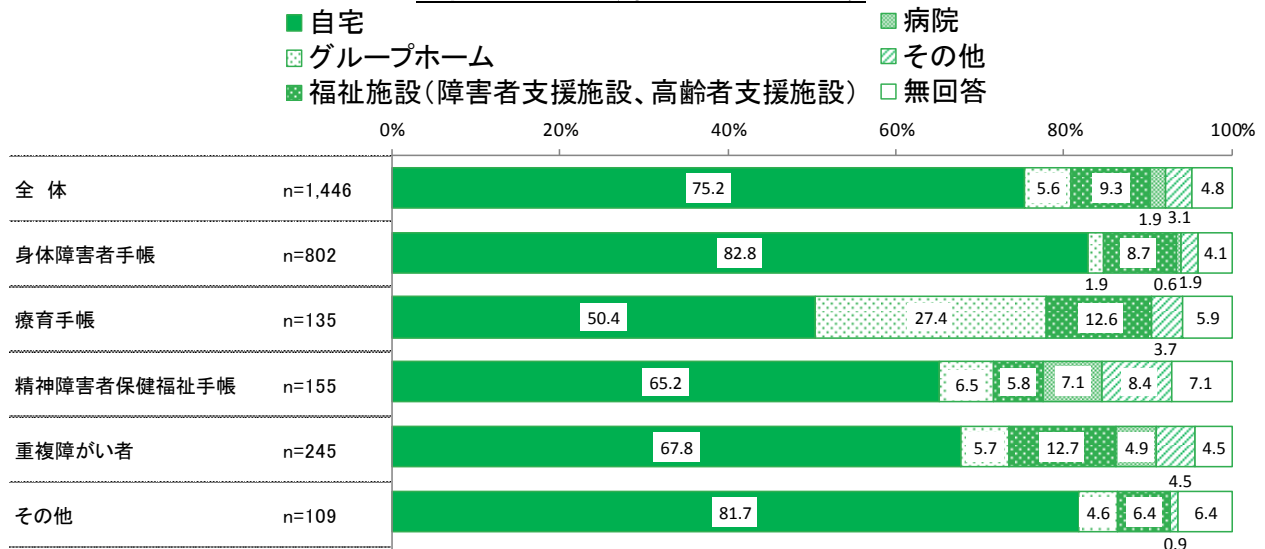
現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が74.2%と最も多くなっています。障がい別で見ると、いずれの障がいにおいても「家族と暮らしている」が約6～8割を占めています。

■現在の暮らしについて



将来住みたい、暮らしたい生活の場については、「自宅」が75.2%と最も多くなっています。障がい別で見ると、「自宅」が最も多いのは身体障害者手帳で82.8%となっています。「グループホーム」が最も多いのは療育手帳で27.4%となっています。

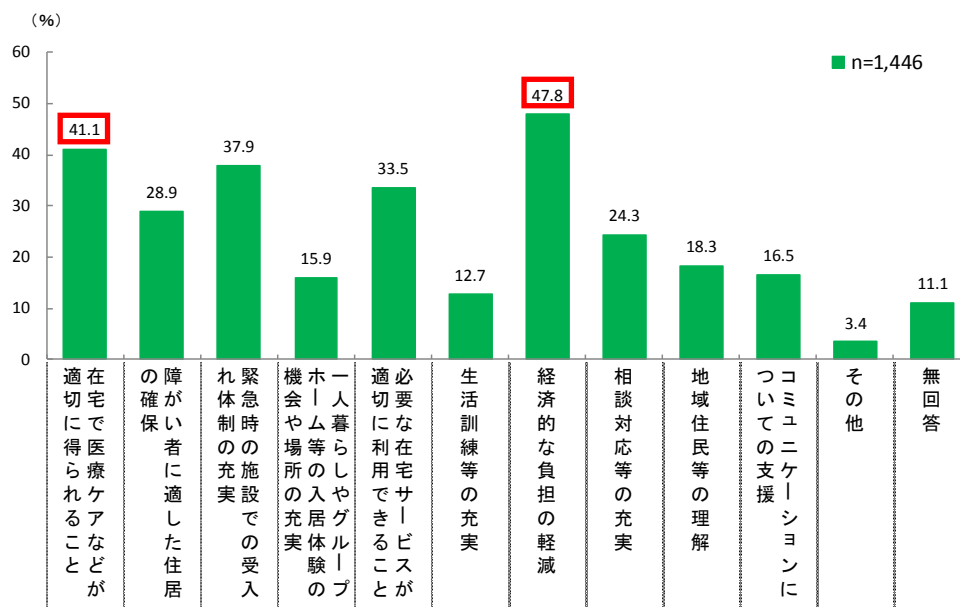
■将来住みたい、暮らしたい生活の場



(2) 障がい者の支援

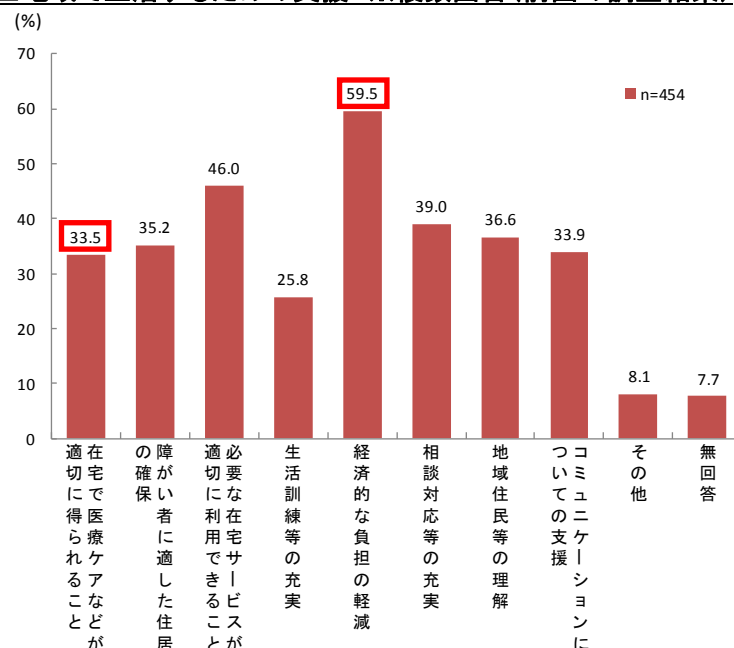
地域で生活するための支援については、「経済的な負担の軽減」が47.8%と最も多く、次いで、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が41.1%、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」が37.9%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が33.5%等となっています。

■地域で生活するための支援 ※複数回答



前回の調査結果と比較して、「経済的な負担の軽減」は数値が低くなっている一方で、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」は前回よりも高い数値となっています。

■地域で生活するための支援 ※複数回答(前回の調査結果)



出典：平成26年度障がい福祉計画アンケート調査

障がい別で見ると、全体と比較して特に数値が高いのは、療育手帳では「一人暮らしやグループホーム等の入居体験の機会や場所の充実」、「生活訓練等の充実」、「相談対応等の充実」、「地域住民等の理解」、「コミュニケーションについての支援」となっています。精神障害者保健福祉手帳では「経済的な負担の軽減」、「相談対応等の充実」、「地域住民等の理解」、「コミュニケーションについての支援」となっています。

■地域で生活するための支援(障がい別) ※複数回答

(%)

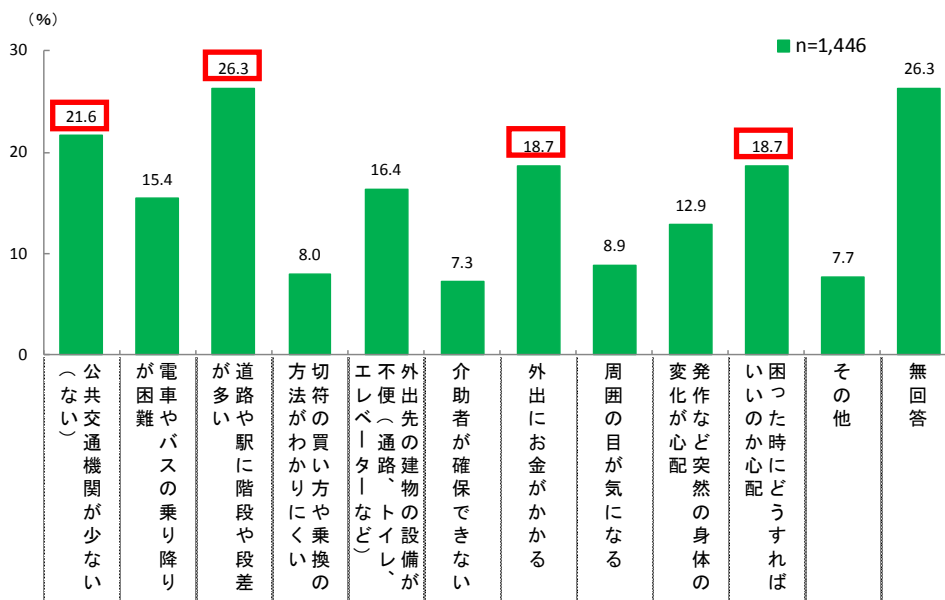
	調査数	問22 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか					
		在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	緊急時の施設での受入れ体制の充実	一人暮らしやグループホーム等の入居体験の機会や場所の充実	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実
全体	1,446	41.1	28.9	37.9	15.9	33.5	12.7
身体障害者手帳	802	48.8	27.1	37.4	12.1	38.0	8.1
療育手帳	135	11.1	37.8	40.7	36.3	22.2	31.1
精神障害者保健福祉手帳	155	31.0	33.5	38.1	23.2	30.3	21.3
重複障がい者	245	42.4	30.6	41.2	13.5	32.7	10.6
その他	109	33.0	21.1	30.3	13.8	20.2	15.6

	調査数	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
全体	1,446	47.8	24.3	18.3	16.5	3.4	11.1
身体障害者手帳	802	45.1	18.5	11.1	8.6	2.4	11.2
療育手帳	135	47.4	41.5	43.7	44.4	3.7	7.4
精神障害者保健福祉手帳	155	63.2	41.3	34.8	31.0	3.9	8.4
重複障がい者	245	51.4	22.4	16.3	15.1	4.5	12.2
その他	109	37.6	25.7	20.2	22.9	7.3	16.5

(3) 日中活動と就労支援

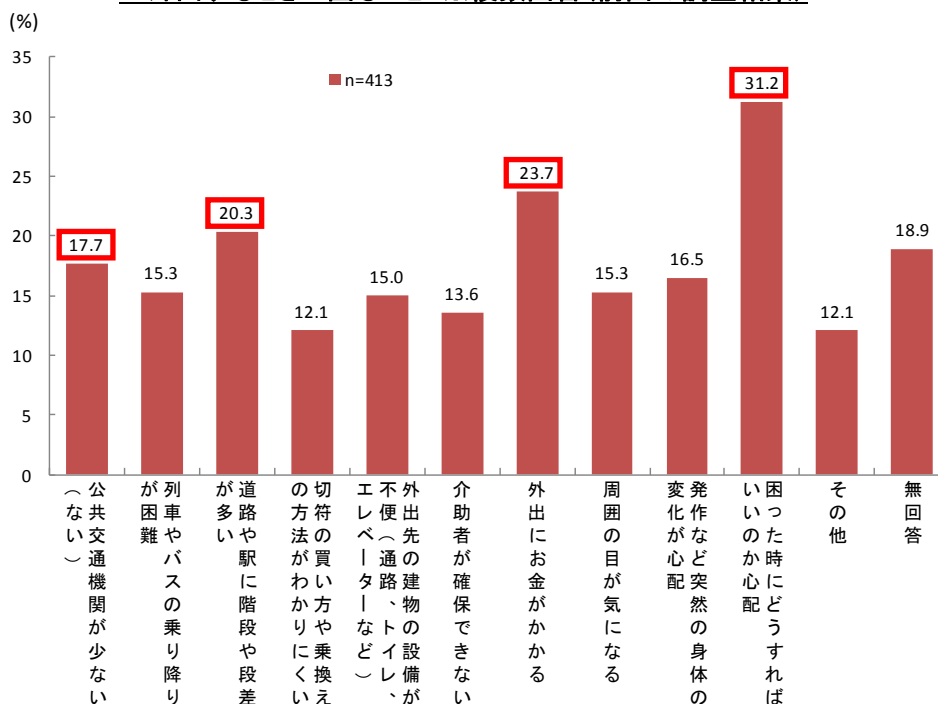
外出するときに困ることについては、「道路や駅に階段や段差が多い」が26.3%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が21.6%、「外出にお金がかかる」と「困ったときにどうすればいいのか心配」が18.7%等となっています。

■外出するときに困ること ※複数回答



前回の調査結果と比較して、「外出にお金がかかる」、「困ったときにどうすればいいのか心配」などは数値が低くなっている一方、「公共交通機関が少ない(ない)」、「道路や駅に階段や段差が多い」などが前回よりも高い数値となっています。

■外出するときに困ること ※複数回答(前回の調査結果)



出典：平成26年度障がい福祉計画アンケート調査

障がい別で見ると、全体と比較して特に数値が高いのは、身体障害者手帳では「道路や駅に階段や段差が多い」となっています。療育手帳では「切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい」、「周囲の目が気になる」、「困った時にどうすればいいのか心配」となっています。精神障害者保健福祉手帳では「公共交通機関が少ない(ない)」、「介助者が確保できない」、「外出にお金がかかる」、「周囲の目が気になる」、「発作など突然の身体の変化が心配」、「困った時にどうすればいいのか心配」となっています。

■外出するときに困ること(障がい別) ※複数回答

(%)

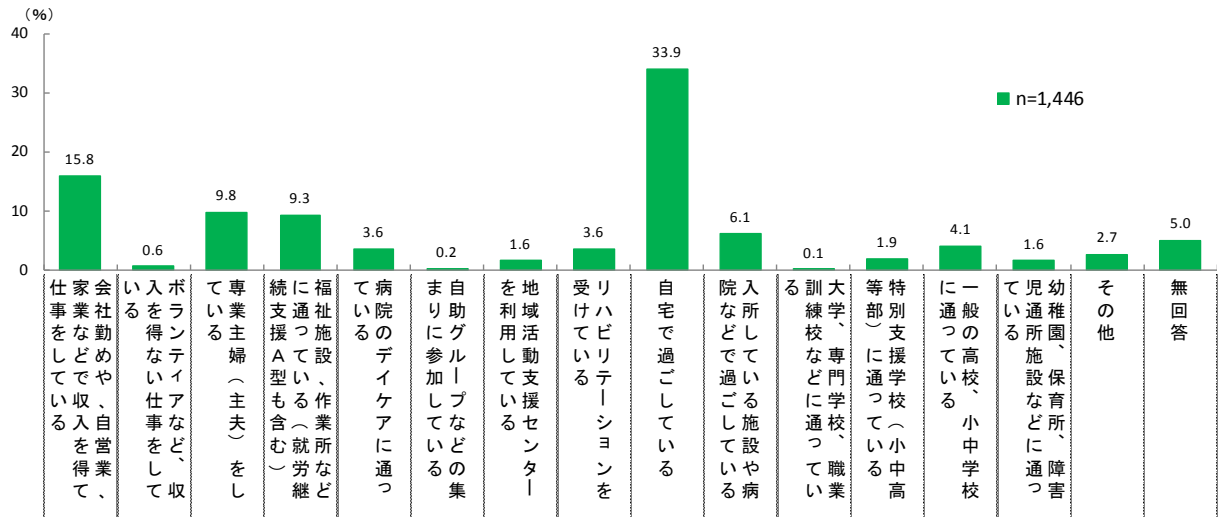
	調査数	問27 外出するときに困ることは何ですか。					
		公共交通機関が少ない(ない)	電車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	介助者が確保できない
全体	1,446	21.6	15.4	26.3	8.0	16.4	7.3
身体障害者手帳	802	22.4	18.5	34.2	5.1	19.0	5.2
療育手帳	135	20.7	7.4	6.7	17.8	5.9	10.4
精神障害者保健福祉手帳	155	27.1	9.0	12.3	11.0	14.2	14.2
重複障がい者	245	17.1	18.8	24.5	10.6	20.0	9.4
その他	109	19.3	3.7	17.4	7.3	5.5	4.6

	調査数	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配	その他	無回答
全体	1,446	18.7	8.9	12.9	18.7	7.7	26.3
身体障害者手帳	802	16.3	4.1	11.8	12.2	7.7	26.9
療育手帳	135	11.9	17.0	5.9	40.0	8.1	25.2
精神障害者保健福祉手帳	155	36.8	28.4	20.6	35.5	6.5	12.9
重複障がい者	245	22.0	8.2	16.7	18.8	6.5	28.6
その他	109	11.0	7.3	9.2	16.5	11.0	36.7

平日の主な過ごし方については、「自宅で過ごしている」が33.9%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が15.8%、「専業主婦（主夫）をしている」が9.8%、「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」が9.3%等となっています。

障がい別で見ると、全体と比較して特に数値が高いのは、療育手帳で「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」が37.0%となっています。

■平日の主な過ごし方 ※複数回答



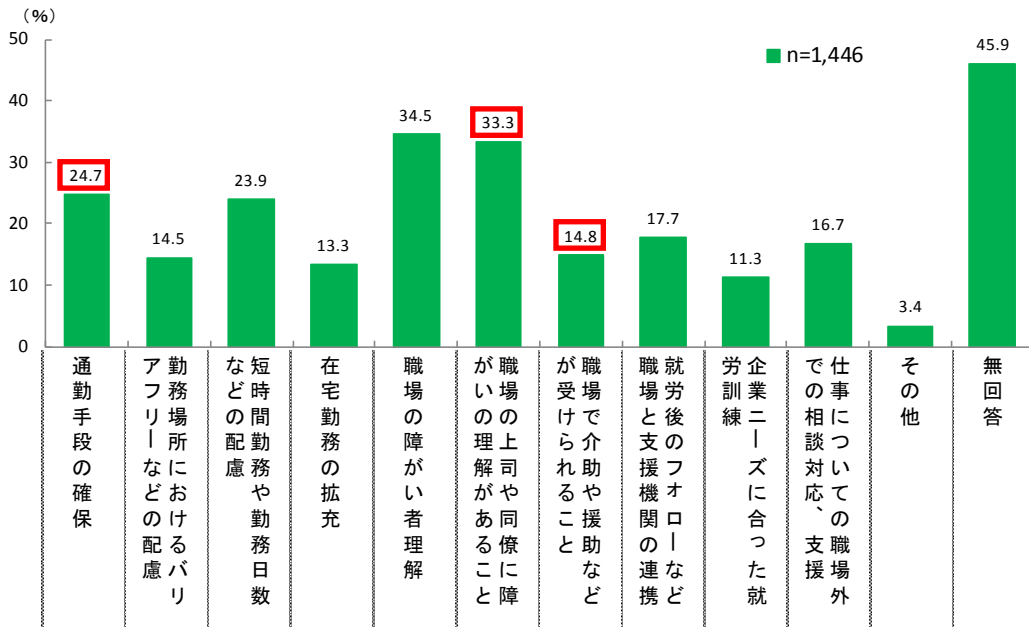
(%)

	調査数	問28 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。							
		会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	専業主婦(主夫)をしている	福祉施設、作業所などに通っている(就労継続支援A型も含む)	病院的のデイケアに通っている	自助グループなどの集まりに参加している	地域活動支援センターを利用している	リハビリテーションを受けている
全体	1,446	15.8	0.6	9.8	9.3	3.6	0.2	1.6	3.6
身体障害者手帳	802	19.3	0.7	13.5	2.0	4.1	0.4	1.7	4.5
療育手帳	135	13.3	0.0	0.0	37.0	0.0	0.0	0.7	0.7
精神障害者保健福祉手帳	155	10.3	0.6	2.6	15.5	5.2	0.0	3.2	0.6
重複障がい者	245	11.8	0.4	7.8	16.3	3.3	0.0	0.8	5.3
その他	109	10.1	0.9	10.1	3.7	2.8	0.0	0.9	0.9

	調査数	問28 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。							無回答
		自宅で過ごしている	入所している施設や病院などに通っている	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	特別支援学校(小中高等部)に通っている	一般の高校、小中学校に通っている	幼稚園、保育所、障害児通所施設などに通っている	その他	
全体	1,446	33.9	6.1	0.1	1.9	4.1	1.6	2.7	5.0
身体障害者手帳	802	41.1	4.4	0.1	0.1	1.1	0.1	2.7	4.0
療育手帳	135	4.4	4.4	0.0	11.1	13.3	8.9	4.4	1.5
精神障害者保健福祉手帳	155	34.2	12.9	0.0	0.6	7.1	0.0	4.5	2.6
重複障がい者	245	28.2	6.9	0.0	4.1	0.4	1.6	1.6	11.4
その他	109	29.4	9.2	0.9	0.9	19.3	5.5	0.0	5.5

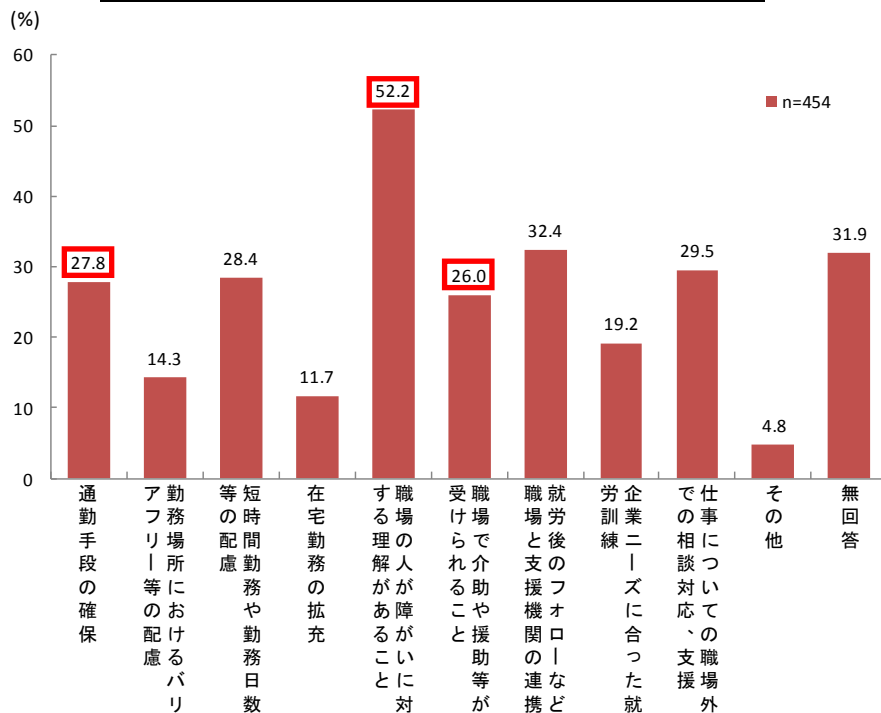
障がい者の就労支援として、どのようなことが必要かとたずねたところ、「職場の障がい者理解」が34.5%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が33.3%、「通勤手段の確保」が24.7%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が23.9%等となっています。

■障がい者の就労支援 ※複数回答



前回の調査結果と比較して、「通勤手段の確保」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」などは数値が低くなっている一方、「職場で介助や援助などが受けられること」などは前回よりも高い数値となっています。

■障がい者の就労支援 ※複数回答(前回の調査結果)



出典：平成26年度障がい福祉計画アンケート調査

障がい別で見ると、全体と比較して特に数値が高いのは、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳で「通勤手段の確保」、「職場の障がい者理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「職場で介助や援助などが受けられること」、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」となっています。療育手帳では「企業ニーズに合った就労訓練」、精神障害者保健福祉手帳では「短時間勤務や勤務日数などの配慮」、「在宅勤務の拡充」も全体との差が大きくなっています。

■障がい者の就労支援(障がい別) ※複数回答

(%)

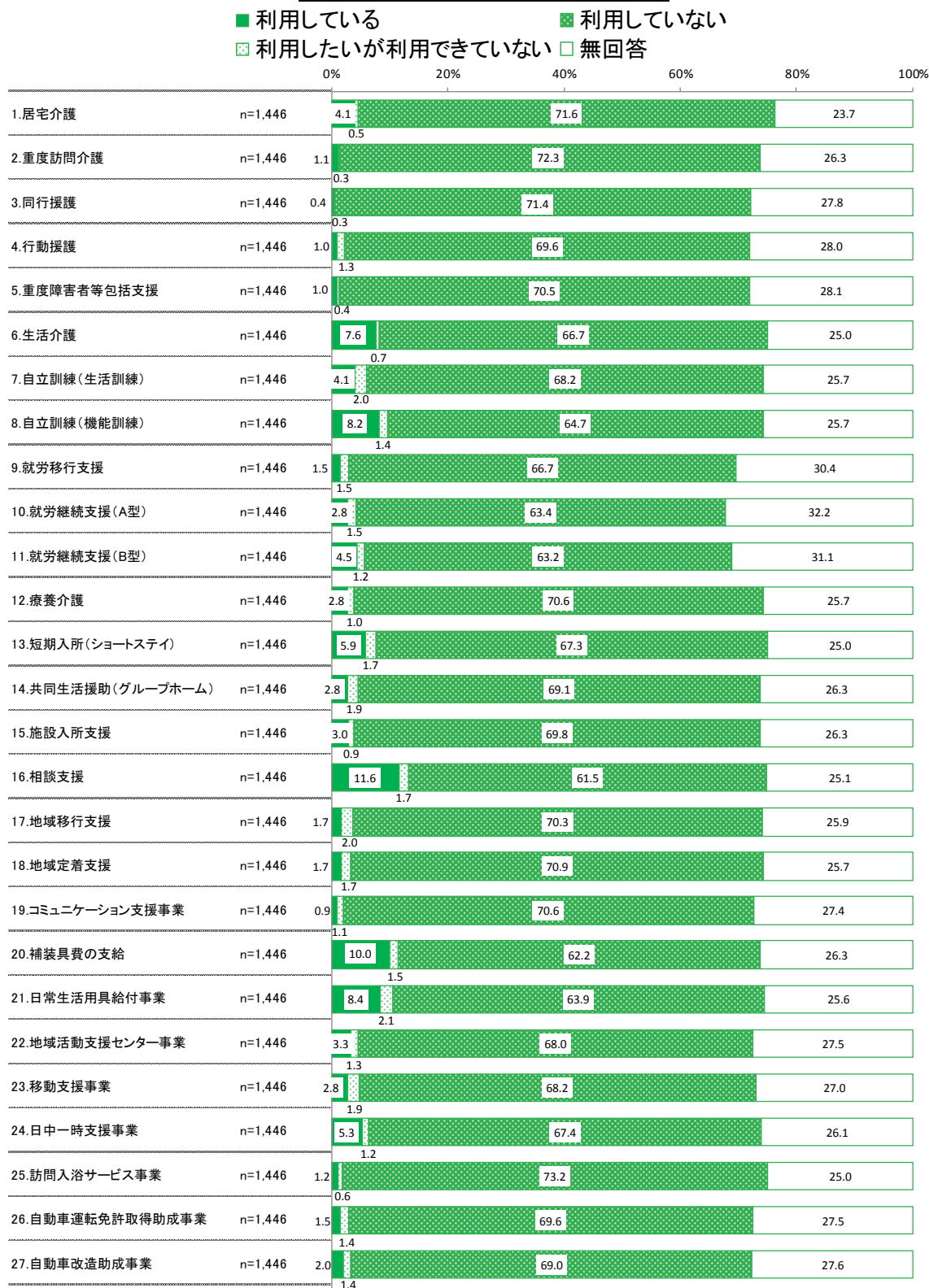
	調査数	問32 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。					
		通勤手段の確保	勤務場所における バリアフリーなどの 配慮	短時間勤務や勤務 日数などの配慮	在宅勤務の拡充	職場の障がい者理 解	職場の上司や同僚 に障がいの理解が あること
全体	1,446	24.7	14.5	23.9	13.3	34.5	33.3
身体障害者手帳	802	20.2	15.8	20.1	12.5	25.8	26.8
療育手帳	135	39.3	7.4	19.3	5.9	63.0	57.0
精神障害者保健福祉手帳	155	40.0	13.5	47.7	26.5	58.7	49.7
重複障がい者	245	24.5	13.9	24.5	11.8	31.8	31.4
その他	109	18.3	16.5	22.9	12.8	34.9	33.0

	調査数	職場で介助や援助 などが受けられる こと	就労後のフォロー など職場と支援機 関の連携	企業ニーズに合っ た就労訓練	仕事についての職 場外での相談対 応、支援	その他	無回答
全体	1,446	14.8	17.7	11.3	16.7	3.4	45.9
身体障害者手帳	802	9.6	10.1	8.2	10.6	2.7	55.1
療育手帳	135	32.6	41.5	21.5	31.9	3.7	23.0
精神障害者保健福祉手帳	155	23.9	37.4	16.8	37.4	3.9	21.9
重複障がい者	245	16.7	15.5	9.8	15.1	5.3	44.1
その他	109	13.8	21.1	16.5	17.4	2.8	44.0

(4) 障害福祉サービス・福祉施策

現在利用している障害福祉サービスについては、「相談支援」が11.6%と最も多く、次いで「補装具費の支給」が10.0%となっています。また、現在、利用したいが利用できていない障害福祉サービスについては、「日常生活用具給付事業」が2.1%と最も多く、次いで「自立訓練（生活訓練）」「地域移行支援」が2.0%となっています。

■現在利用している障害福祉サービス



身体障害者手帳所持者が、現在利用している障害福祉サービスについては、「補装具費の支給」が最も多く、次いで「日常生活用具給付事業」、「自立訓練（機能訓練）」となっています。また、現在、利用したいが利用できていない障害福祉サービスについては、「日常生活用具給付事業」が最も多く、次いで「地域定着支援」、「自立訓練（生活訓練）」、「地域移行支援」、「補装具費の支給」、「移動支援事業」となっています。

■身体障害者手帳所持者の現在利用している障害福祉サービス

身体障害者手帳 調査数 802	問36. あなたは現在、どのような福祉サービスを利用していますか。(%)			
	利用している	利用したいが 利用できていない	利用していない	無回答
1.居宅介護	4.6	0.6	71.2	23.6
2.重度訪問介護	1.1	0.2	71.7	26.9
3.同行援護	0.2	0.2	70.6	28.9
4.行動援護	0.1	0.5	70.0	29.4
5.重度障害者等包括支援	0.9	0.4	69.7	29.1
6.生活介護	7.4	0.9	65.5	26.3
7.自立訓練(生活訓練)	3.4	1.6	68.2	26.8
8.自立訓練(機能訓練)	8.6	1.2	63.2	26.9
9.就労移行支援	0.0	1.1	65.7	33.2
10.就労継続支援(A型)	0.5	1.0	62.8	35.7
11.就労継続支援(B型)	0.2	1.0	64.8	33.9
12.療養介護	2.0	1.0	69.8	27.2
13.短期入所(ショートステイ)	4.5	1.1	68.0	26.4
14.共同生活援助(グループホーム)	0.7	0.9	70.6	27.8
15.施設入所支援	2.4	0.4	69.5	27.8
16.相談支援	6.7	0.9	65.3	27.1
17.地域移行支援	0.7	1.5	70.2	27.6
18.地域定着支援	1.9	1.9	69.1	27.2
19.コミュニケーション支援事業	1.0	0.7	69.2	29.1
20.補装具費の支給	12.3	1.5	58.6	27.6
21.日常生活用具給付事業	10.7	2.0	60.7	26.6
22.地域活動支援センター事業	1.5	1.0	68.5	29.1
23.移動支援事業	1.9	1.5	68.0	28.7
24.日中一時支援事業	3.1	0.9	68.3	27.7
25.訪問入浴サービス事業	1.4	0.4	71.2	27.1
26.自動車運転免許取得助成事業	2.0	1.1	67.3	29.6
27.自動車改造助成事業	3.0	1.2	66.1	29.7

療育手帳所持者が、現在利用している障害福祉サービスについては、「相談支援」が最も多く、次いで「就労継続支援（B型）」、「日中一時支援事業」となっています。また、現在、利用したいが利用できていない障害福祉サービスについては、「短期入所（ショートステイ）」、「相談支援」、「移動支援事業」が最も多く、次いで「自立訓練（生活訓練）」、「共同生活援助（グループホーム）」となっています。

■療育手帳所持者の現在利用している障害福祉サービス

療育手帳 調査数 135	問36. あなたは現在、どのような福祉サービスを利用していますか。(%)			
	利用している	利用したいが 利用できていない	利用していない	無回答
1.居宅介護	0.7	0.0	83.0	16.3
2.重度訪問介護	0.0	0.0	83.0	17.0
3.同行援護	0.0	0.0	81.5	18.5
4.行動援護	3.7	3.0	77.8	15.6
5.重度障害者等包括支援	0.0	0.7	80.0	19.3
6.生活介護	6.7	0.0	76.3	17.0
7.自立訓練(生活訓練)	3.7	3.7	74.8	17.8
8.自立訓練(機能訓練)	3.0	0.7	79.3	17.0
9.就労移行支援	4.4	1.5	78.5	15.6
10.就労継続支援(A型)	8.1	1.5	74.1	16.3
11.就労継続支援(B型)	23.0	0.7	62.2	14.1
12.療養介護	0.0	0.7	83.7	15.6
13.短期入所(ショートステイ)	13.3	4.4	68.9	13.3
14.共同生活援助(グループホーム)	10.4	3.7	71.1	14.8
15.施設入所支援	3.0	3.0	80.0	14.1
16.相談支援	28.9	4.4	52.6	14.1
17.地域移行支援	3.0	3.0	80.0	14.1
18.地域定着支援	0.7	0.7	83.0	15.6
19.コミュニケーション支援事業	0.0	1.5	82.2	16.3
20.補装具費の支給	0.7	0.7	81.5	17.0
21.日常生活用具給付事業	0.0	3.0	80.7	16.3
22.地域活動支援センター事業	6.7	0.7	77.0	15.6
23.移動支援事業	7.4	4.4	72.6	15.6
24.日中一時支援事業	14.8	3.0	67.4	14.8
25.訪問入浴サービス事業	0.0	0.7	82.2	17.0
26.自動車運転免許取得助成事業	0.0	1.5	80.0	18.5
27.自動車改造助成事業	0.0	0.7	80.7	18.5

精神障害者保健福祉手帳所持者が、現在利用している障害福祉サービスについては、「相談支援」が最も多く、次いで「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」となっています。また、現在、利用したいが利用できていない障害福祉サービスについては、「就労継続支援（A型）」が最も多く、次いで「共同生活援助（グループホーム）」となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の現在利用している障害福祉サービス

精神障害者保健福祉手帳 調査数 155	問36. あなたは現在、どのような福祉サービスを利用していますか。(%)			
	利用している	利用したいが 利用できていない	利用していない	無回答
1.居宅介護	0.6	0.0	84.5	14.8
2.重度訪問介護	0.0	0.0	85.2	14.8
3.同行援護	0.0	0.0	85.2	14.8
4.行動援護	0.6	1.3	83.2	14.8
5.重度障害者等包括支援	0.0	0.0	85.2	14.8
6.生活介護	1.9	0.0	83.9	14.2
7.自立訓練(生活訓練)	6.5	3.2	76.1	14.2
8.自立訓練(機能訓練)	7.1	2.6	76.1	14.2
9.就労移行支援	5.8	2.6	76.8	14.8
10.就労継続支援(A型)	11.0	4.5	69.7	14.8
11.就労継続支援(B型)	8.4	2.6	74.2	14.8
12.療養介護	1.3	0.6	81.9	16.1
13.短期入所(ショートステイ)	3.2	1.9	77.4	17.4
14.共同生活援助(グループホーム)	4.5	3.9	74.8	16.8
15.施設入所支援	2.6	0.6	80.6	16.1
16.相談支援	16.1	1.9	67.7	14.2
17.地域移行支援	3.2	3.2	78.1	15.5
18.地域定着支援	1.3	1.9	80.6	16.1
19.コミュニケーション支援事業	0.0	3.2	80.0	16.8
20.補装具費の支給	1.9	0.6	80.6	16.8
21.日常生活用具給付事業	1.3	1.3	80.6	16.8
22.地域活動支援センター事業	5.8	1.3	78.1	14.8
23.移動支援事業	0.6	0.6	81.9	16.8
24.日中一時支援事業	3.2	0.6	79.4	16.8
25.訪問入浴サービス事業	0.6	0.0	83.9	15.5
26.自動車運転免許取得助成事業	0.0	2.6	81.9	15.5
27.自動車改造助成事業	0.0	1.3	83.2	15.5

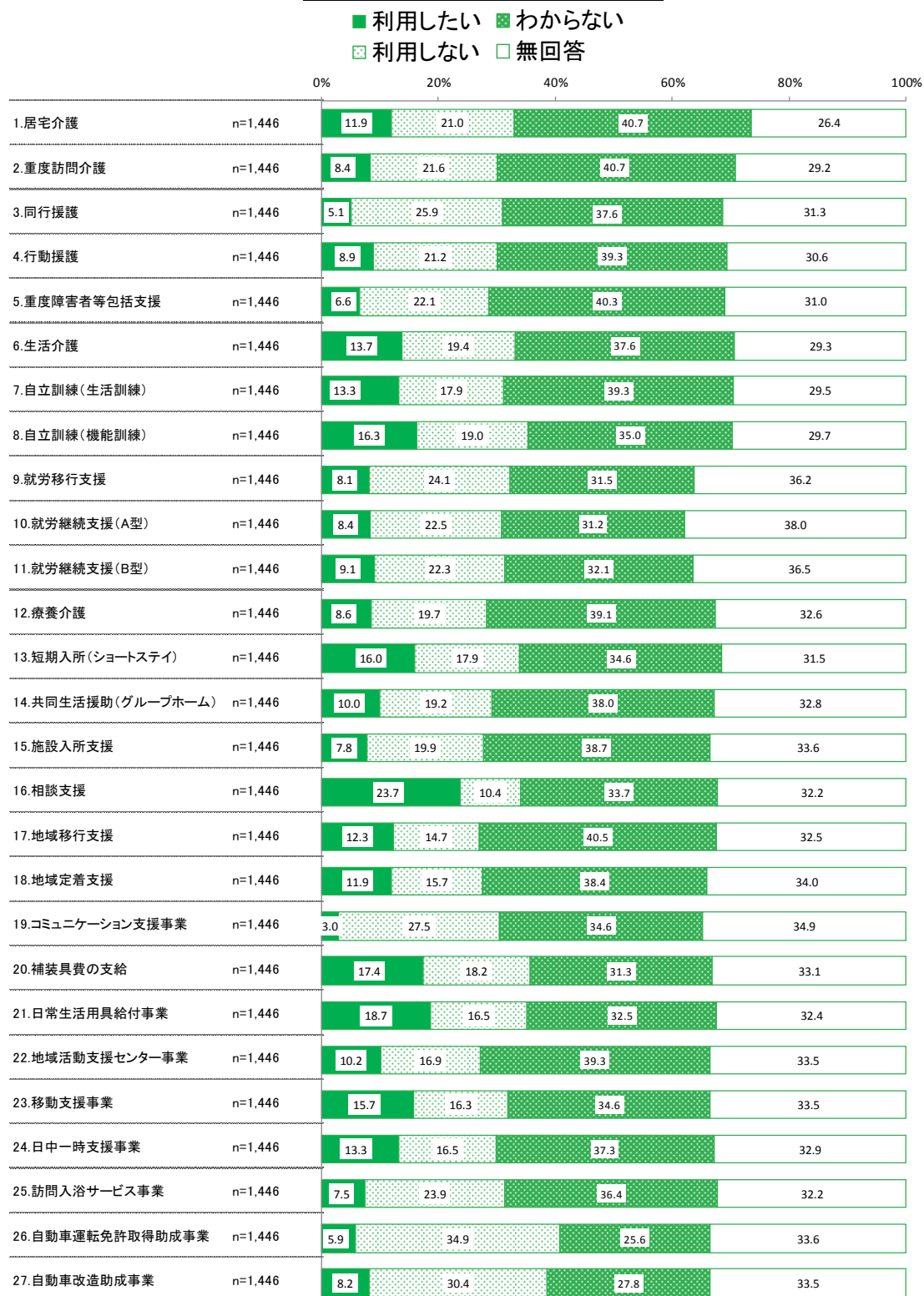
重複障がい者が、現在利用している障害福祉サービスについては、「相談支援」が最も多く、次いで「補装具費の支給」、「日常生活用具給付事業」となっています。また、現在、利用したいが利用できていない障害福祉サービスについては、「共同生活援助（グループホーム）」、「相談支援」が最も多く、次いで「日常生活用具給付事業」、「地域移行支援」となっています。

■重複障がい者の現在利用している障害福祉サービス

重複障がい者 調査数 245	問36. あなたは現在、どのような福祉サービスを利用していますか。(%)			
	利用している	利用したいが 利用できていない	利用していない	無回答
1.居宅介護	6.5	0.4	62.9	30.2
2.重度訪問介護	2.9	0.4	63.3	33.5
3.同行援護	1.6	1.2	62.0	35.1
4.行動援護	3.3	2.9	57.6	36.3
5.重度障害者等包括支援	2.4	0.4	61.2	35.9
6.生活介護	11.8	1.2	57.6	29.4
7.自立訓練(生活訓練)	5.3	2.4	62.4	29.8
8.自立訓練(機能訓練)	11.4	1.2	57.1	30.2
9.就労移行支援	2.0	1.2	61.6	35.1
10.就労継続支援(A型)	3.7	1.2	58.0	37.1
11.就労継続支援(B型)	7.3	1.2	52.7	38.8
12.療養介護	7.8	1.6	61.2	29.4
13.短期入所(ショートステイ)	9.8	2.4	58.8	29.0
14.共同生活援助(グループホーム)	4.5	3.7	60.8	31.0
15.施設入所支援	5.7	2.0	60.4	31.8
16.相談支援	16.3	3.7	51.4	28.6
17.地域移行支援	2.9	3.3	62.9	31.0
18.地域定着支援	2.0	2.4	65.3	30.2
19.コミュニケーション支援事業	1.2	1.2	64.5	33.1
20.補装具費の支給	14.3	2.4	51.8	31.4
21.日常生活用具給付事業	12.2	3.3	53.9	30.6
22.地域活動支援センター事業	5.3	2.9	57.1	34.7
23.移動支援事業	5.3	2.9	59.2	32.7
24.日中一時支援事業	9.0	1.6	58.4	31.0
25.訪問入浴サービス事業	2.0	1.6	70.2	26.1
26.自動車運転免許取得助成事業	1.6	2.0	64.9	31.4
27.自動車改造助成事業	1.6	2.9	63.3	32.2

今後利用したい障害福祉サービスについては、「相談支援」が23.7%と最も多く、次いで「日常生活用具給付事業」が18.7%、「補装具費の支給」が17.4%、「自立訓練（機能訓練）」が16.3%、「短期入所（ショートステイ）」が16.0%となっています。

■今後利用したい障害福祉サービス



身体障害者手帳所持者が、今後利用したい障害福祉サービスについては、「日常生活用具給付事業」が最も多く、次いで「補装具費の支給」、「自立訓練（機能訓練）」となっています。

■身体障害者手帳所持者の今後利用したい障害福祉サービス

身体障害者手帳 調査数 802	問36. あなたは今後、どのような福祉サービスを利用したいですか。			
	利用したい	利用しない	わからない	無回答
1.居宅介護	11.5	14.3	46.5	27.7
2.重度訪問介護	8.7	14.6	45.8	30.9
3.同行援護	5.1	19.6	41.9	33.4
4.行動援護	4.1	19.7	42.6	33.5
5.重度障害者等包括支援	6.5	15.8	44.1	33.5
6.生活介護	14.0	13.8	41.3	30.9
7.自立訓練（生活訓練）	11.2	16.3	40.8	31.7
8.自立訓練（機能訓練）	17.1	14.7	36.5	31.7
9.就労移行支援	4.1	24.8	31.3	39.8
10.就労継続支援（A型）	4.6	23.6	30.2	41.6
11.就労継続支援（B型）	4.1	23.9	31.8	40.1
12.療養介護	9.5	13.5	42.1	34.9
13.短期入所（ショートステイ）	13.7	14.3	38.2	33.8
14.共同生活援助（グループホーム）	5.5	17.6	41.8	35.2
15.施設入所支援	6.4	16.1	41.8	35.8
16.相談支援	17.0	11.3	37.0	34.7
17.地域移行支援	8.5	13.8	42.8	34.9
18.地域定着支援	10.6	12.5	40.6	36.3
19.コミュニケーション支援事業	3.5	20.8	38.2	37.5
20.補装具費の支給	19.6	11.3	34.2	34.9
21.日常生活用具給付事業	21.4	9.9	34.8	33.9
22.地域活動支援センター事業	6.9	15.7	41.9	35.5
23.移動支援事業	13.1	12.6	38.8	35.5
24.日中一時支援事業	10.8	12.8	41.5	34.8
25.訪問入浴サービス事業	8.5	16.3	40.1	35.0
26.自動車運転免許取得助成事業	7.2	29.3	26.9	36.5
27.自動車改造助成事業	10.5	24.2	29.2	36.2

療育手帳所持者が、今後利用したい障害福祉サービスについては、「相談支援」が最も多く、次いで「共同生活援助（グループホーム）」、「短期入所（ショートステイ）」となっています。

■療育手帳所持者の今後利用したい障害福祉サービス

療育手帳 調査数 135	問36. あなたは今後、どのような福祉サービスを利用したいですか。			
	利用したい	利用しない	わからない	無回答
1.居宅介護	6.7	36.3	39.3	17.8
2.重度訪問介護	3.7	41.5	35.6	19.3
3.同行援護	3.0	51.9	24.4	20.7
4.行動援護	27.4	23.0	31.9	17.8
5.重度障害者等包括支援	3.7	41.5	34.8	20.0
6.生活介護	10.4	36.3	31.9	21.5
7.自立訓練（生活訓練）	21.5	17.8	41.5	19.3
8.自立訓練（機能訓練）	14.1	31.9	33.3	20.7
9.就労移行支援	20.7	25.2	34.1	20.0
10.就労継続支援（A型）	18.5	25.2	35.6	20.7
11.就労継続支援（B型）	30.4	21.5	29.6	18.5
12.療養介護	3.7	41.5	31.9	23.0
13.短期入所（ショートステイ）	31.1	25.9	23.7	19.3
14.共同生活援助（グループホーム）	32.6	17.8	26.7	23.0
15.施設入所支援	14.8	28.1	34.1	23.0
16.相談支援	46.7	7.4	25.2	20.7
17.地域移行支援	25.2	17.8	35.6	21.5
18.地域定着支援	11.1	26.7	39.3	23.0
19.コミュニケーション支援事業	2.2	51.9	24.4	21.5
20.補装具費の支給	5.9	40.7	31.1	22.2
21.日常生活用具給付事業	7.4	36.3	34.1	22.2
22.地域活動支援センター事業	18.5	19.3	41.5	20.7
23.移動支援事業	28.9	23.7	25.9	21.5
24.日中一時支援事業	24.4	23.7	31.1	20.7
25.訪問入浴サービス事業	2.2	43.7	31.9	22.2
26.自動車運転免許取得助成事業	2.2	54.8	20.0	23.0
27.自動車改造助成事業	1.5	51.9	23.0	23.7

精神障害者保健福祉手帳所持者が、今後利用したい障害福祉サービスについては、「相談支援」が最も多く、次いで「就労継続支援（A型）」、「地域移行支援」となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の今後利用したい障害福祉サービス

(%)

精神障害者保健福祉手帳 調査数 155	問36. あなたは今後、どのような福祉サービスを利用したいですか。			
	利用したい	利用しない	わからない	無回答
1. 居宅介護	8.4	41.9	34.2	15.5
2. 重度訪問介護	7.1	45.2	32.3	15.5
3. 同行援護	5.8	45.8	32.3	16.1
4. 行動援護	12.9	31.0	41.3	14.8
5. 重度障害者等包括支援	7.1	41.3	36.1	15.5
6. 生活介護	9.7	35.5	37.4	17.4
7. 自立訓練(生活訓練)	18.7	23.9	41.9	15.5
8. 自立訓練(機能訓練)	16.8	29.0	38.1	16.1
9. 就労移行支援	15.5	29.0	38.1	17.4
10. 就労継続支援(A型)	20.6	24.5	35.5	19.4
11. 就労継続支援(B型)	17.4	27.7	36.8	18.1
12. 療養介護	7.1	34.8	39.4	18.7
13. 短期入所(ショートステイ)	14.2	29.7	36.1	20.0
14. 共同生活援助(グループホーム)	14.2	28.4	39.4	18.1
15. 施設入所支援	5.8	37.4	38.1	18.7
16. 相談支援	34.8	18.1	29.7	17.4
17. 地域移行支援	19.4	22.6	40.6	17.4
18. 地域定着支援	18.1	24.5	38.1	19.4
19. コミュニケーション支援事業	2.6	45.2	32.3	20.0
20. 補装具費の支給	9.7	38.1	33.5	18.7
21. 日常生活用具給付事業	11.6	37.4	32.3	18.7
22. 地域活動支援センター事業	16.1	27.7	38.1	18.1
23. 移動支援事業	16.8	30.3	32.9	20.0
24. 日中一時支援事業	12.3	32.9	35.5	19.4
25. 訪問入浴サービス事業	6.5	42.6	33.5	17.4
26. 自動車運転免許取得助成事業	5.8	48.4	27.7	18.1
27. 自動車改造助成事業	6.5	47.1	28.4	18.1

重複障がい者が、今後利用したい障害福祉サービスについては、「相談支援」が最も多く、次いで「日常生活用具給付事業」、「補装具費の支給」となっています。

■重複障がい者が今後利用したい障害福祉サービス

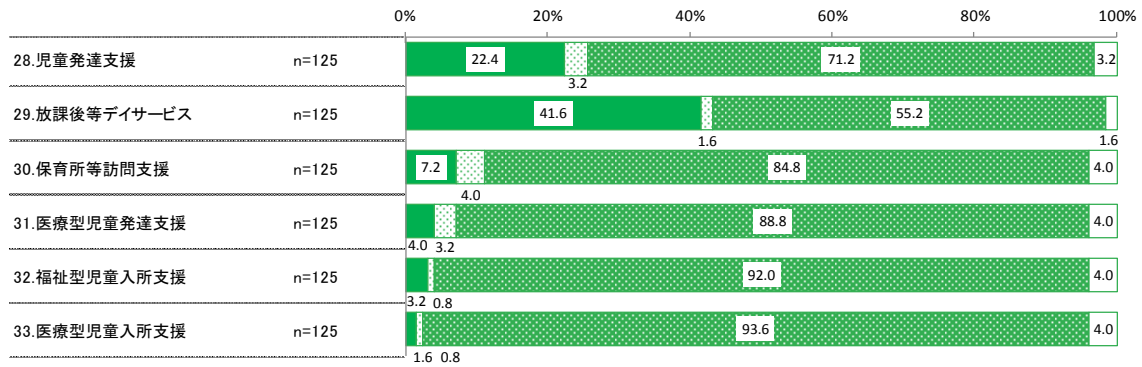
(%)

重複障がい者 調査数 245	問36. あなたは今後、どのような福祉サービスを利用したいですか。			
	利用したい	利用しない	わからない	無回答
1. 居宅介護	18.8	16.3	33.9	31.0
2. 重度訪問介護	13.1	15.9	36.3	34.7
3. 同行援護	6.5	18.8	36.7	38.0
4. 行動援護	12.7	15.9	34.7	36.7
5. 重度障害者等包括支援	8.2	17.1	37.6	37.1
6. 生活介護	16.7	14.3	35.1	33.9
7. 自立訓練(生活訓練)	12.7	18.0	35.5	33.9
8. 自立訓練(機能訓練)	15.5	16.3	33.1	35.1
9. 就労移行支援	9.0	19.6	29.0	42.4
10. 就労継続支援(A型)	8.6	17.1	29.4	44.9
11. 就労継続支援(B型)	9.8	14.7	30.2	45.3
12. 療養介護	9.8	14.7	37.6	38.0
13. 短期入所(ショートステイ)	18.8	13.1	31.4	36.7
14. 共同生活援助(グループホーム)	10.2	16.7	34.3	38.8
15. 施設入所支援	11.0	13.5	34.3	41.2
16. 相談支援	26.9	4.9	29.4	38.8
17. 地域移行支援	13.5	10.6	36.7	39.2
18. 地域定着支援	13.1	13.1	31.8	42.0
19. コミュニケーション支援事業	3.3	24.9	29.0	42.9
20. 補装具費の支給	20.4	13.5	25.3	40.8
21. 日常生活用具給付事業	22.0	11.4	26.9	39.6
22. 地域活動支援センター事業	14.3	9.8	33.9	42.0
23. 移動支援事業	18.4	13.1	27.3	41.2
24. 日中一時支援事業	16.7	11.4	30.6	41.2
25. 訪問入浴サービス事業	8.2	24.1	31.4	36.3
26. 自動車運転免許取得助成事業	3.7	35.1	22.4	38.8
27. 自動車改造助成事業	6.9	28.2	25.3	39.6

現在利用している、児童に対する福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が41.6%と最も多く、次いで「児童発達支援」が22.4%、「保育所等訪問支援」が7.2%、「医療型児童発達支援」が4.0%、「福祉型児童入所支援」が3.2%等となっています。

■現在利用している、児童に対する福祉サービス

■ 利用している ■ 利用していない
 ■ 利用したいが利用できていない □ 無回答



身体障害者手帳を所持する児童が現在利用している、児童に対する福祉サービスは、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「児童発達支援」、「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」となっています。また、現在、利用したいが利用できていない福祉サービスについては、「児童発達支援」が多く、それ以外は「放課後等デイサービス」のみでした。

■身体障害者手帳を所持する児童が現在利用している、児童に対する福祉サービス

身体障害者手帳 調査数 15	問36. あなたは現在、どのような福祉サービスを利用していますか。 (%)			
	利用している	利用したいが 利用できていない	利用していない	無回答
28.児童発達支援	6.7	13.3	80.0	0.0
29.放課後等デイサービス	13.3	6.7	80.0	0.0
30.保育所等訪問支援	6.7	0.0	93.3	0.0
31.医療型児童発達支援	6.7	0.0	93.3	0.0
32.福祉型児童入所支援	0.0	0.0	100.0	0.0
33.医療型児童入所支援	0.0	0.0	100.0	0.0

療育手帳を所持する児童が現在利用している、児童に対する福祉サービスは、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「福祉型児童入所支援」となっています。また、現在、利用したいが利用できていない福祉サービスについては、「保育所等訪問支援」が多く、次いで「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「医療型児童発達支援」となっています。

■療育手帳を所持する児童が現在利用している、児童に対する福祉サービス

療育手帳 調査数 51	問36. あなたは現在、どのような福祉サービスを利用していますか。 (%)			
	利用している	利用したいが 利用できていない	利用していない	無回答
28.児童発達支援	23.5	2.0	72.5	2.0
29.放課後等デイサービス	41.2	2.0	56.9	0.0
30.保育所等訪問支援	2.0	3.9	90.2	3.9
31.医療型児童発達支援	3.9	2.0	90.2	3.9
32.福祉型児童入所支援	3.9	0.0	92.2	3.9
33.医療型児童入所支援	0.0	0.0	96.1	3.9

精神障害者保健福祉手帳を所持する児童が現在利用している、児童に対する福祉サービスは、「放課後等デイサービス」が最も多く、それ以外は「児童発達支援」のみでした。また、現在、利用したいが利用できていない福祉サービスについては、「医療型児童発達支援」が最も多く、次いで「福祉型児童入所支援」、「医療型児童入所支援」となっています。

■精神障害者保健福祉手帳を所持する児童が現在利用している、児童に対する福祉サービス

(%)

精神障害者保健福祉手帳 調査数 12	問36. あなたは現在、どのような福祉サービスを利用していますか。			
	利用している	利用したいが 利用できていない	利用していない	無回答
28.児童発達支援	8.3	0.0	91.7	0.0
29.放課後等デイサービス	50.0	0.0	50.0	0.0
30.保育所等訪問支援	0.0	0.0	100.0	0.0
31.医療型児童発達支援	0.0	16.7	83.3	0.0
32.福祉型児童入所支援	0.0	8.3	91.7	0.0
33.医療型児童入所支援	0.0	8.3	91.7	0.0

重複障がいのある児童が現在利用している、児童に対する福祉サービスは、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「児童発達支援」、「保育所等訪問支援」、「福祉型児童入所支援」、「医療型児童入所支援」となっています。また、現在、利用したいが利用できていない福祉サービスとして回答があったのは、「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」のみでした。

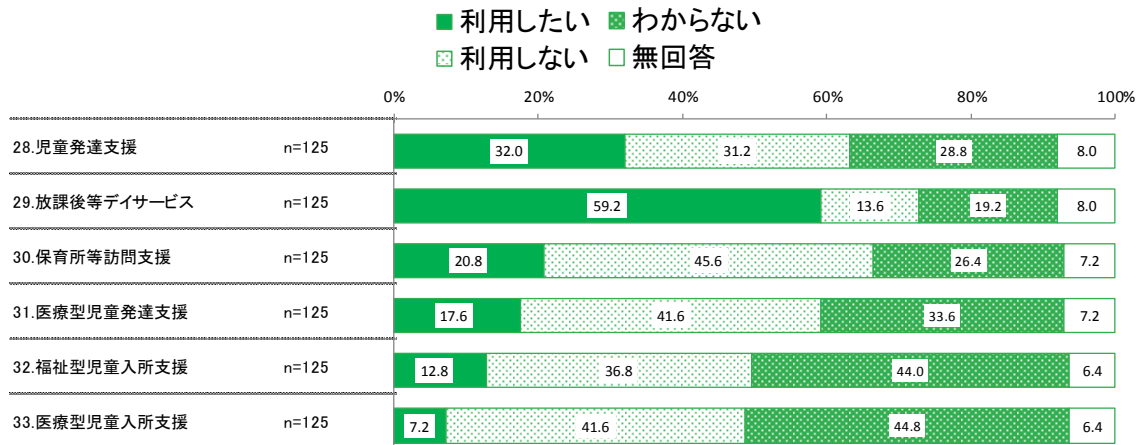
■重複障がいのある児童が現在利用している、児童に対する福祉サービス

(%)

重複障がい者 調査数 18	問36. あなたは現在、どのような福祉サービスを利用していますか。			
	利用している	利用したいが 利用できていない	利用していない	無回答
28.児童発達支援	27.8	0.0	66.7	5.6
29.放課後等デイサービス	33.3	0.0	61.1	5.6
30.保育所等訪問支援	11.1	5.6	77.8	5.6
31.医療型児童発達支援	5.6	5.6	83.3	5.6
32.福祉型児童入所支援	11.1	0.0	83.3	5.6
33.医療型児童入所支援	11.1	0.0	83.3	5.6

今後利用したい、児童に対する福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が59.2%と最も多く、次いで「児童発達支援」が32.0%、「保育所等訪問支援」が20.8%、「医療型児童発達支援」が17.6%、「福祉型児童入所支援」が12.8%等となっています。

■今後利用したい、児童に対する福祉サービス



身体障害者手帳を所持する児童が今後利用したい、児童に対する福祉サービスは、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」が最も多く、次いで「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」となっています。

■身体障害者手帳を所持する児童が今後利用したい、児童に対する福祉サービス

身体障害者手帳 調査数 15	問36. あなたは今後、どのような福祉サービスを利用したいですか。			
	利用したい	利用しない	わからない	無回答
28.児童発達支援	20.0	40.0	33.3	6.7
29.放課後等デイサービス	46.7	26.7	26.7	0.0
30.保育所等訪問支援	46.7	26.7	20.0	6.7
31.医療型児童発達支援	20.0	40.0	33.3	6.7
32.福祉型児童入所支援	0.0	40.0	60.0	0.0
33.医療型児童入所支援	0.0	40.0	60.0	0.0

療育手帳を所持する児童が今後利用したい、児童に対する福祉サービスは、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「福祉型児童入所支援」となっています。

■療育手帳を所持する児童が今後利用したい、児童に対する福祉サービス

療育手帳 調査数 51	問36. あなたは今後、どのような福祉サービスを利用したいですか。			
	利用したい	利用しない	わからない	無回答
28.児童発達支援	35.3	31.4	29.4	3.9
29.放課後等デイサービス	60.8	15.7	17.6	5.9
30.保育所等訪問支援	15.7	51.0	27.5	5.9
31.医療型児童発達支援	21.6	39.2	33.3	5.9
32.福祉型児童入所支援	17.6	33.3	43.1	5.9
33.医療型児童入所支援	9.8	41.2	43.1	5.9

精神障害者保健福祉手帳を所持する児童が今後利用したい、児童に対する福祉サービスは、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「児童発達支援」となっています。

■精神障害者保健福祉手帳を所持する児童が今後利用したい、児童に対する福祉サービス

(%)

精神障害者保健福祉手帳 調査数 12	問36. あなたは今後、どのような福祉サービスを利用したいですか。			
	利用したい	利用しない	わからない	無回答
28.児童発達支援	33.3	33.3	25.0	8.3
29.放課後等デイサービス	58.3	8.3	25.0	8.3
30.保育所等訪問支援	0.0	66.7	33.3	0.0
31.医療型児童発達支援	16.7	50.0	33.3	0.0
32.福祉型児童入所支援	8.3	50.0	41.7	0.0
33.医療型児童入所支援	8.3	41.7	50.0	0.0

重複障がいのある児童が今後利用したい、児童に対する福祉サービスは、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「福祉型児童入所支援」、「医療型児童入所支援」となっています。

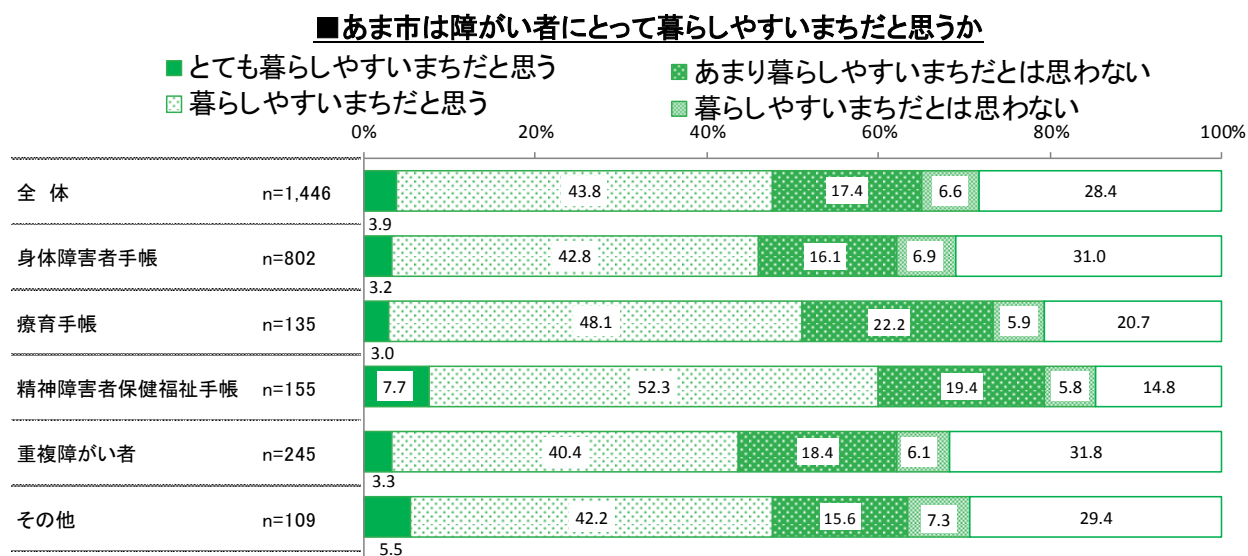
■重複障がいのある児童が今後利用したい、児童に対する福祉サービス

(%)

重複障がい者 調査数 18	問36. あなたは今後、どのような福祉サービスを利用したいですか。			
	利用したい	利用しない	わからない	無回答
28.児童発達支援	22.2	27.8	33.3	16.7
29.放課後等デイサービス	55.6	5.6	22.2	16.7
30.保育所等訪問支援	16.7	27.8	44.4	11.1
31.医療型児童発達支援	16.7	27.8	44.4	11.1
32.福祉型児童入所支援	16.7	16.7	55.6	11.1
33.医療型児童入所支援	11.1	16.7	61.1	11.1

(5) 地域の暮らしやすさと社会への参加

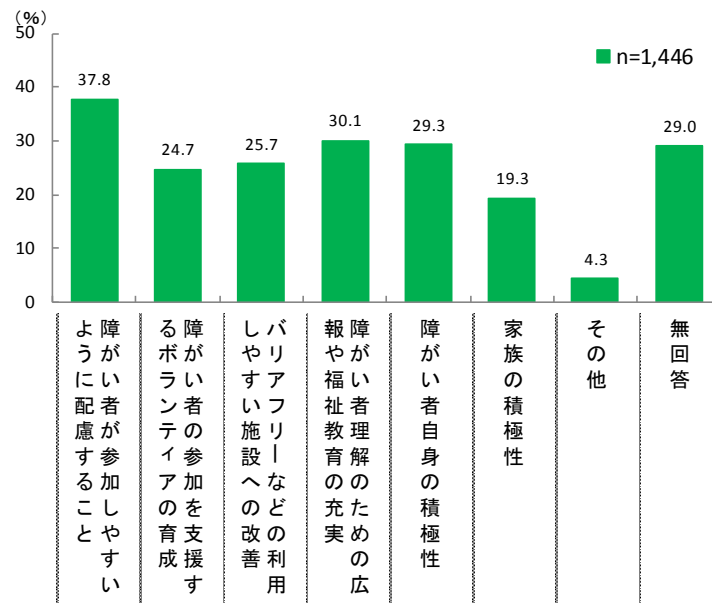
あま市は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うかたずねたところ、「とても暮らしやすいまちだと思う」と「暮らしやすいまちだと思う」の合計は47.7%、「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」と「暮らしやすいまちだとは思わない」の合計は24.0%となりました。



障がい者が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切かたずねたところ、「障がい者が参加しやすいように配慮すること」が37.8%と最も多く、次いで「障がい者理解のための広報や福祉教育の充実」が30.1%、「障がい者自身の積極性」が29.3%、「バリアフリーなどの利用しやすい施設への改善」が25.7%、「障がい者の参加を支援するボランティアの育成」が24.7%等となっています。

障がい別でみると、全体との差が大きいものは、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳では「障がい者が参加しやすいように配慮すること」、「障がい者の参加を支援するボランティアの育成」、「障がい者理解のための広報や福祉教育の充実」、「家族の積極性」となっています。

■地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと ※複数回答



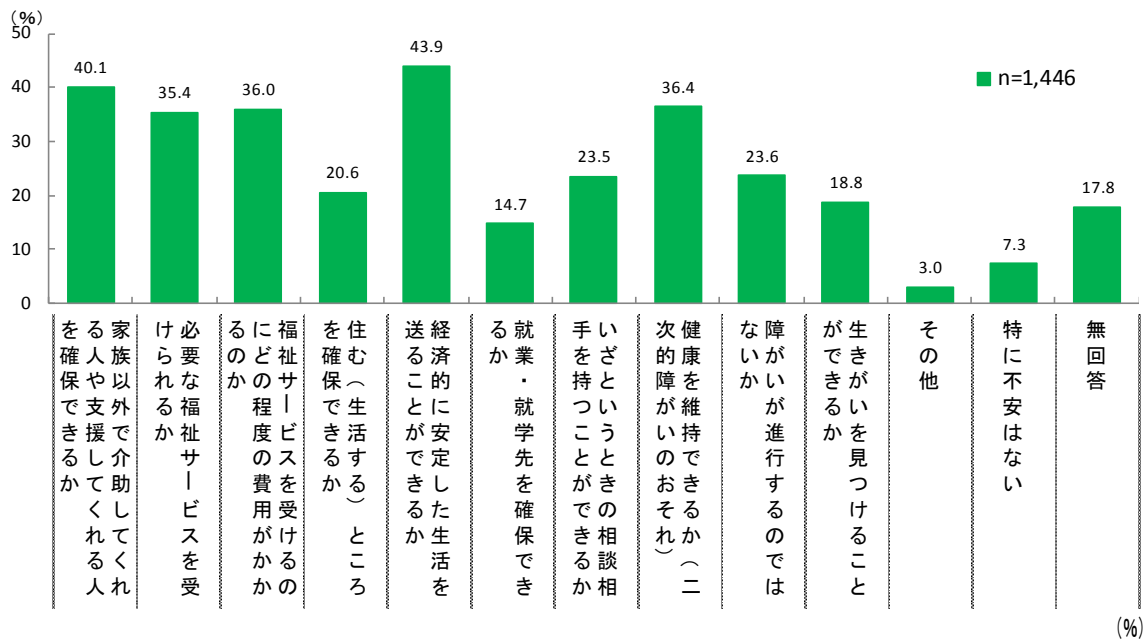
(%)

	調査数	問39 障がい者が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切だと考えますか。							
		障がい者が参加しやすいように配慮すること	障がい者の参加を支援するボランティアの育成	バリアフリーなどの利用しやすい施設への改善	障がい者理解のための広報や福祉教育の充実	障がい者自身の積極性	家族の積極性	その他	無回答
全体	1,446	37.8	24.7	25.7	30.1	29.3	19.3	4.3	29.0
身体障害者手帳	802	31.2	19.5	29.7	23.1	31.8	14.3	3.7	30.9
療育手帳	135	60.7	40.7	19.3	48.1	25.2	36.3	2.2	18.5
精神障害者保健福祉手帳	155	53.5	35.5	22.6	50.3	32.9	31.0	7.7	15.5
重複障がい者	245	35.5	24.9	19.2	30.6	24.5	20.0	5.7	36.7
その他	109	40.4	27.5	23.9	29.4	22.0	16.5	2.8	29.4

将来の生活に対する不安についてたずねたところ、「経済的に安定した生活を送ることができるか」が43.9%と最も多く、次いで、「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」が40.1%、「健康を維持できるか（二次的障がいのおそれ）」が36.4%、「福祉サービスを受けるのにどの程度の費用がかかるのか」が36.0%、「必要な福祉サービスを受けられるか」が35.4%となっています。

障がい別でみると、全体との差が大きいものは、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳では「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」、「必要な福祉サービスを受けられるか」、「住む（生活する）ところを確保できるか」、「経済的に安定した生活を送ることができるか」、「就業・就学先を確保できるか」、「いざというときの相談相手を持つことができるか」、「生きがいを見つけることができるか」となっています。

■将来の生活に対する不安 ※複数回答



	調査数	問40 将来の生活に対する不安についてお答えください。							
		家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか	必要な福祉サービスを受けられるか	福祉サービスを受けるのにどの程度の費用がかかるのか	住む（生活する）ところを確保できるか	経済的に安定した生活を送ることができるか	就業・就学先を確保できるか	いざというときの相談相手を持つことができるか	
全体	1,446	40.1	35.4	36.0	20.6	43.9	14.7	23.5	
身体障害者手帳	802	35.4	31.7	34.8	14.1	37.9	6.6	19.1	
療育手帳	135	60.0	45.9	38.5	39.3	51.9	40.0	31.9	
精神障害者保健福祉手帳	155	52.3	51.0	44.5	40.0	65.2	34.8	42.6	
重複障がい者	245	38.8	31.8	35.1	22.0	44.5	9.4	20.0	
その他	109	35.8	35.8	31.2	14.7	46.8	26.6	26.6	

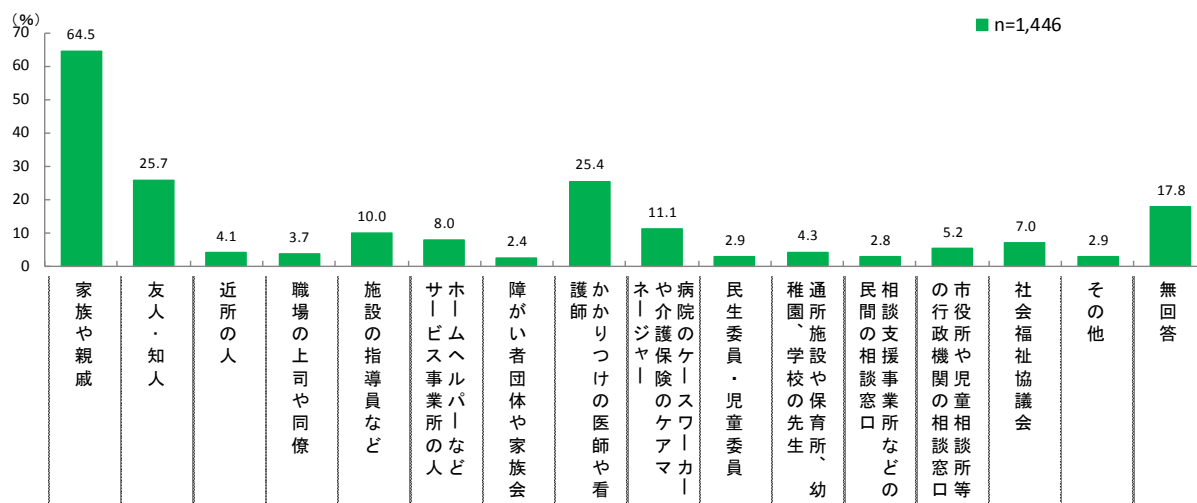
	調査数	健康を維持できるか（二次的障がいのおそれ）	障がいがあるが進行するのではないかと心配している	生きがいを見つけることができるか	その他	特に不安はない	無回答
全体	1,446	36.4	23.6	18.8	3.0	7.3	17.8
身体障害者手帳	802	35.9	22.3	13.6	2.9	8.6	19.2
療育手帳	135	34.1	17.8	31.9	3.0	9.6	11.1
精神障害者保健福祉手帳	155	42.6	29.7	31.6	5.8	4.5	8.4
重複障がい者	245	39.2	29.4	20.0	2.4	4.5	22.4
その他	109	28.4	18.3	20.2	0.9	5.5	18.3

(6) 相談相手

普段、悩みや困ったことをどなたに相談するかについては、「家族や親戚」が64.5%と最も多く、次いで「友人・知人」が25.7%、「かかりつけの医師や看護師」が25.4%等となっています。

障がい別で見ると、全体と比較して特に数値が高いのは、療育手帳では「施設の指導員など」となっています。精神障害者保健福祉手帳では「かかりつけ医師や看護師」となっています。

■ 普段の悩みや困ったことの相談先 ※複数回答



(%)

	調査数	問41 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。								
		家族や親戚	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員など	ホームヘルパーなどサービス事業所の人	障がい者団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	
全体	1,446	64.5	25.7	4.1	3.7	10.0	8.0	2.4	25.4	
身体障害者手帳	802	68.5	26.3	4.7	3.6	4.5	7.2	1.4	22.6	
療育手帳	135	63.0	25.9	1.5	4.4	28.9	8.9	8.1	10.4	
精神障害者保健福祉手帳	155	63.9	22.6	1.3	5.8	16.1	5.8	0.6	50.3	
重複障がい者	245	54.3	24.5	4.9	3.3	12.7	10.2	4.9	27.8	
その他	109	60.6	28.4	4.6	0.9	12.8	11.0	0.0	24.8	

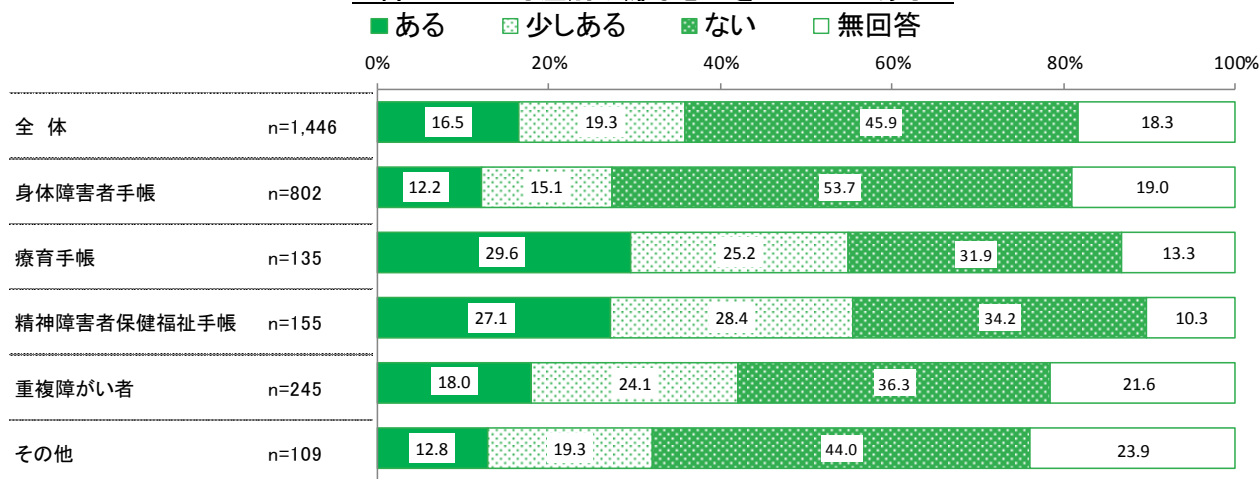
	調査数	問42 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。							
		病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	民生委員・児童委員	通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	市役所や児童相談所等の行政機関の相談窓口	社会福祉協議会	その他	無回答
全体	1,446	11.1	2.9	4.3	2.8	5.2	7.0	2.9	17.8
身体障害者手帳	802	11.8	3.1	1.1	1.5	5.1	5.6	2.5	17.8
療育手帳	135	0.7	2.2	15.6	9.6	3.0	11.1	3.0	15.6
精神障害者保健福祉手帳	155	18.1	3.9	7.1	5.2	7.1	7.7	5.2	7.7
重複障がい者	245	11.0	2.0	4.9	2.4	6.9	9.0	3.3	23.7
その他	109	8.3	2.8	8.3	1.8	1.8	6.4	1.8	21.1

(7) 権利擁護・障がい者差別解消

障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをした経験があるかたずねたところ、「ない」が45.9%、「ある」と「少しある」の合計が35.8%となっています。

障がい別でみると、「ある」が最も多いのは、療育手帳で29.6%でした。「ない」が最も多いのは、身体障害者手帳で53.7%でした。

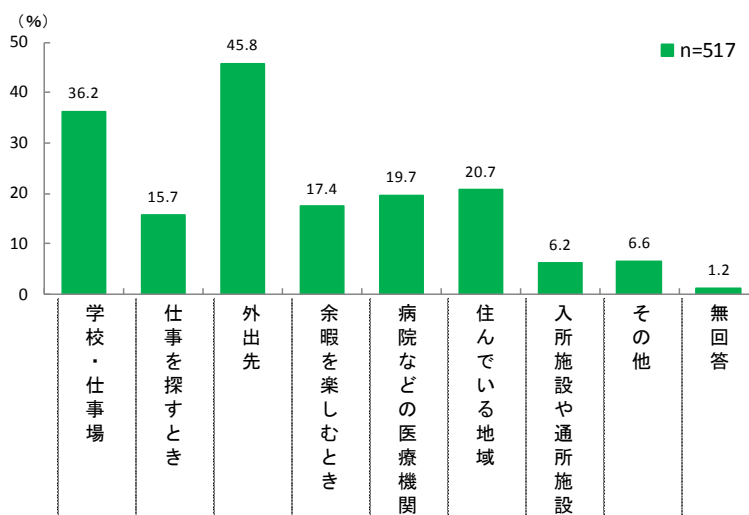
■障がいによる差別や嫌な思いをしたことがあるか



障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをした経験があるという方に、どのような場所で差別を受けたり嫌な思いをしたかたずねたところ、「外出先」が45.8%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が36.2%、「住んでいる地域」が20.7%等となっています。

障がい別でみると、全体と比較して特に数値が高いのは、療育手帳では「学校・仕事場」となっています。精神障害者保健福祉手帳では「仕事を探すとき」となっています。

■どのような場所で差別や嫌な思いをしたことがあるか ※複数回答



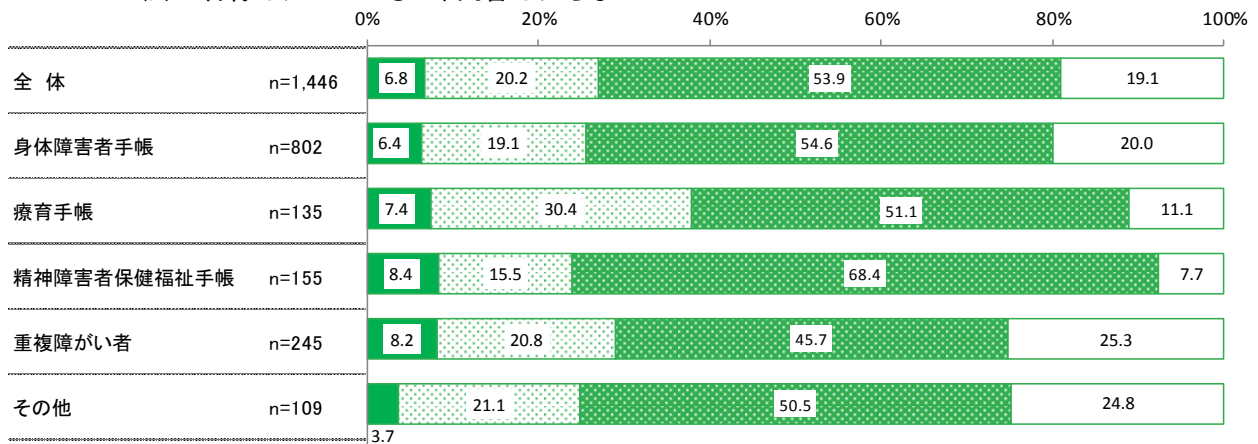
	調査数	問44 どのような場所で差別を受けたり、嫌な思いをしましたか。								
		学校・仕事場	仕事を探すとき	外出先	余暇を楽しむとき	病院などの医療機関	住んでいる地域	入所施設や通所施設	その他	無回答
全体	517	36.2	15.7	45.8	17.4	19.7	20.7	6.2	6.6	1.2
身体障害者手帳	219	34.2	19.2	43.8	19.6	21.0	21.9	6.8	6.8	0.9
療育手帳	74	50.0	8.1	56.8	23.0	17.6	23.0	5.4	4.1	0.0
精神障害者保健福祉手帳	86	34.9	20.9	34.9	9.3	15.1	18.6	9.3	10.5	1.2
重複障がい者	103	28.2	12.6	53.4	16.5	22.3	18.4	3.9	6.8	2.9
その他	35	45.7	5.7	40.0	14.3	20.0	20.0	2.9	0.0	0.0

障害者差別解消法の名称や内容を知っているかたずねたところ、「法の名称も内容も知らない」が53.9%と最も多く、次いで「法の名称は知っているが、内容は知らない」が20.2%、「法の名称も内容も知っている」が6.8%となっています。

障がい別で見ると、精神障害者保健福祉手帳では全体より、「法の名称も内容も知らない」が68.4%と多くなっています。

■障害者差別解消法の名称や内容について

■ 法の名称も内容も知っている ■ 法の名称も内容も知らない
 □ 法の名称は知っているが、内容は知らない □ 無回答

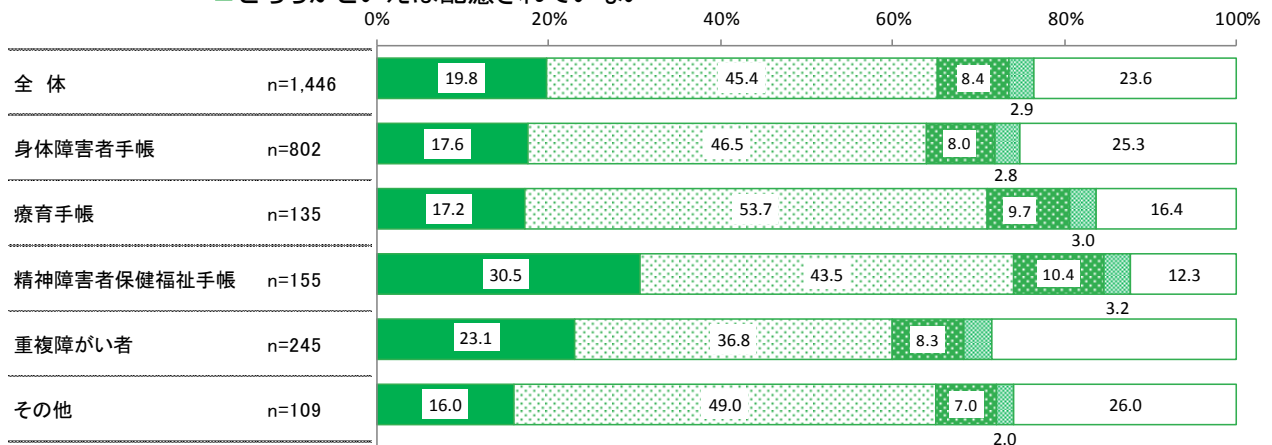


あま市役所（市の公共施設等）の窓口等での対応についてたずねたところ、「配慮がされている」と「どちらかといえば配慮されている」の合計は65.2%となっています。一方、「配慮されていない」と「どちらかといえば配慮されていない」の合計は11.3%となっています。

障がい別で見ると、いずれの障がいにおいても「どちらかといえば配慮されている」が最も多い割合を占めています。

■あま市役所(市の公共施設等)の窓口等での対応

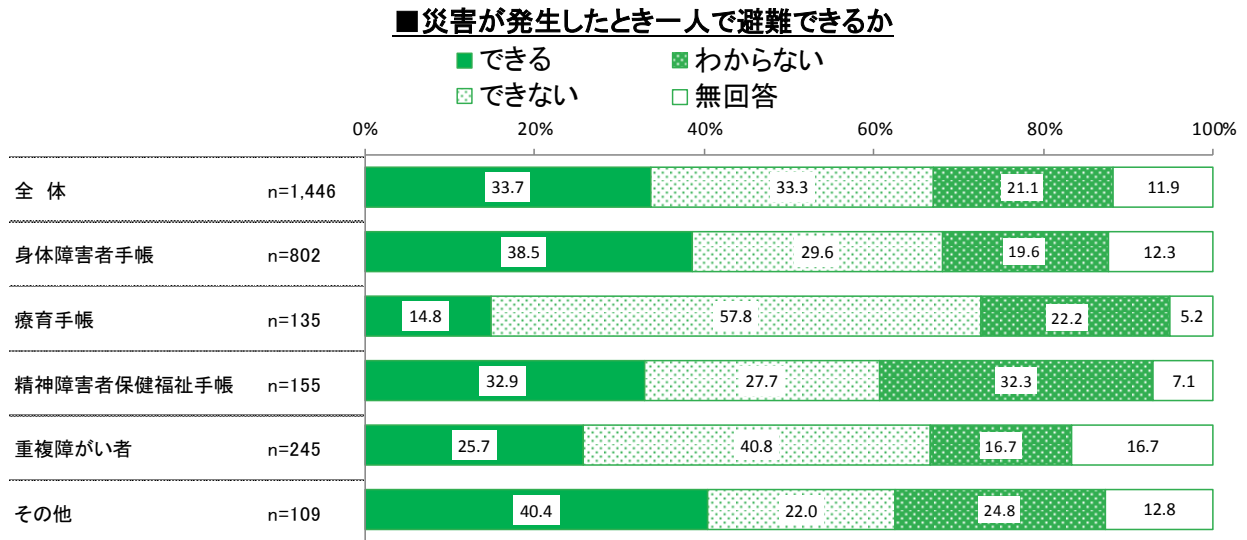
■ 配慮がされている ■ 配慮されていない
 □ どちらかといえば配慮されている □ 無回答
 □ どちらかといえば配慮されていない



(8) 災害時の避難

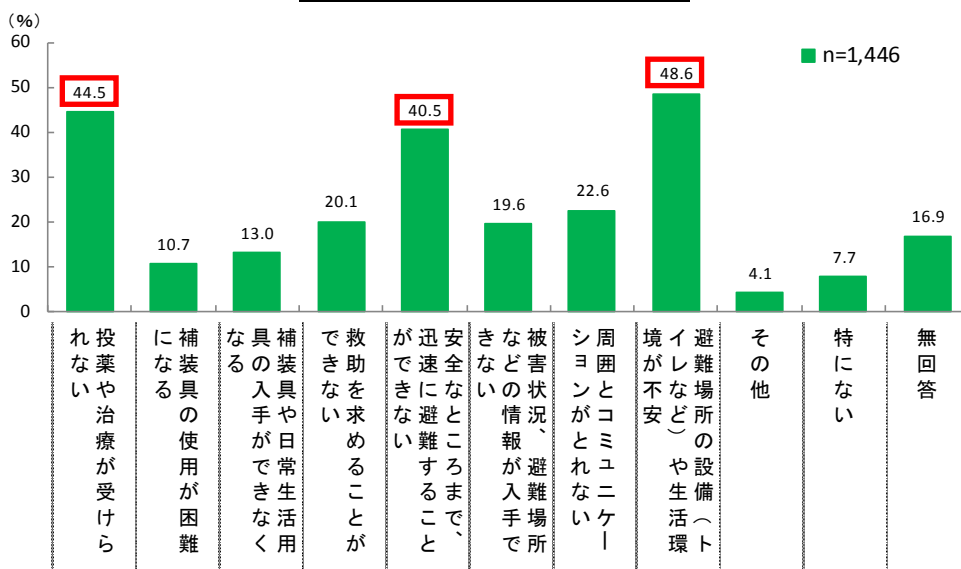
災害時に一人で避難できるかたずねたところ、「できる」が33.7%と最も多く、次いで「できない」が33.3%、「わからない」が21.1%となっています。

障がい別で見ると、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳は「できる」がそれぞれ38.5%と32.9%で最も多いのに対し、療育手帳と重複障がい者は「できない」がそれぞれ57.8%と40.8%で最も多くなっています。



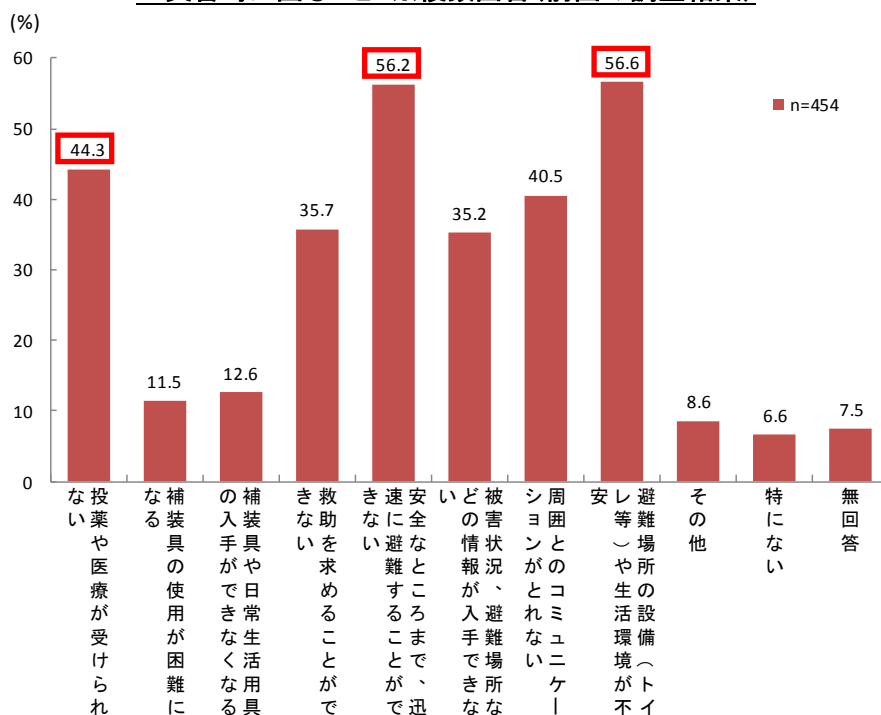
火事や地震等の災害時に困ることについてたずねたところ、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が48.6%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が44.5%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が40.5%等となっています。

■災害時に困ること ※複数回答



前回の調査結果と比較して、「投薬や治療（医療）が受けられない」の数値はほぼ横ばいとなっています。「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」は前回よりも数値は低くなっています。

■災害時に困ること ※複数回答(前回の調査結果)



出典：平成26年度障がい福祉計画アンケート調査

障がい別で見ると、全体と比較して特に数値が高いのは、療育手帳では「救助を求めることができない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」となっています。精神障害者保健福祉手帳では「投薬や治療が受けられない」となっています。

■災害時に困ること(障がい別) ※複数回答

(%)

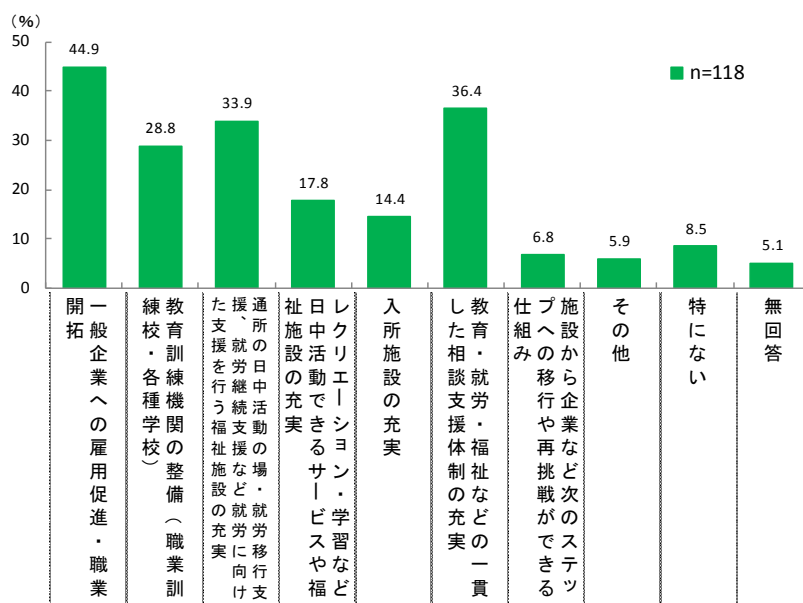
	調査数	問52 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。					
		投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない
全体	1,446	44.5	10.7	13.0	20.1	40.5	19.6
身体障害者手帳	802	43.4	13.3	16.0	15.8	41.4	17.0
療育手帳	135	17.8	1.5	3.0	40.7	49.6	36.3
精神障害者保健福祉手帳	155	65.8	3.9	8.4	20.6	31.6	20.0
重複障がい者	245	53.1	12.2	11.8	24.5	43.7	21.2
その他	109	35.8	9.2	12.8	15.6	27.5	13.8

	調査数	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	その他	特になし	無回答
全体	1,446	22.6	48.6	4.1	7.7	16.9
身体障害者手帳	802	13.5	49.0	3.5	7.7	18.0
療育手帳	135	52.6	44.4	7.4	9.6	14.8
精神障害者保健福祉手帳	155	37.4	56.1	5.8	6.5	7.7
重複障がい者	245	24.9	47.8	4.5	6.1	20.4
その他	109	26.6	42.2	1.8	10.1	16.5

(9) 学校教育修了後の進路の希望

学校教育修了後の進路のために、希望することについてたずねたところ、「一般企業への雇用促進・職業開拓」が44.9%と最も多く、次いで「教育・就労・福祉などの一貫した相談支援体制の充実」が36.4%、「通所の日中活動の場・就労移行支援、就労継続支援など就労に向けた支援を行う福祉施設の充実」が33.9%、「教育訓練機関の整備（職業訓練校・各種学校）」が28.8%等となっています。

■学校教育修了後の進路のために希望すること ※複数回答



障がい別で見ると、全体と比較して特に数値が高いのは、身体障害者手帳では「一般企業への雇用促進・職業開拓」となっています。療育手帳では「通所の日中活動の場・就労移行支援、就労継続支援など就労に向けた支援を行う福祉施設の充実」、「入所施設の充実」となっています。精神障害者保健福祉手帳では「一般企業への雇用促進・職業開拓」、「教育訓練機関の整備（職業訓練校・各種学校）」、「施設から企業など次のステップへの移行や再挑戦ができる仕組み」となっています。

(%)

	調査数	問55 学校教育修了後の進路のために、希望することはありますか。				
		一般企業への雇用促進・職業開拓	教育訓練機関の整備 (職業訓練校・各種学校)	通所の日中活動の場・ 就労移行支援、就労継続 支援など就労に向けた 支援を行う福祉施設 の充実	レクリエーション・学習 など日中活動できる サービスや福祉施設の 充実	入所施設の充実
全体	118	44.9	28.8	33.9	17.8	14.4
身体障害者手帳	14	71.4	21.4	0.0	14.3	7.1
療育手帳	47	34.0	19.1	46.8	21.3	23.4
精神障害者保健福祉手帳	12	66.7	50.0	16.7	16.7	0.0
重複障がい者	17	0.0	23.5	58.8	29.4	29.4
その他	28	67.9	42.9	21.4	7.1	0.0

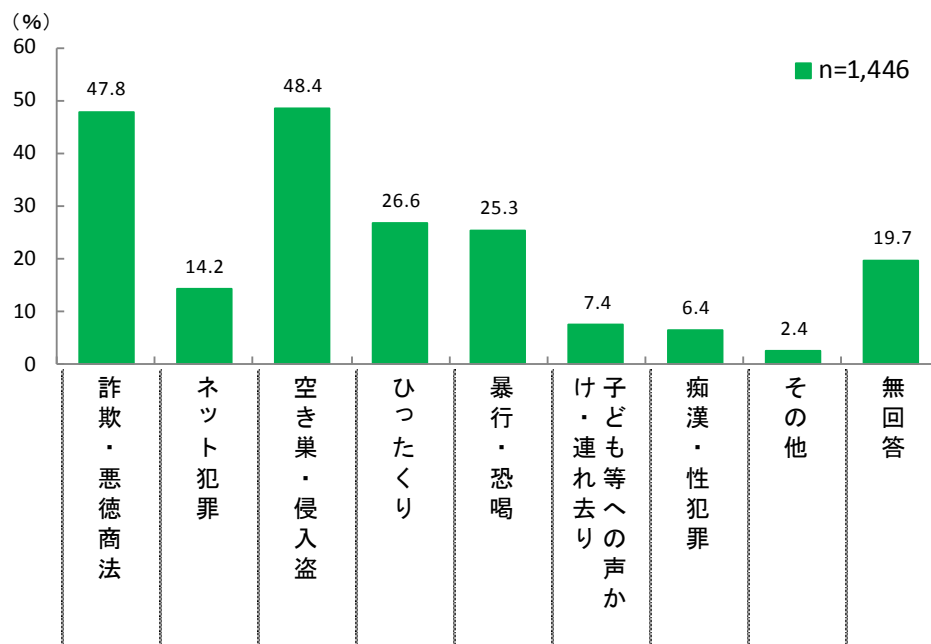
	調査数	教育・就労・福祉などの 一貫した相談支援体制 の充実	施設から企業など次の ステップへの移行や再 挑戦ができる仕組み	その他	特にない	無回答
全体	118	36.4	6.8	5.9	8.5	5.1
身体障害者手帳	14	28.6	0.0	0.0	7.1	7.1
療育手帳	47	40.4	8.5	4.3	10.6	6.4
精神障害者保健福祉手帳	12	33.3	25.0	0.0	8.3	0.0
重複障がい者	17	47.1	5.9	17.6	0.0	5.9
その他	28	28.6	0.0	7.1	10.7	3.6

(10) 防犯

障がいのある人に対する犯罪として、どのような犯罪に不安を感じるかたずねたところ、「空き巣・侵入盗」が48.4%と最も多く、次いで「詐欺・悪徳商法」が47.8%、「ひったくり」が26.6%、「暴行・恐喝」が25.3%等となっています。

障がい別で見ると、全体と比較して特に数値が高いのは、療育手帳では「暴行・恐喝」、「子ども等への声かけ・連れ去り」、「痴漢・性犯罪」となっています。精神障害者保健福祉手帳では「詐欺・悪徳商法」、「暴行・恐喝」となっています。

■どのような犯罪に不安を感じるか ※複数回答



(%)

	調査数	問58 障がい者に対する犯罪として、どのような犯罪に不安を感じますか。				
		詐欺・悪徳商法	ネット犯罪	空き巣・侵入盗	ひったくり	暴行・恐喝
全体	1,446	47.8	14.2	48.4	26.6	25.3
身体障害者手帳	802	44.5	10.8	54.9	30.2	17.6
療育手帳	135	56.3	18.5	29.6	20.7	46.7
精神障害者保健福祉手帳	155	64.5	24.5	43.9	26.5	40.0
重複障がい者	245	39.6	13.5	42.9	21.2	27.8
その他	109	56.0	21.1	43.1	19.3	29.4

	調査数	子ども等への声かけ・連れ去り	痴漢・性犯罪	その他	無回答
全体	1,446	7.4	6.4	2.4	19.7
身体障害者手帳	802	4.4	3.2	2.0	22.1
療育手帳	135	24.4	16.3	1.5	11.9
精神障害者保健福祉手帳	155	5.8	9.7	5.8	6.5
重複障がい者	245	6.1	6.5	2.4	27.3
その他	109	13.8	12.8	0.9	13.8

(11) 障がい福祉計画に関するご意見やご要望（自由記入）

記載内容別に、主なものを掲載します。

■福祉施設について

○ ショートステイ先の事業所で毎回、床ずれをつくってきたり、ベッドから落ちたりして緊急搬送されたり、骨折をした事もあります。もう少ししっかりした事業所のチェックをお願いしたいです。
○ あま市になり人口 8 万に対して福祉サービスが追い付いているでしょうか？弱者は、老人、子供、障がいを持った方と多様化していますが、どこがどれだけ必要なのかどこから充実するのか問題は山積で、着実に高齢化するのです。少しずつでも向上させて下さい。グループホームがこの市にも出来ることを望みます。
○ 親が高齢になり親なき後はグループホームと考えています。しかしグループホームがあまりに少なく選べません。
○ 18 才以上のグループホームの拡充、福祉サービスの拡充、事業所との連携でやれそうな事は民間に委託をしてスピードをもって進めていけるよう援助してほしい。

■医療機関について

○ 病院へ行っても待っているのが困難なので往診利用の充実（内科、皮フ科）をしてほしい。
○ 何をするのも市外なので（病院、発達支援事業所）、市内で通えると便利がいい。
○ 遠い病院へ通院するので交通費の負担、仕事ができない（介助者が）等で経済的な負担が大きい。あま市に子ども向けのリハビリ等の施設がないので名古屋市や一宮市等へ行かなければならず、学校の早退も多いので市民病院でも診てもらえると助かる。

■就労支援について

○ 精神障がいに対して仕事場がなさすぎる。難病も理解してもらえない。ヘルパーですらどんな病気かわかってない（内部疾患なので特に）。これらがとてもくやししいし残念。
○ 精神障がい者 3 級なのですが、周りの 3 級の人も含め、なかなか働くことができません。働いても、職場の理解もなく、長く続きません。経済的に将来が不安です。3 級の人でも精神障害者医療費支給者証で 1 級、2 級の人のように医療費の自己負担をゼロにしてもらえますか？ 3 級の人でも働けないのです。
○ 障がいの級が低い方でももっと社会に出る事ができる場所がほしい。少しでも仕事が出来れば良い。65 才過ぎると仕事がなくなるので、短い時間でも仕事がしたいです。

■児童への対応について

○ あま市の親子通園療育施設の数を増やして欲しい（特に甚目寺地区に）。
○ 療育施設の先生のスキルアップに力を入れてもらいたい。→ 一般の保育園や幼稚園の子供と接する気持ちで療育施設にいるのは困る。
○ 児童に対して「質」の良いサービスができる事業所の増加を希望します。

■経済的負担について

○ 介護者は、金銭的に昼間仕事等に出かける場合、留守中が心配です。
○ 障がい者と生活していく上で、すべての事にお金がかかって、してあげたい事もできなくて、自分自身も何のために生きているのだろうか、私を含めて同じ様な人がいらしたら少しでも改善できる方法があればと思います。
○ 収入面でパートなので安月給で副業もできないし、経済的貧困。明日が見えない生活…、将来的な体力的不安、相談できる人がいない。
○ 有料老人ホーム等の入所費用（毎月の費用）が入りやすい金額になると嬉しいです。
○ 障害年金が少ないので補助金を増やしてほしいです。

■電車やバス等について

○ 名古屋市内のように交通料金がタダだといいし、もっと交通網がたくさんあるといろいろ行けて、家にいる時間も減るかもしれない。
○ バスさえ通れば色々な事に参加できる。早く免許を返したいと思うが、そうすると日常生活が困難。遠いバス停まで歩ける人はいいけど、歩けない人は福祉バスに対して不満。
○ コミュニティーバスは憩の家のある各場所に巡回するようにしてほしい。
○ あま市巡回バスの運行を、曜日を増大して欲しい。運行地域を拡大して欲しい。徒歩や自転車では自分の住む町でも端から端へは行けません。
○ 車いす対応車両にしてほしい。
○ 福祉バスをやめて、医師の診断書を提出してタクシー補助の方が病人にはありがたい。

■交通・外出について

○ 田んぼ、畑が多いせいで夜、暗くて怖いので、街灯を増やして、安全に行動する事が出来たら嬉しい。
○ タクシーに乗りたくてもお金がかかるので、前にチケットがあったのになくなってしまった。チケットがあれば、急に病気になっても病院に行ける。
○ バリアフリーを充実させてほしい。歩行者用道路がデコボコである。
○ 道路幅が狭いので、歩行者は危険すぎる。車のスピードが怖い。警察による道路の車の監視、移動の手段、安全性の確保をしてほしい。
○ 私は内部障がい（ペースメーカー）がありますが、見た目には全くわかりません。満員の電車の中やバスの中で携帯やスマホを操作されると、とても不安になります。妊婦さんにあるキーホルダーのような物でもあれば、とても助かります。（周囲に知らせる為）
○ 障がい者マーク、または、証明証等車に貼るものを市で作ってほしいです。ホームセンターで売っている物ではなく申請して受取る正式なものです。混んでいる駐車場だと、ズルして障がい者スペースに停めていると思われるんじゃないかと、気が引けます。宜しく願います。

■将来への不安（親亡き後等）について

- | |
|---|
| ○ 学校を出た後の就労や生活の安定。親がいなくなった後の不安な部分の充実。やはり本人は、意見や意思疎通が難しいので、親がいなくなった時、ちゃんと本人の意思、気持ちをくみ取ってくれるのか？本人にとってどうしたらよいかと考えてくれる人がちゃんといえるのかが不安です。 |
| ○ 介護する人が介護できなくなった場合、残された障がい者の生活が不安です。 |
| ○ 今は車を運転して外出できますが、今後の事を思うと暗くなります。出来るだけ自分の事は自分で出来るように頑張るだけ頑張りたいと思います。 |

■災害時の不安について

- | |
|--|
| ○ 重度障がい者ではないですが、災害時一番の悩みは、トイレ、カテール導入使用等で、共同生活が困難、コミュニケーションがとれない事です。 |
| ○ 災害時の避難場所が甚目寺福祉会館になっていますが、障がいの特性上、初めての場所や人との交流が、難しいです。例えば、行政の方で、年1回～数回、障がい者の親子で、防災訓練をする等は、難しいでしょうか？そのような交流の中で、場所・人に慣れるという事も期待したいのですが。 |
| ○ 昔より地域の結びつきがなくなって、隣近所の人の名前も知らない人が多くなり、そういう面で災害等の時困るのではと思います。 |

■地域でのイベントや交流について

- | |
|--|
| ○ 65才以下の障がい者にもふれあいサロンみたいなものを作って下さい。話し合える友人がほしいです。 |
| ○ 引っ越ししてきたばかりで、知人もいなく夫以外話す人がいなくて大変さびしい思いをしています。視覚障がいの為、外出も1人では少し大変なので、そういった事をサポートし相談にのってくれる人がいると良いと思います。 |
| ○ 障がい者のスポーツ大会があるといい（ボーリング、フリスビー等）。障がい者のカラオケ大会や、ダンス等、健常者の目を気にせず参加できる企画があるといい。 |
| ○ 高齢の親になり、付いて歩行が出来ませんので、障がい者達と一緒にバスツアーにしてテーマパークへ行ける旅行イベントを提案します。 |
| ○ 近所の人とのコミュニケーションがあまり無い（あまつり等の祭の行事に参加する。） |

■障がいへの理解について

○ 障がい者が、いつでも快適に学べる場所、地域の理解等を希望します。
○ 障がいのあることに気づいてない人にどうしたら気づいてもらえるのか？そして個人の違いの拡大、まだ答えが見つかりません。
○ 発達障害への理解が少なく感じます。
○ 見た目にはわからない、分かりづらい知的障がい者を後回しにし、身体障がい、内部障がいばかりの支援しか進んでいません。将来が不安で仕方がありません。毎日が苦痛です。
○ 手帳を持ってない人には持っている人の気持ちがわからない。変な人だとか、色々仕事先でも言われ辛かった時もありました。今は少し落ち着きましたが、いじめがすごかった。でも強い心を持てば、自分の事をいつか分かってもらえると思っていて今も頑張っています。
○ 障がい者への理解をしてほしい。偏見で見るのは簡単。健康な人もいつ障がいをかかえることになるかなんてわからない。
○ 障がい者に親身になって助けてほしい。うわべだけではなくて、親身になってほしい。

■行政機関等の対応について

○ 役所の方が、もう少しだけでもフレンドリーになって下さるとこちらでも色々話をしやすくなって良いと思います。今は冷たく感じます。
○ 空き巣・侵入盗の発生件数が多い。この対策が全くみえてこない。市全体で取り組む姿勢をみせてほしい。
○ 提出物を窓口へ持って行くのは大変なので、郵送と持参を選べるシステムにしてほしい。
○ あま市は福祉に関するすべてが遅れすぎ。障がい者（家族）は通院が多いため慣れている。書類の手続き等で職員の方が理解していない事が多い。勉強不足ではないですか？役場の「福祉課」は社会福祉士や看護師の専門職を配置すべき。
○ 平成 28 年の 7 月より障害 2 級は全疾病が無料になり、とてもありがたく思っています。このまま続けてくれるととてもありがたいです。
○ 障がい者として認定されて、約一年が経ちました。今まで経済的にも困窮していましたが、障がい年金を頂けるようになり、大変ありがたく感謝しております。大切に使用して頂いております。

■情報の発信について

○ 障がい者専門の情報誌（あま市、愛知県）等あれば、うれしいです。
○ 利用できるサービスや情報は、もっと分かりやすく手帳や冊子等で配布するなりして教えてほしいです。改訂される都度、新しい情報を下さい。
○ 自分から聞きに行かないと、様々な面倒な手続きはどこに行けば出来るのか分からない。

■アンケートについて

○ アンケート回収後、どの様に活かされたのか、結果を広報でご報告してもらいたいです。
○ このようなアンケートはとても有意義な活動だと思います。このデータを元にどこまで反映して頂けるのが今後多いに期待したいと思わざるを得ない事項です。
○ 障がいの違いによって質問をしてほしい。(身体・精神等)
○ アンケート項目が多種で記入に時間と労力を要した。要スリム化。
○ 高齢者に送りつけるのはどうなのかももう一度考えた方がいいと思う。答えるのは本人でも、答えを書くのは家族なので、お互いとても面倒だと感じました。本当にこのアンケートが必要なのかこのアンケートで改善されることはあるのかと疑問に思いました。もっと答えてもらう人を選んだ方がいいのでは？
○ アンケートの内容の言葉使いにわかりにくい所が多く、わかりやすい言葉で書いてほしい。

■その他

○ 障がい者と言っても、多種の障がいがあるので、全てに対応する事は難しいと思いますが、障がい者同士の集まりでなく、もっと一般の健常者との交流をする機会が増えてくれれば良い事だと思います。
○ 妻は要介護5で、トイレ、食事、歩く事も出来ず、すべて他人のお世話になって生きている事が辛い、早く死にたいと話す。
○ 先日電話で詐欺にかかりました。電話に出るのが不安です。良い人はいません。
○ いろんな活動をしたいと思いますが体がついてこないから悲しいです。1人暮らしは孤独です。
○ 現在入院で、周囲の人々、ケアマネージャー、友人等に助けて貰っています。逆境の立場の優しさは身にしみて嬉しいです。立場が変わったらボランティア等いろいろ参加して、人の喜ぶ笑顔に接したいと思います。ありがとうございました。

2 サービス提供事業所アンケート調査結果

あま市では、サービス提供事業所に対して、障害福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向をおうかがいするアンケート調査を実施しました。

■ 調査の目的・内容

本調査は、あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画を策定するにあたって、各事業所の今後の障害福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向等を把握するために実施しました。

■ 調査対象事業所

あま市内に所在地のある障害福祉サービス事業所及び地域生活支援事業所並びにあま市民が入所する入所施設等、77箇所

■ 調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■ 調査期間

平成29年7月28日～8月14日（調査基準日 平成29年7月1日）

■ 送付対象事業所数、有効回答事業所数、回答率

本調査は調査対象である77事業所全てに送付し、うち44事業所（有効44事業所、無効なし）から回答を得ることができました。有効回答事業所数を対象事業所数で除した回答率は57.1%でした。

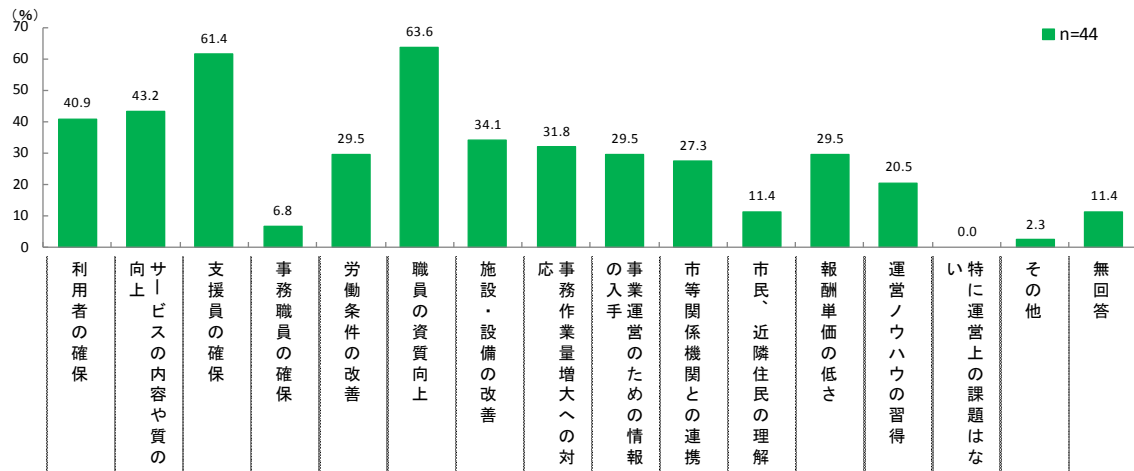
■送付対象事業所数、有効回答事業所数、回答率

送付対象事業所数	有効回答事業所数	回答率
77	44	57.1%

(1) 運営上の課題や支援

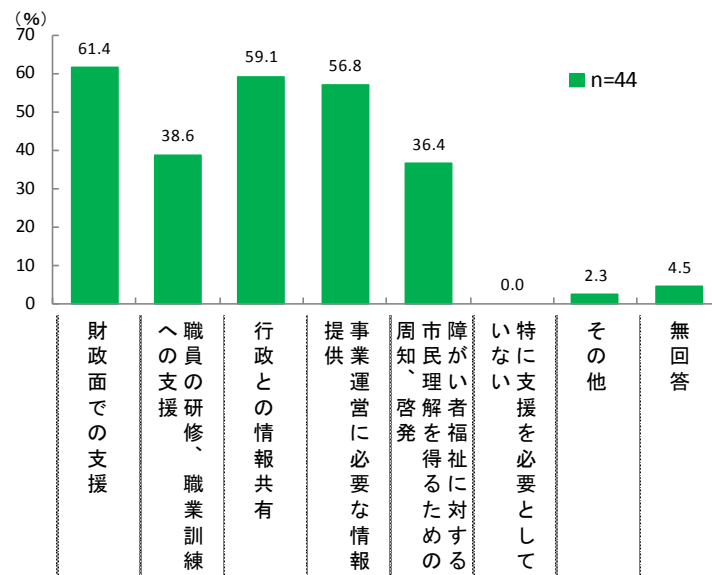
改善したい経営上の課題については、「職員の資質向上」が63.6%と最も多く、次いで「支援員の確保」が61.4%、「サービスの内容や質の向上」が43.2%、「利用者の確保」が40.9%等となっています。

■改善したいとお考えの運営上の課題 ※複数回答



必要とする行政等の関係機関の支援については、「財政面での支援」が61.4%と最も多く、次いで「行政との情報共有」が59.1%、「事業運営に必要な情報提供」が56.8%、「職員の研修、職業訓練への支援」が38.6%等となっています。

■行政等の関係機関からどのような支援が必要か ※複数回答



(2) 新たなサービスの実施意向

自立生活援助を実施する意向については、「実施しない」が61.4%、「わからない」が31.8%、「検討中である」、「実施予定である」が2.3%となっています。
 予定実施年度については、2社が「平成30年度」と回答しています。

■自立生活援助を実施する意向

調査数	検討中である	実施予定である	実施しない	わからない	無回答
44	2.3%	2.3%	61.4%	31.8%	2.3%

■自立生活援助の予定実施年度

調査数	平成30年度	平成31年度	平成32年度
2	100.0%	0.0%	0.0%

就労定着支援を実施する意向については、「実施しない」が56.8%、次いで「わからない」が36.4%、「検討中である」が2.3%となっています。
 予定実施年度については、1社が「平成30年度」と回答しています。

■就労定着支援を実施する意向

調査数	検討中である	実施予定である	実施しない	わからない	無回答
44	2.3%	0.0%	56.8%	36.4%	4.5%

■就労定着支援の予定実施年度

調査数	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	100.0%	0.0%	0.0%

居宅訪問型児童発達支援を実施する意向については、「実施しない」が84.1%、次いで「わからない」が9.1%となっています。
 予定実施年度については、回答がありませんでした。

■居宅訪問型児童発達支援を実施する意向

調査数	検討中である	実施予定である	実施しない	わからない	無回答
44	0.0%	0.0%	84.1%	9.1%	6.8%

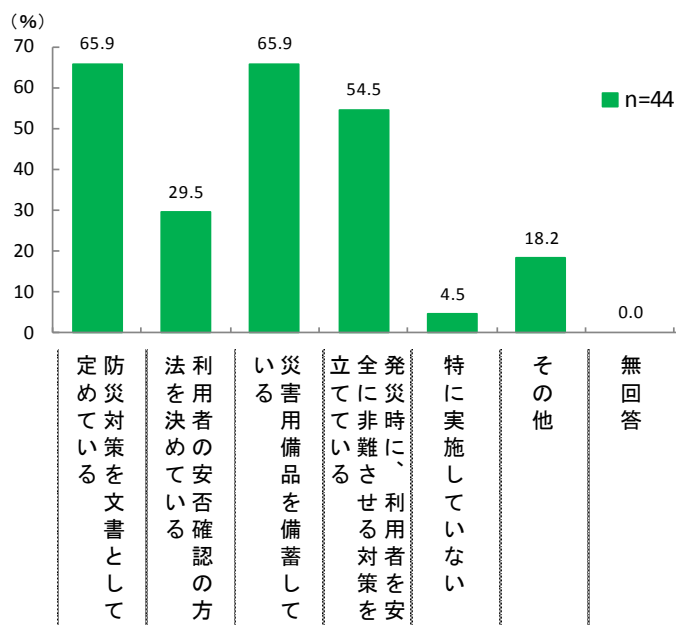
■居宅訪問型児童発達支援の予定実施年度

調査数	平成30年度	平成31年度	平成32年度
0	0.0%	0.0%	0.0%

(3) 防災・防犯対策

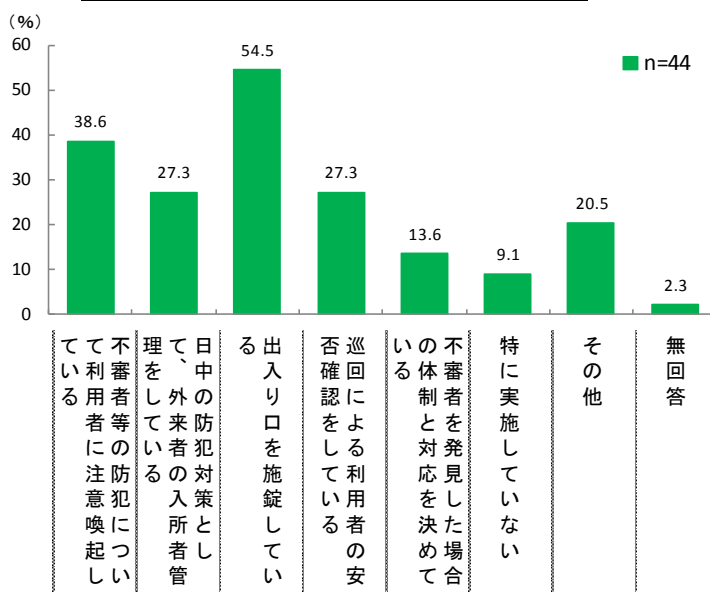
事業所の防災対策の実施については、「防災対策を文書として定めている」、「災害用備品を備蓄している」が65.9%と最も多く、次いで「発災時に、利用者を安全に非難させる対策を立てている」が54.5%、「利用者の安否確認の方法を決めている」が29.5%等となっています。

■防災対策を実施しているか ※複数回答



事業所の防犯対策の実施については、「出入口を施錠している」が54.5%と最も多く、次いで「不審者等の防犯について利用者に注意喚起している」が38.6%、「日中の防犯対策として、外来者の入所者管理をしている」、「巡回による利用者の安否確認をしている」がそれぞれ27.3%等となっています。

■防犯対策を実施しているか ※複数回答



3 関係団体ヒアリング結果

あま市では、市内にある以下の障がい者関係団体に対して、ヒアリングを実施させていただきました。このヒアリング結果でいただいた貴重なご意見を踏まえて、計画に反映できるよう努めていきます。

■ヒアリング対象団体

団体名	主な障がい種別	備考
あま市身体障害者福祉協会	身体障がい	
あま市心身障害児者保護者会	知的障がい 身体障がい	通称 菜の花会
美和心身障害児者父母の会	知的障がい 身体障がい	
甚目寺地区心身障害児者希望の会	知的障がい 身体障がい	
七宝障害児（者）を持つ親の会	知的障がい 身体障がい	通称 つくしの会
ちびはと	発達障害	
特定非営利活動法人 ゆったりホーム海部はすの里	精神障がい	精神障がい者団体として発足。 現在は地域活動支援センター。

3-1 団体の課題及び事業を展開する上での課題

●あま市身体障害者福祉協会

- ・会員は高齢化しており、それに伴う会員の減少。皆さんが高齢化して活動が難しくなっており存続できるか不安。
- ・年1回文化協会の福祉まつり。年6回の理事会。総会県の福祉大会。身障だより年3回。

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・現在の福祉的受け皿が少しずつ充実してきているので、若い保護者さんは現状に満足し、会の活動に参加しなくなっている。
- ・一団体でできる事は限りがあり、関係各機関（社会福祉課・社会福祉協議会）さんとの連携強化と同時に海部東部支援協とも連携を図り、情報を共有できたらと思う。

●美和心身障害児者父母の会

- ・情報化社会となり、若い親子さんの参加があまりなく、現会員が高齢になってきている。今後の会の運営に不安がある。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・会員の高齢化と減少。
- ・親なき後の安心して暮らせるホーム、居場所が地域にないこと。特に障がい認定区分4、5、6の障がいの重い子どもは、これからは重大課題と考える。

●七宝障害児（者）を持つ親の会（つくしの会）

- ・親と子どもの高齢化。
- ・ネット等で色々な情報が簡単に入るようになって、若い世代の親等の入会が減っている事。
- ・災害時の対応（高齢化も一つの不安材料）

●ちびはと

- ・年齢（子ども）層が幅広い（高1～保育園）。
- ・来る人のニーズがわからない。
- ・知名度がない。やっていることを知らせる方法。

●ゆったりホーム海部はすの里

- ・精神障がい者支援の経験のあるスタッフが集まらない。
- ・利用者の能力及び症状に開きがあり、利用者個人個人に必要な個別支援がなかなかできない。「昼間の居場所」利用者と具体的に社会復帰を目指す利用者への「相談支援」が両立しづらい。
- ・新規の利用者がなかなか集まらない。→最小限のスタッフで運営しているので、営業までなかなか手が回らない。赤字ギリギリライン。

3-2 あま市の障がい福祉施策・事業(サービス)についての課題・提案

●あま市身体障害者福祉協会

- ・新しい会員を増やしていく方策が必要。総会や身障たより等を通じて新入会員の勧誘を呼びかけたり、入会して良かったと実感してもらえる事業の実施。

●あま市心身障害児者保護者会(菜の花会)

- ・社会福祉協議会、社会福祉課、親の会と、縦割りの話し合いではなく、横につながる話し合いの場が年に1~2回は必要。お互いにニーズを把握し、現在のニーズばかりではなく、長期的な計画が必要。(特に障がい者は長い人生のライフステージにおいて、各々の段階でのサポートが必要なので。)

●美和心身障害児者父母の会

- ・地域社会で暮らしていく大切さ、まわりの方々との協力の必要性を、障がいのある・なしにかかわらず考えてもらえる様に、会の活動を通し広めていきたい。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・以前は、学校等で保護者の加入が大切であると考えていたが、現在は相談員等から情報をすぐ手に取る事が出来るため、加入しなくても気にならない様に見受けられるが、協力者(親、行政、相談窓口)が1つになることの大切さを周知したい。
- ・活動が本人(障がい児者)家族にメリットがある事が大切。
- ・安心して託せる法人があると良い。

●七宝障害児(者)を持つ親の会(つくしの会)

- ・小さな会だけでは限られてしまうので(とても対応できない事も多くあり)、菜の花会での情報交換等が必要。

●ちびはと

- ・チラシを作る予定。
- ・うまくつなぐキーパーソンとなる人(専門的な知識のある人)がいると良い。

●ゆったりホーム海部はずの里

- ・思い切って(赤字覚悟で)スタッフを増やさないと、支援の停滞状況が改善されないと思う。

3-3 障害福祉サービスや地域生活支援事業でニーズはあるものの、不足しているサービス

●あま市身体障害者福祉協会

- ・障がい者の移動支援。

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・グループホーム等の共同生活援助。日中の受け皿は各サービスがあり充実してきているが、特にあま市では精神の方のグループホーム、障がい程度区分の軽い方のグループホームは少しずつあるが、区分4、5、6の重い方が入れるグループホームは手つかずとなっている。

●美和心身障害児者父母の会

- ・移動支援は、サービスとしてあっても、現実使うことがあまりできていない。実際にはどう使うかを知って、サービスを決めてほしい。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・24時間のヘルパー利用。18才以上の余暇支援。ショート、グループホーム、終の住居と医療との連携。基幹相談支援センター。後見（権利擁護）のセンター。
- ・グループホーム生活がスムーズに出来る準備段階としてのショーツステイの開設。
- ・あま市障がい福祉計画の策定の中身に「地域における居住の場としてグループホーム充実」を掲げてあるならば、それを実現する“気概”が欲しいが、それが不足している。

●七宝障害児（者）を持つ親の会（つくしの会）

- ・共同生活援助（グループホーム）の整備。現在障がい区分の軽度の方に対しては、民間等で整備されてきているが、重い者は、取り残されている。一番必要とする者にとって、「ない」という現状はとても悲しい。

●ちびはと

- ・サービスが不足している部分はあるが、サービスを提供している事業所の質や内容に問題があると感じる。ただのおあずかりで良いのか？一宮の療育サポートプラザ・チャイブのような相談ができる場所がほしい。
- ・（本人でも）就労先が生活介護、B型等の事業所が少ない。
- ・就労後のあずけるところ（一日一時サービスの事業所）がない。

●ゆったりホーム海部はすの里

- ・障がい者問題＝経済問題。足元を見られているような工賃の低い下請作業しか見つけられない。例えば、役所関係の雑多な業務をほんの一部でも障がい者施設に回す、というような事は考えられないか。精神障がい者は気分がムラがあったりするが、作業能力はかなりある。

3-4 あま市の障がい者の就労促進についての課題・提案

●あま市身体障害者福祉協会

- ・移動に関する保証がない。車椅子利用者もいれば高齢になり免許を返した人もいる。重度者ほど専門病院に通院している。

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・いろいろな課題と目標が掲げられているが、その事自体も障がいを持つ方に浸透していない（伝わってない）ものも多く、数年前に掲げた目標の達成率も明示されないまま。短期課題、長期課題としっかり分け、確実に段階を踏んで積み上げて行き、10年後にはどの段階となるような実効性がほしい。

●美和心身障害児者父母の会

- ・親子共に最後まであま市で暮らしていくのは難しいと思うが、親の近くで子どもが生活できる場があると良い。（グループホーム等）

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・サービスの幅は広がってきているものの、利用者に理解されないが為に活用されていない人が多くいると思う。親が高齢化している今、実際は手助けが必要な方も利用していない。
- ・グループホームやケアホームがこの地域にないこと。精神の方、障がいの区分の軽い方が重点で、全体に利用が出来ない事。
- ・昼間はほぼ大丈夫だが、夜間または緊急時に利用できる場所がなく、特に（面倒をみる）親が急病時には本当に困る。
- ・良いパートナー（協力者）とめぐり会えない事。
- ・地域理解。
- ・担当者が変わると方針が変更になったり、継続されない事。

●七宝障害児（者）を持つ親の会（つくしの会）

- ・IT化の進歩で、何でもそこから情報を得て下さいという事が多くなっている。現状、会の親の年齢から、とても使いこなせる人が多いとは思えない。

●ちびはと

- ・母子通園の充実が必要。2年でトップが変わるのはどうかと思う。療養を知らない保育士が指導するのはどうか。そこで母は、不安になって困っていると聞くことが多い。
- ・障がいと分かり一番不安なところのフォローがない。
- ・学校と保育、福祉サービスの連携がない。学校が外部の人に指導されることに拒否感がある。また、指導に入ってもその指導が活かされていない。親の気持ちを素直に聞いてもらえない。
- ・将来に対するイメージ（良いイメージ）を持ってない。

●ゆったりホーム海部はすの里

- ・どこにどのようなニーズを持つ障がい者（退院予定者、引きこもり等）がいるのか。（当事者・保護者は病院以外の支援施設に関する知識があるか？）→相談支援事業所（ニーズの汲み上げ）へ相談→当施設等地域の社会資源（地域生活支援事業）を紹介→具体的な社会復帰に向けて（就労B、A等）→一般就労（障がい者枠等）。
- ・連携を作る為の核となるまとめ役が公共機関に必要

3-5 子ども・子育て支援等について

(1) 各資源の利用について現状及び今後の展望

■保育所

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・実状は把握していないが、地域の保育所では統合保育が増えてきていると思う。ただ、障がいの程度によりまだふるいにかけてられる場合があるので、障がいの軽重に関らず全面受け入れがなされれば、障がいの子がいる風景が自然になり、共に生きていく環境が当たり前になってくると思う。ただし、全面受け入れされるには必ずサポート態勢が必要であり、専門性のある人的環境の整備も必要。

●美和心身障害児者父母の会

- ・障がいを持った子どもの受け入れは話し合い等で可能にはなっていると思うが、まだまだ障がいにも程度の差があり、受け入れ側の理解も乏しいと思う。

●ちびはと

- ・発達障がいのことを理解し、指導してくれる人がほしい。（知識が低い）
- ・療育（ほのぼの園・にこにこ園・きらきら園）と保育園、保健師の連携がとれていない。保育園に入ってから支援がほとんどなく、親も相談する機関がないので、そのような場所がほしい。
- ・発達支援センターを作してほしい。

■認定子ども園

●ちびはと

- ・甚目寺の縦割り保育のやり方を変えてほしい。
- ・安心感が持てる保育をしてほしい。

■放課後児童クラブ

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・全面的に受け入れされれば嬉しいが、専門職員の配置や看護師の配置も必要。受け入れされても、おじやま虫扱いでは意味がないし発展がない。

●美和心身障害児者父母の会

- ・健常の児童は年齢や時間等少しずつ充実してきたが、障がいをもった児童についてはまだ数が少ないと思う。知的障がいを持つ児童は比較的近い場所に通えているが、身体に障がいを持つ児童は離れた場所になってしまう。（特に医療的ケアが必要な場合）

(2) 支援等を利用していない障がい児の状況や保護者のニーズ

■保育所

●美和心身障害児者父母の会

- ・利用はしたいだろうと思うが、付き添いが長く必要であったり、短時間の預かりと条件がある場合があると思う。小さな子どもほど、親はできるだけ自分で育てようと思う。相談員さんが入ってニーズの細かい部分を汲み取ってあげてほしい。

●ちびはと

- ・療育(母子療育)の質をあげてほしい。療育・保健師、保育園の連携。(入ってから)

■認定子ども園

●ちびはと

- ・障がい重度の子は、保育園を断られたのでどうしたら良いか。

■放課後児童クラブ

●美和心身障害児者父母の会

- ・「通うことができないからもういいや～」と思っていると思う。近い場合で、通える所があると良い。

●ちびはと

- ・事前に本人のことを理解してほしいと診断名を言うと、断られる事が多くあった。

3-6 課題別のご意見

(1) 生活環境の整備

●あま市身体障害者福祉協会

- ・市営住宅を障がい者に配慮した環境に。
- ・トイレを和式から洋式、駅にエレベーター及びエスカレーターを設置することで、障がい者が街に出やすいようバリアフリーを進め、障がい者にやさしい社会を実現してもらいたい。
- ・現在の巡回バスは障害者のニーズに合致しているとは言い難い。デマンドタクシーの導入やタクシー割引の導入等の施策が望まれる。

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・例えば公共交通機関を利用するにしても、最寄りの駅にはスロープがついたが駅までの歩道の整備等がされてないので、まず車イスでの外出は制限され外出しにくく、車に頼るしかない。公共の建物のドア（開き戸）やトイレの形態も不完全。ただ洋式にすれば良いというのではなく、手すりの取り付けや、時にはオムツ交換用の簡易ベッドの配置も必要。
- ・スーパーやコンビニでの買物にしても、車イスが通れるスペースを確保している店舗は市内には少なく、郊外の大型店に車で行かざるをえない。

●美和心身障害児者父母の会

- ・車イスで移動するのに街の中の歩道の整備があまりされておらず、散歩にもあまり出かけられない。地域の公園も、草だらけでバギーや車イスが入れない。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・親が車を運転できなくなった時、気軽に利用出来る移動手段（コミュニティーバス、福祉タクシー等）の拡充。
- ・一人暮らしが可能な障がい者の為の住宅に、空き家を利用できないか。
- ・重度障がい者の為のグループホームを絶対に整備して欲しい。
- ・公共スペースの再利用。

●七宝障害児（者）を持つ親の会（つくしの会）

- ・建物はそれなりに整備されていても、そこへ行くまでの道のり等、とてもそこまでは行けないと感じる事がある。
- ・親が免許証を返納した後の子どもの移動等が不安。
- ・空屋利用（グループホーム用とかに利用できそう）

●ちびはと

- ・発達支援センターを作ってほしい。そこに行けば情報がもらえる場所がほしい。

(2) 情報提供の充実

●あま市身体障害者福祉協会

- ・新たな身障手帳保持者に対して、当協会への入会案内の配布

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・今はITの進歩で、役所でもホームページに掲載しているのでそれを見てくれと言われるが、まだまだアナログ世代は多く、ホームページやネットで情報を収集できる人はまだ一部であり、アナログ的なきめ細かな情報提供はまだ必要。ホームページで見てくれという情報提供の仕方は、一方的だと思う。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・団体の集まり等に行政の方にも出席して頂き、お互いの情報や意見又障がいの方の特性を理解し話しをすることにより、意志疎通や個々に必要と思われる支援の内容がはっきりしてくるのでは。それにより利用者も支援が使いやすくなるのでは。

●ちびはと

- ・情報提供をとりまとめている場所や機関がほしい。(例) その場所に行くと、障がいの事の情報が揃っており、その場で相談でき、悩みを解決する場所。

●ゆったりホーム海部はすの里

- ・精神の病気に関しては、当事者よりも家族が恥ずかしいと思っている様な誤った状況を目にすることがある。登校拒否や発達障がい等、子どもへの支援や対応に関する勉強会等は、最近比較的多く持たれているが、大人の精神障がいに関する勉強会は少ないと思う。

(3) 防災・防犯等

●あま市身体障害者福祉協会

- ・自然災害による危険から避難警報が出た場合の指定避難場所が遠すぎる。移動場所を市で確保してもらるか住民の近くで指定場所を設定してもらいたい。
- ・前回安全安心課担当者からの災害時の内容の説明について、各保健センターとそれ以外の各学校、コミュニティセンター等で分かれているが、未だにどちらに避難すれば良いのか理解しにくい。

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・災害時の要支援者名簿は作られたが、まだ障がいの程度によって名簿対象にならない人が多いのはおかしい。手帳保持者の元簿はあるので大丈夫と言われるが、いざという時それが持ち出せるのか、機能するのか疑問。そして個人情報という名目で、支援サイドの情報共有（要支援者に対しての）ができないのでは、ただ要支援者名簿を作りましたという実績だけで、本当の意味での支援につながるのか、それも疑問。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・福祉避難所を「老人・子ども・障がい者」と災害弱者用に決めて欲しい。災害時に必ず親といるとも限らず、又作業所にいたとしても安心出来る場所が必要。又当面の備蓄は用意してあるとしてもその後の事が心配。どこまで準備すれば良いというものでもないが、考えれば不安ばかり。
- ・会としても何度か防災について勉強したが、会員にどれだけの事を啓発できたのか。これからも色々な点で勉強していくことが必要。
- ・昼間通っている施設を災害時の避難所にして欲しい。
- ・関係部署との連携後、避難訓練等やりたい。
- ・福祉避難の確保 地域への啓発 自主防災への啓発。

●七宝障害児（者）を持つ親の会（つくしの会）

- ・災害弱者になるわけで、災害がおきた場合の避難所を設けてほしい。

●ちびはと

- ・東日本大震災や熊本地震で災害弱者に対する課題が出て来ているが、あま市としてはどのような対策をしているのか知りたい。手帳のない人の災害時の対応はどうなっているか？

●ゆったりホーム海部はすの里

- ・近所に何らかの事件があった時に、疑われている人は「当施設の利用者では？」と警察の方が訪ねて来た事があった。警察の方の「精神障がい」に関する知識の無さや誤解にア然とした事がある。正しい知識の普及を図るための講演会・勉強会が必要。TV等のニュースで話題になる精神障がい者は、精神障がい者を代表している人達では決してありません！

(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

●あま市身体障害者福祉協会

- ・2013年6月に障害者差別解消法が成立したが、まだ知らない人がほとんどではないか。障がい者への差別がまだまだ絶たない現状であり、障がい者が暮らしやすい社会（高齢者も住みやすい社会）にしてほしい。政策に期待している。

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・一般の方と障がい者のふれあう場を作ること。それが少ないと思う。ふれあえば理解につながり、理解があれば差別は生まれにくい。昔ほど障がい者に対する偏見は表面的にはなくなったが、それでも底にはまだまだ残っていると思う。百聞は一見にしかずで、ふれあう場や機会が多くあれば、声高々と人権を唱わなくても自然と理解につながっていくと思う。

●美和心身障害児者父母の会

- ・個々それぞれ生活する環境が違うため、差別や虐待等の解消や防止は難しいと思う。手を差し伸べる側からよく理解をしていかないと、実現は進まないと思う。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・学齢児に対する教育啓発学習。多数の方が集まる所での啓発。内容を詳しく知る為の講演会等への参加の呼びかけ。

●ゆったりホーム海部はすの里

- ・一般論として話題に上がっても、切迫した状況を経験しないとなかなか個々の腰は上がらない。当施設の利用者に関して言えば、利用者の平均年齢は45才、親の年齢は70～80代。親亡き後の問題は皆それとなく不安に思っているだろうが、実際には触りたくはない問題となっている。
- ・お金の問題はかなり個人的かつ繊細な問題なので、こちら側からは入って行きづらい。近い将来、困難な状況が予想される世帯に、役所が中心となり直接足を運んで、課題を掘り起こす所から始めなければ…。

(5) 自立した生活の支援、意思決定支援

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・障がい相談支援事業所ができ、大変状況は変わり、良くなってきたと思う。ただしそれは現在においての話であり、障がいを持つ人にとっては全てのライフステージにおいて支援体制が必要なので、日中の活動の場ばかりではなく、夜間の支援、親亡き後の生活の場の確保と提供も必須課題である。

●美和心身障害児者父母の会

- ・障がいにも色々な方々がみえるので、それぞれの立場での自立について話し合い、適切な支援サービスが行えると良いと思う。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・広い分野の方々の協力が得られる様、親・行政・当事者と連携を持ちながら必要な支援が受けられ、安心して暮らせて行けるよう進めて欲しい。
- ・行政の方は必ず引き継ぎをして、当事者の事をしっかり見て欲しい。
- ・相談員の確保（必要に合った人数）、きめ細かい相談支援、または情報提供。

●七宝障害児（者）を持つ親の会（つくしの会）

- ・相談支援事業所ができて、とても便利になった。まだ会員の中には申し訳ないという気持ちが大きく、どうしてもがんばっている人がみえる。こちらが、声かけをしてアポまで取っても直前にキャンセルという事もあった。どうしたらよいものか。

●ちびはと

- ・あま市として障がい者の自立はどのようなものか、モデルケースを知りたい。グループホームもない、それを練習する場もない。自立するためのそれぞれ障がい者の特性に合わせた自立、本人の意見は生かされているのか。

●ゆったりホーム海部はすの里

- ・精神障がいに関しては、地域移行支援と言えば聞こえは良いが、病院もデイケア、デイナイトケアを持っており、やはり給付金・補助金等が入ってくれば、退院できる状態にまで回復している当事者をそう簡単に地域移行だと言って自立を促すとは思えない。
- ・家族に受け入れ体制ができていない為に、入院を続けざるを得ない状態の当事者がいる。グループホームの空きを探して家族に提案したが、家族は前向きではないようである。病院の方が手間がかからず、安上がりとても考えているのか。家族に対する勉強会が必要かと思う。

(6) 保健・医療

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・通常の病気の場合、地域医療機関で充分対応してもらえるようになってきているが、病気が重くなった時は適切な対応が難しく、遠くの医療機関に頼らざるを得ない現状がある。せつかくあま市民病院が開設されたので、将来的に専門医等を配置して頂き、地域で安心して信頼できる医療が受けられるようになれば、安心して住めるあま市になると思う。

●美和心身障害児者父母の会

- ・以前に比べると、相談事業等が広まり、関わりも多く持てる様になったと感じる。援助を行う側・援助を受ける側のコミュニケーションをよく取り、お互いの理解を深めて進めてもらいたい。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・地域における市民病院ではありますが、専門性の高い理解ある医師となると…？やはり障がい者の特性を理解して頂き、安心して診察して頂ける病院なら親も頼って行けると思う。

●七宝障害児（者）を持つ親の会（つくしの会）

- ・市民病院をうまく活用できないか。

●ちびはと

- ・あま市民病院に発達外来がないのが問題。訓練等。一宮、豊田市のように療育センターを作ってほしい。

●ゆったりホーム海部はすの里

- ・精神障がい者に対するあま市の医療補助に関しては、大変ありがたいと思っている。

(7) 雇用・就業、経済的自立の支援

●あま市身体障害者福祉協会

- ・ A型作業所とB型作業所では働き方や賃金に大きな差がある。その中間の福祉作業所があるとよい。

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・ あま市の公的な働く場所として、就労支援B型が3ヶ所、生活介護が1ヶ所あるが、その中で完結していて、一般就労体験等のサポート体制が取られていない。企業側にはジョブコーチ等を配置している所もあるが、企業側を頼るばかりでなく、B型事業所内でも外で働く機会を作り、それを応援する体制も必要だと思う。B型で働いている方々の中には、一般就労できる可能性を持った方もみえる。

●美和心身障害児者父母の会

- ・ 雇用・就業については、まだなかなか進んでないと思う。公的な機関が関わっている所では働くことができても、一般企業ではまわりの方の理解を得るのが難しい。仕事はしたくても仕事場に行く手段に困る等。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・ 自立に向けて経済的な事は重要になり、就労は大きな壁だと思うが、地域の障がい者に対する思いから、まず何なら出来るのか企業側と積極的に交流をはかりながら、インターシップ等利用しての体験が双方に必要。利点、欠点を見抜きながら仕事の幅を広げて行けば良いのでは。商工会、農業関係と交流会をしてみても。

●七宝障害児（者）を持つ親の会（つくしの会）

- ・ 市内にあるB型からは一般就労へ行けそうな方もみえるかもしれないので、そんな方の支援も必要かと思う。
- ・ ここ数年で民間のたくさん事業所ができてきて、選べる時代になってきているので、親は目がこえてきている。市内のB型、生活介護も危機感を持っていただきたい。

●ちびはと

- ・ 卒業後の就労にどんな道すじがあるのか？どんな支援が受けられるのか。

●ゆったりホーム海部はすの里

- ・ 障がい者雇用枠の拡大や雇用の義務化が話題になるが、企業にしてみればやはり採算が合うかどうかを考えるのは当たり前である。支援する側としても安易に就労施設を勧める前に、就労を希望する利用者に就労（働いてお金をもらう）とはどういう事なのか、体力的にも精神的にもきちんと準備ができているのか、等を見極める必要があると思う。しっかり準備ができていれば障がい者雇用に関する合理的配慮等が生きてくるし、合意形成が就労につながって行くと思う。お互いに「～する努力」が必要になってくるが…。

(8) 教育

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・保育園、学校等、受け入れ体制は徐々に良くなってきているが、それも親の付き添い、送迎等の条件付の場合もまだあると思う。特に障がいの重い方の受け入れはまだまだで、居住地域から遠く離れた特別支援学校を選択せざるをえない状況。ある地域では、医療的ケアの常時必要な子でも、地域の学校が看護師2人配置し受け入れている所もある。将来的にはこのあま市も、そのようになっていってほしい。

●美和心身障害児者父母の会

- ・教育を受ける権利は認めてもらえていると感じる。しかし、学校へ通うにも遠い所であったり、親の送り迎えが必要となったりしている。障がいが重ければ重い程、自宅近くで教育を受ける事が難しい。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・障がい者が楽しめる絵画、音楽、体操等利用出来る施設等の情報提供。
- ・一般の小学校の先生方への、全教員対象の発達障がいに対する啓発勉強会の実施。

●ちびはと

- ・発達障害の理解をするために、先生方はどれくらい研修をしているか？それを現場でどれだけ反映しているか？事例検討会はしているのか？個別支援計画が作られているのか？（→どのように扱われているのか？）作られているのなら、どうして親はその存在を知らないのか？
- ・中学校の支援級から高等部への進学をする時に、どのようにして良いのかわからない。本人、親が行動するしかないが、親もわからないのにどうしたら良いか相談する所がほしい。

(9) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

●あま市身体障害者福祉協会

- ・パラリンピック開催を通じ、障がい者スポーツの重要性が認識されている。その振興の為、その団体や障がい者を受け入れているチームに対して助成する。
- ・情報ふれあいセンター2階で活動しているパソコン教室は、無線LAN設備が十分ではなく、大変不自由している。

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・フライングディスク教室に参加し（一部希望者）、当会もバックアップしている。参加者の中には県大会や全国大会にも参加している。このような活動の場が多くなれば、本人たちの生きがいにもつながっていく。

●美和心身障害児者父母の会

- ・最近パラリンピック等もTVで見る事ができ、少し身近に感じられるようになってきた。遠い出来事ではなく、更に身近に感じられるよう推進してもらいたい。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・現在、余暇活動でフライングディスクをしている。昨年、全国へ参加してメダルを頂いたが、スポーツとして子ども達の体を動かすにはとても良い事だと考えている。

●ちびはと

- ・どこでどんなスポーツをやっています、という情報があるとうれしい。(情報が少ないので)

●ゆったりホーム海部はずの里

- ・同じあま市の施設でありながら、障害者手帳の有効性や予約システム等に関して、七宝体育館と甚目寺体育館とでは違いがある。当施設は七宝体育館に非常に近いが、ソフトバレーボール等のレクリエーションには甚目寺体育館まで行かざるを得なかった。卓球台の予約に関してもかなりの違いがあった。この違いは何なのか。

3-7 その他のご意見

(1) 障がい福祉向上のために望むこと

■行政

●あま市身体障害者福祉協会

- ・長寿のお年寄りが増えるのはめでたいが、平均寿命はもっと伸びる可能性がある。介護保険制度の対策をしてほしい。また、食事や運動、外出等日常生活のサポートを強化してもらいたい。
- ・計画に対する進捗状況を年度ごとに検証し、P D C Aを回していくことが大切と思う。

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・課題山積だとは思いますが、1つ1つ数値目標を掲げながら、時間はかかっても積み上げて頂きたい。計画の見直しがただ言葉の入れ替えに終わらず、足跡を1つずつでも残していけるような姿勢を希望。

●美和心身障害児者父母の会

- ・障がいを特別だと思わず、自分にもそんな事がいつ起きるかも、自分ももしかしたら障がいを背負うかもしれない、という思いを持ちながら福祉事業に関わっていただきたい。協力、よろしくお願いします。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・障がい計画の決め事が形として現れるよう進めて欲しい。
- ・障がいとわかった時から、生涯に渡り相談や情報を提供してもらえる場所が1ヶ所でもこの地域にあれば、親としてどんなに心強い存在になるかということを理解して頂き、今後の子ども達のために考えて頂きたい。
- ・多分野（教育・防災・地域啓発・権利擁護等）にかかわり、専門性や他課との協力・柔軟な考えが必要とされている部署。「本人」「家族」と協力して、常に進め続けて欲しい。

●七宝障害児（者）を持つ親の会（つくしの会）

- ・情報等は流してくれているかと思う。ただITの進歩により「すべてそちらで情報を」は不安を感じる人も多いと思う。取り残されていく感じがする。
- ・このようなヒアリング等は多分上からおりてきた事だと思う。ただ、これで終わらず、少し前に進んで頂けたら。少しでも目に見える物、目に見える確実な情報が頂きたい。

●ちびはと

- ・先が見えない…。障がいがあっても生きやすい社会にするのに一緒に考えていきたい。
- ・障がいとわかった最初は、子育ての不安があるのでしっかり支援してもらえるシステムが必要。就園・就学（高等部の時は特に）就労のその先まで一貫して支援してもらえる場所や医師等の知識のある人がほしい。保育園の先生や学校の先生等も相談できる所が必要。

■地域

●あま市身体障害者福祉協会

- ・年を重ねれば、心身の衰えを感じることは確実。障がいを持っているともっと大変になる。食事の準備もできない人がいる。

●あま市心身障害児者保護者会（菜の花会）

- ・どんな障がいがあっても、生まれた地域で安心して暮らせること。
- ・そのような環境整備。

●甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ・生まれ育った所や近隣で生活できるよう見守りをお願いしたい。
- ・住み慣れた地域で安心して暮らせる事は、すべての人の権利でもある。たとえ障がいがあっても、人に迷惑等かけることはない。地域でグループホームが出来る様見守って欲しい。
- ・障がいについて知って欲しい。

●七宝障害児（者）を持つ親の会（つくしの会）

- ・菜の花会役員と一緒に、7月には県主催グループホーム勉強会、10月には県主催新城、一宮方面のグループホーム見学（重度対象者）へ参加予定。少しずつ自分達でも進めていこうとしている。
- ・地域の皆様には見守ってくださる事、声かけ等を今以上にしていただけたらうれしい。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、障がい者が社会の一員として、他の人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方が市民に広く定着することを基本とし、障がい者が住み慣れた地域社会で孤立することなく、社会とのつながりの中で自らの役割を高めていけるよう、「ともにあゆむ自立支援社会の構築」を目標としてきました。

障害者基本法の基本的な考え方として、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが重要であり、本市においても、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重するということが、障がい者の暮らしやすい社会づくりの大前提であると考えられます。

そのため、前計画で掲げた「ともにあゆむ自立支援社会の構築」の目標を十分踏まえた上で、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現」を本計画の基本理念とします。

この基本理念に基づいて、3つの基本的な方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

基本理念

障がいのある人もない人も、
お互いに尊重し、
支えあう共生社会の実現

2 基本的な方針

本計画の基本的な方針を、「お互いに人格と個性を尊重しあえる基盤づくり」、「生活支援と地域共生の基盤づくり」、「安心・安全の基盤づくり」の3つとし、基本的な方針のもとに関連する分野別の基本目標を設定します。



基本的な方針

1 お互いに人格と個性を尊重しあえる基盤づくり

2 生活支援と地域共生の基盤づくり

3 安心・安全の基盤づくり

1 お互いに人格と個性を尊重しあえる基盤づくり

- ◇ 障がい者の地域でのノーマライゼーションを推進するためには、障がいについて、啓発活動の充実を図り、市民の理解を深めることが重要です。そのため、啓発や理解促進、差別の解消・権利擁護、情報・コミュニケーション支援の充実等の各種施策・事業を推進していきます。

2 生活支援と地域共生の基盤づくり

- ◇ 障がいのある人もない人も共に学び、生活し、様々な活動等を当たり前に行う共生社会を目指し、相談支援、生活支援、就労支援、療育・保育・教育、社会参加の支援等の各種施策・事業を推進していきます。

3 安心・安全の基盤づくり

- ◇ 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で支える基盤づくりが重要となります。そのため、グループホーム等生活環境、保健・医療、地域ぐるみの支援体制、防災・防犯体制等の各種施策・事業を推進していきます。

3 基本目標

基本理念	基本的な方針	分野の基本目標
障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、 支えあう共生社会の実現	1 お互いに人格と個性を尊重しあえる基盤づくり	(1) 相互理解と交流の促進
		(2) 差別の解消及び権利擁護の推進
		(3) 情報・コミュニケーション支援の充実
	2 生活支援と地域共生の基盤づくり	(1) 相談支援の充実
		(2) 生活支援の充実
		(3) 就労支援の充実
		(4) 療育・保育・教育の推進
		(5) 社会参加への支援
	3 安心・安全の基盤づくり	(1) 生活環境の整備充実
		(2) 保健・医療の推進
		(3) 地域ぐるみの福祉の推進
		(4) 防災・防犯の推進

4 計画の体系

1 お互いに人格と個性を尊重しあえる基盤づくり

(1) 相互理解と交流の促進 97

- ① 広報啓発活動の推進
- ② 人権を尊重する教育・福祉への関心を高める教育の実践

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進 98

- ① 障がい理由とする差別の解消の推進
- ② 障がい者の虐待防止体制の充実・強化
- ③ 成年後見制度等の利用促進
- ④ 日常生活自立支援事業の利用促進
- ⑤ 権利擁護相談の充実

(3) 情報・コミュニケーション支援の充実 101

- ① わかりやすい広報・市公式ウェブサイトの提供
- ② 障がい特性に応じたコミュニケーション支援の充実
- ③ 市民ボランティア活動の支援
- ④ きめ細かな情報の提供

2 生活支援と地域共生の基盤づくり

(1) 相談支援の充実 103

- ①相談窓口体制の充実
- ②海部東部障害者総合支援協議会の機能の強化

(2) 生活支援の充実 105

- ①利用者の視点に立った障害福祉サービス提供体制の整備
- ②地域生活移行の支援
- ③日中活動の場の充実
- ④介護保険サービスとの連携強化
- ⑤サービス事業者の質の向上
- ⑥各種手当等制度の周知と継続
- ⑦医療費の助成・給付

(3) 就労支援の充実 108

- ①情報提供・相談機能の強化
- ②就労の促進支援・定着支援
- ③福祉的就労の充実
- ④職場での障がい者理解の促進

(4) 療育・保育・教育の推進 110

- ①早期発見・早期療育に向けた保健事業の充実
- ②発達支援
- ③統合保育の推進
- ④共に学び、共に育む教育の推進

(5) 社会参加への支援 112

- ①障がい者の社会生活力の向上に向けた外出の支援
- ②社会参加への支援の充実

3 安心・安全の基盤づくり

(1) 生活環境の整備充実 113

- ①福祉のまちづくり
- ②グループホームの整備の支援
- ③住宅改修の促進

(2) 保健・医療の推進 115

- ①健康管理への支援
- ②生活習慣病予防対策の推進
- ③地域医療機関との連携強化

(3) 地域ぐるみの福祉の推進 116

- ①多様な福祉人材の養成
- ②各種ボランティア講座の開設
- ③地域の支援者のネットワークの構築

(4) 防災・防犯の推進 117

- ①防災意識の高揚
- ②指定避難所に関する情報提供
- ③避難行動要支援者対策の推進
- ④防犯意識の高揚

第5章 第2次あま市障がい者計画

1 お互いに人格と個性を尊重しあえる基盤づくり

(1) 相互理解と交流の促進

現状と課題

○本市では、障がい者の理解促進のため家庭、学校、地域等あらゆる場面において、啓発・交流を進めてきました。しかしながら、障がい当事者アンケート調査の自由記入欄には、障がいへの理解が不足しているというご意見が多く寄せられました。

○こうした現状を踏まえて、さらに市民全般に広く理解を深める啓発・交流を充実させるとともに、学校、地域、職場等での障がい者理解を促進するよう、関係機関と連携を図りながら、取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

○障がい者に対する理解は、幼いころから障がいのある人もない人も身近で一緒に成長することにより、より深まると考えられます。そのため、学校・地域等では一層の啓発や相互の交流機会を増やし、障がいや障がい者の理解を深めることで、互いに信頼し共感しあえる、温かい人間関係作りを進めていきます。

主要施策

① 広報啓発活動の推進

◆障がい特性について、広報や市公式ウェブサイトを活用して、理解の促進に努めます。

② 人権を尊重する教育・福祉への関心を高める教育の実践

◆障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深め、福祉への関心を高めるための教育を推進します。

◆障がいの理解や地域や学校といった場での相互交流の機会を大切にし、引き続き啓発の充実を図ります。

◆小中学校において、障がい者に対する理解と認識を深めるため、福祉実践教室やボランティア活動をはじめとする体験活動を推進します。

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

- 国において、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が平成 28 年 4 月に施行されました。
- 障害者差別解消法のポイントとしては、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」となります。
- 「不当な差別的取扱いの禁止」については、国・都道府県・市町村等の行政機関等や、会社やお店等の事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。
- 「合理的配慮」に関しては、行政機関等や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)を求めています。
- 障がい者の尊厳を守るために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が平成 24 年 10 月に施行されました。
- 障害者虐待防止法は、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者等に障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課す等としています。
- 当事者アンケートでは、障害者差別解消法の認知度(「法の名称も内容も知っている」、「法の名称は知っているが、内容は知らない」の合計値)が 27.0%と3割を下回る結果となっており、障がい者やその家族等への周知が不十分であると考えられます。
- また、本市の窓口等での対応については、「どちらかといえば配慮されている」が 45.4%と最も多く、次いで「配慮がされている」が 19.8%、「どちらかといえば配慮されていない」が 8.4%、「配慮されていない」が 2.9%となっています。“配慮されていない”(「配慮されていない」「どちらかといえば配慮されていない」の合計値)という回答の割合は 11.3%と約 1 割あり、配慮のある対応の徹底が必要と考えられます。
- 本市においては、アンケート結果等を踏まえて、市民や事業所に対する法律の内容の周知啓発、本市における窓口対応の徹底等を進めていく必要があります。

今後の方向性

- 障害者差別解消法の市民や事業所に対する周知啓発等、障がいを理由とする差別解消に向けた取組の推進を行います。また、市職員の対応要領を作成し、窓口対応の向上に努めます。
- 障がい者の虐待防止のため、法律の周知に努め、また虐待等防止ネットワーク協議会を核として、権利擁護、虐待防止の取組を推進・強化していきます。
- 障がい者の権利擁護のため、成年後見制度、日常生活自立支援事業、権利擁護相談等の周知と利用促進を図ります。

主要施策

①障がいを理由とする差別の解消の推進

- ◆障害者差別解消法の周知に努め、差別解消についての啓発を行います。
- ◆障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応要領に則った職員の窓口対応や、職員研修会等の開催に努めます。

②障がい者の虐待防止体制の充実・強化

- ◆障害者虐待防止法の周知に努め、虐待防止についての啓発を行います。
- ◆障がい者に対する虐待は、重大な権利侵害です。虐待予防・早期対応を適切に行うため、虐待等防止ネットワーク協議会を核として、医療、教育、福祉、行政、司法、警察等地域の関係機関と協働したセーフティネットの充実等、権利擁護、虐待防止の取組を推進・強化していきます。

③成年後見制度等の利用促進

- ◆成年後見制度の利用を希望する知的障がい者や精神障がい者で、家庭裁判所への申立費用を捻出することが困難な人に対して、その費用を助成し、成年後見制度の利用を支援します。また、海部東部障害者総合支援協議会において、成年後見制度の普及啓発を目的とした研修会等の開催に努めます。

④日常生活自立支援事業の利用促進

- ◆知的障がい者や精神障がい者等の福祉サービスを利用する手続き支援、日常的な金銭管理、大切な書類を預かるサービス等の日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。
(社会福祉協議会事業)

⑤権利擁護相談の充実

- ◆自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者に対する権利擁護相談の充実を図ります。

(3) 情報・コミュニケーション支援の充実

現状と課題

- 本市では、障がいのある人でも情報を取得しやすいように、広報、市公式ウェブサイト等を分かりやすく提供するよう努めてきました。また、聴覚、音声機能、言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳や要約筆記等により、情報やコミュニケーションの支援を行ってきました。
- 障がい当事者のアンケート調査では、地域で生活するために必要な支援として、「コミュニケーションの支援」(16.5%)が挙がっており、地域生活におけるニーズがうかがえます。
- 団体ヒアリング調査では、「ホームページに掲載しているのを見てくださいということと言われるが、情報収集ができる人は一部の人であり、アナログ的な情報提供はまだ必要である」というご意見をいただきました。このように、情報提供がデジタルに移行しつつある中、やはり紙媒体での情報提供は、まだまだ重要であり、障がい者が円滑に情報を取得できるような情報提供が課題となります。
- その他、障がい特性に配慮したさらなるきめ細かい配慮が必要となります。

今後の方向性

- すべての障がい者に円滑に情報提供し、意思疎通支援を図ることができるように、現状の情報・コミュニケーション支援体制の整備を進めるとともに、意思疎通支援の活動者を増やすように、市民ボランティアの活動を支援していきます。

主要施策

①わかりやすい広報・市公式ウェブサイトの提供

- ◆広報や市公式ウェブサイトについて、誰にでも使いやすく伝えたい情報がきちんと伝わるよう提供を行います。

②障がい特性に応じたコミュニケーション支援の充実

- ◆聴覚障がい者や視覚障がい者の生活支援には、コミュニケーション支援が必要です。そのため、手話通訳者、要約筆記者等の人材の派遣の充実に図るとともに、点字や音声ガイドを利用した情報提供の手段としての情報機器を日常生活用具として給付し、効果的なコミュニケーション支援を促進します。

③市民ボランティア活動の支援

- ◆社会福祉協議会の設置するボランティアセンターにおいて、意思疎通支援等の支援者養成のため、ボランティア連絡協議会を中心に様々な分野の活動を支援します。

④きめ細かな情報の提供

- ◆制度ごとにパンフレットを作成し、手帳交付の機会等により詳細な制度の周知を行い、サービス等の支給対象の方にわかりやすい情報提供を行います。
- ◆点字や音声ガイドを利用した情報提供の手段としての情報機器を日常生活用具として給付し、障がい特性に配慮した情報提供ができる環境づくりを進めます。
- ◆視覚障がい者のため広報の内容を朗読・録音した「声の広報」・点字広報をボランティアにより作成し活用します。

2 生活支援と地域共生の基盤づくり

(1) 相談支援の充実

現状と課題

○障がい当事者のアンケート調査では、悩みを相談する相手は「家族や親戚」、「友人・知人」と身近な支援者が多くなっています。次いで、「かかりつけの医師や看護師」、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー」等医療や福祉関係者が多いという結果が出ています。

○福祉の相談窓口としては、相談支援事業所等の民間の相談窓口、市役所等の相談窓口、社会福祉協議会等がありますが、アンケートではいずれも1割を下回っており、気軽に相談することができる窓口体制を築くことが重要となります。

今後の方向性

○相談支援事業所等の相談窓口は、障がい者や家族等がいつでも・身近で相談できる場所として認知度を向上させていきます。また、関係機関との連携を図り、情報提供や専門的な相談・助言等総合的な相談支援体制づくりを進めていきます。

○相談支援体制の情報共有・調整の場としての海部東部障害者総合支援協議会の機能強化を図り、取り組んでいきます。

主要施策

①相談窓口体制の充実

- ◆相談窓口を広く周知し、利用の拡大に努めます。
- ◆総合的な相談に応じ、ライフステージにおける途切れのない相談支援をしていくために、関係機関との連携を積極的に行い、一人ひとりに必要なサービスを組み合わせ適切な供給主体とつなげるとともに、サービス等利用計画対象者の拡大に対応できる提供体制の強化を図ります。
- ◆支援者（家族や介助者）への支援の他、医療的相談・障がい理解の相談・こころの健康相談等、より専門的な相談機能の充実に努めます。

②海部東部障害者総合支援協議会の機能の強化

- ◆相談支援体制の調整に、行政職員、ケアマネジメント担当者が連携して対応するといったチームアプローチが必要であり、相談支援事業をはじめとする地域移行や虐待防止といった地域福祉推進のネットワークの構築に向け中核的役割を果たす協議の場として海部東部障害者総合支援協議会の機能の充実に努めます。
- ◆地域内の障がい者支援を行う地域の関係機関のネットワークの核となり、個別の支援に対する関係機関との調整を果たすよう努め、ここから地域課題の抽出とその解決策の検討を行います。

※相談支援事業所のニーズ調査について

平成28年度から29年度にかけて、市内にある3箇所の相談支援事業所が、計画相談支援を受けている方を対象に、日中サービス、医療、住居、経済、生活、就労、教育、権利といった分野ごとに、必要とする項目にチェックをしていただくという方式で、ニーズ調査を実施しました。

集まった165件のニーズ調査の結果より、家族への相談、収入の安定、学校との連携、障がい特性に応じた対応、親亡き後の本人のこと、災害時の対応についてのニーズが高いことがうかがえました。

本市としても、障がい者やその家族の相談に乗り、ニーズに応じたサービス等利用計画を立てる等、身近で支える大切な窓口である相談支援事業所と、海部東部障害者総合支援協議会等を通じて連携を取りながら、この調査結果を踏まえた障がい福祉施策に取り組んでまいります。

(2) 生活支援の充実

現状と課題

- 本市の障害福祉サービスの利用者の平成 27 年度から 29 年度（4 月～9 月）までの実績をみると、日中活動系サービスの就労継続支援 A 型及び B 型、短期入所がそれぞれ利用人数と日数が大きく伸びています。また、障がいのある児童に対するサービスは、児童発達支援、放課後等デイサービスが大きく伸びています。これらのサービスはニーズも高く、ニーズに対応するサービスの提供が課題となります。
- グループホームは、団体ヒアリングでも親亡き後の不安を解消するためにも必要であるというご意見をいただいております。重度の障がい者にも対応できる施設の開設のための、事業者への働きかけが重要と考えられます。
- 障がい者の高齢化が進んでおり、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する場合の連携の強化が必要となります。

今後の方向性

- 障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活するためには、日々の障害福祉サービスが重要となります。利用者のニーズを踏まえた上で適正な量のサービス提供がなされるように、計画していきます。
- 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行は大きな課題となっていますが、地域移行支援のサービスの 1 か月あたりの平均利用者数が平成 28 年度で 1 名、平成 29 年度（4 月～9 月）で 0 名という実績からわかるように多くの方が地域に移行できる状況ではないと考えられます。そのため、行政や地域住民が連携しながら事業者への働きかけを行い、受け入れる体制、それを支援する体制等条件整備を一つずつ進めていく必要があります。

主要施策

①利用者の視点に立った障害福祉サービス提供体制の整備

- ◆制度に関するパンフレットを作成し、手帳交付等の機会をとらえて障害福祉サービス等についての情報をわかりやすく提供し、必要な方が適切なサービスを利用できるように努めます。
- ◆各関係機関と連携して、サービス等利用計画の活用をはじめ、利用者本位のサービス提供を基本に、多様なサービス提供事業者の新規事業への参入促進等、サービス供給体制の整備促進や障がい特性に対応した福祉サービスの充実を図ります。

②地域生活移行の支援

- ◆入所施設や精神科病院からの地域生活への移行のため、施設や病院とグループホーム等の地域の福祉資源との連携を図るとともに、障がいに対する地域の理解を深め日中活動の場の充実を図る等、地域生活移行の支援に努めます。

③日中活動の場の充実

(未就学児)

- ◆就園前や就園できない子どもを対象とした親子通園療育事業において、療育支援と発達支援を実施します。
- ◆未就学児を対象とした児童発達支援を活用し、療育支援と発達支援が受けられる場の確保に努めます。

(就学児)

- ◆就学児を対象とした放課後等デイサービスや日中一時支援事業を活用し、学校との連携を図りながら、平日の放課後や休日、夏季休業をはじめとする長期休業期間等において障がいのある児童・生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保に努めます。

(学校等卒業後)

- ◆介護を必要とする方を対象とした生活介護を活用し、日常生活に必要な支援を受けながら、創作活動や生産活動の機会の提供等の支援が受けられる場の確保に努めます。
- ◆地域活動支援センターを活用し、機能訓練や創作活動の提供等の支援が受けられる場の確保に努めます。
- ◆重い後遺症のある中途障がい者や精神障がい者も家庭に閉じこもることのないように活動の場の確保に努めます。

④介護保険サービスとの連携強化

- ◆高齢の障がい者が必要な介護保険サービスを十分に利用できるよう、ケアマネージャーとの連携等、きめ細かな配慮をするとともに、介護保険の対象とならない同行援護等の障がい固有のサービスについては、必要なサービスを適切に提供します。

⑤サービス事業者の質の向上

- ◆サービス事業者を対象とした研修の実施や、支援者ガイドブックの作成等により、事業者の資質向上を支援します。

⑥各種手当等制度の周知と継続

- ◆身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人に対して、国や県の特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、在宅重度障害者手当、特別児童扶養手当等や、市の心身障害者扶助料による経済的援助を行います。また、障害年金についての情報提供に努めます。

⑦医療費の助成・給付

- ◆障害者医療助成として、身体障害者手帳・療育手帳所持者で一定の条件に該当する方、自閉症状群と診断された方等の保険診療による、入・通院医療費自己負担額を助成します。
- ◆精神障害者医療助成として、1級または2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方には入・通院ともに医療費自己負担額を助成します。また、3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方には、精神科等の入院に限り、医療費自己負担額を助成し、3級の精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方には、精神科等の入・通院ともに医療費自己負担額を助成します。
- ◆自立支援医療(更生医療)の給付として、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が、その障がいの程度を軽くし、あるいは障がいを取り除くために、指定医療機関において受ける手術等の処置に要する医療費の一部を給付します。
- ◆自立支援医療(育成医療)の給付として、身体に障がいのある児童等が、その障がいの程度を軽くし、あるいは障がいを取り除くために、指定医療機関において受ける手術等の処置に要する医療費の一部を給付します。
- ◆自立支援医療(精神通院)の給付として、精神疾患のある方が、その治療のために通院医療を受ける場合、それにかかる医療費の一部を給付します。

(3) 就労支援の充実

現状と課題

- 本市においては、障がい者の状態に合わせて、一般就労に向けた就労移行支援、一般就労が困難な障がい者については、就労継続支援のサービスが提供されています。本市の就労系サービスの1か月あたりの平均利用者数の平成24年度から平成28年度の5年間の伸びをみると、就労移行支援は10人から14人、就労継続支援A型は28人から87人、就労継続支援B型は84人から112人とそれぞれ利用者の増加がみられました。しかしながら、近年では前年の利用者数から減少傾向のあるサービスもみられますので、実態把握が必要となります。
- 障がい当事者のアンケート調査では、障がい者の就労支援に必要なこととして、「職場の障がい者理解」が最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」等となっています。このように職場や職場の上司・同僚に障がいの理解が求められているという現状がうかがえます。

今後の方向性

- 障がい者の就労支援のために、より多くの就労系サービス提供事業者の参入を促進することや、既存の地域活動支援センターの活動内容の周知等により、障がいの特性等に合わせた選択できるような環境づくりを進めていきます。
- 一般就労にあたっては、職場の障がい者理解をさらに進めるために、関係機関との連携により啓発を実施していきます。

主要施策

①情報提供・相談機能の強化

- ◆就職を支援するため、障がい者雇用に関する情報について、ハローワーク等との連携により、相談窓口での提供体制の整備に向けた取組を促進します。

②就労の促進支援・定着支援

- ◆海部障害者就業・生活支援センターを活用し、身近な地域で、就業面での支援と併せて生活面での支援を一体的に提供することで、働き続けることへの支援を進めます。
- ◆就労移行支援事業等により、一般就労への移行を促進します。

③福祉的就労の充実

- ◆就労継続支援事業、地域活動支援センター等を活用することにより、障がい者の福祉的就労を促進します。
- ◆就労支援施設で制作する自主製品等の販売拡大の支援に努めます。

④職場での障がい者理解の促進

- ◆ハローワーク等就労関係機関と連携して、事業者に対する障がい者理解についての啓発に努めます。

(4) 療育・保育・教育の推進

現状と課題

- あま市では障がいの早期発見、早期療育に向け保健事業の充実を図りながら、発達障害のある子どもの支援、統合保育等各事業を進めてきました、また、学校教育では共に学び、共に育む教育体制の充実を図ってきました。
- 障がい当事者のアンケート調査では、学校教育修了後の進路のために、希望することについてたずねたところ、「教育・就労・福祉等の一貫した相談支援体制の充実」という回答が多くみられたことから、教育・就労・福祉のさらなる連携と一貫した相談体制の確立が求められています。

今後の方向性

- 今後も継続して早期発見、早期療育に向けて保健事業の充実を図ります。
- 障がいのある児童の健全な成長と発達を促進するため、各ライフステージに応じた保育・教育を行っていきます。

主要施策

- ①早期発見・早期療育に向けた保健事業の充実
 - ◆母子保健事業において、各種の相談や教室、健康診査を通して、身体の異常や発達障害等を早期に発見するとともに、適切な支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。
 - ◆1歳6か月児健診や3歳児健診で発達の遅れがみられる場合は、経過を見守り、保護者への適切な対応ができるよう働きかけます。また、未受診者の把握に重点を置き、虐待の予防や早期発見、早期支援に努めます。
- ②発達支援
 - ◆発達障害のある子どもへの支援については保健、医療、福祉、教育の各機関と連携して療育支援体制の充実に努めます。

③統合保育の推進

- ◆障がいのある幼児への統合保育等を通じ、ともに遊び、学ぶ機会の拡充に努め、すべての幼児の豊かな人間形成をめざします。
- ◆職員の専門性の向上を図り、就学前の障がい児保育の充実を図るとともに、保護者に対する支援を行います。

④共に学び、共に育む教育の推進

- ◆研修等を通じて、教職員一人ひとりの意識の高揚に努めます。さらに、障がいのある児童・生徒については、学校全体としての指導体制の徹底や校内外の相談体制の充実を図ります。
- ◆自己肯定感を育み、幼児・児童・生徒が自分を取り巻く人間関係を自ら豊かに構築していけるよう指導の充実を努めます。
- ◆障がいのある児童・生徒について、学校全体としての協力体制のもとに教育活動を推進するとともに、本人・保護者等の意向も踏まえ、個別の指導計画を作成する等、一人ひとりの状況に応じた教育の充実を図ります。
- ◆障がいのある児童・生徒の保護者が早期から教育相談等を受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等が連携して支援体制の強化に努めます。
- ◆施設・設備面を始めとする個々の障がいの状況に応じた合理的配慮に基づくバリアフリー化等の整備に努めます。

(5) 社会参加への支援

現状と課題

○あま市では、障がい者の社会参加促進のため、外出支援の充実やスポーツ・レクリエーション・文化活動等への参加促進を行ってきました。

○障がい当事者のアンケート調査で、障がい者が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切かたずねたところ、「障がい者が参加しやすいように配慮すること」が最も多く、次いで「障がい者理解のための広報や福祉教育の充実」、「障がい者自身の積極性」、「バリアフリー等の利用しやすい施設への改善」、「障がい者の参加を支援するボランティアの育成」等となっていました。このように、障がい者の参加に対する周囲の環境づくりが求められています。

今後の方向性

○障がい者の地域移行や地域への参画は今後の大きな課題となっています。そのため、地域での配慮や支えあいにより、障がいのある人もない人も一緒に参加できる環境づくりを進めていくことが必要となります。

○外出支援は、障がい者の地域生活においては無くてはならないサービスであり、同行援護、行動援護、移動支援等のサービスの充実を図っていきます。

主要施策

①障がい者の社会生活力の向上に向けた外出の支援

◆外出する際の支援として、同行援護、行動援護、移動支援のサービスを支給することにより、社会参加への支援をします。

②社会参加への支援の充実

◆障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、また、障がいに対する理解を得る手段として、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の確保に努めます。

◆身体障がい者が、就労・通院・通学等のため、普通自動車免許の新規取得に要した経費の一部や、本人が所有・運転する自動車を必要に応じて改造する費用の一部を助成することにより社会参加への支援をします。

◆障がい者の社会参加を一層推進するため、身体障害者補助犬の啓発に努めます。

3 安心・安全の基盤づくり

(1) 生活環境の整備充実

現状と課題

- あま市では、公共施設のバリアフリー化等、障がい者が住みやすいまちづくりを進めてきました。
- 障がい当事者のアンケート調査では、障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために必要なこととして、「バリアフリー等の利用しやすい施設への改善」が25.7%となっており、さらなる改善が必要と考えられます。
- また、今後の生活の不安については、「住む（生活する）ところを確保できるか」と将来的な生活の場所についての不安が意見として挙がっています。障害福祉サービスの利用意向では、グループホームを利用したいという回答は1割（143人）あり、現状の利用状況（平成29年4月～9月の月平均：50人）に比べて高いニーズがうかがえます。障がい者の住む場所についての不安の解消のためにも、グループホーム等の整備充実が求められています。

今後の方向性

- 今後も公共施設等のバリアフリー化等、福祉のまちづくりを推進していきます。また、現在、本市では市役所新庁舎の建設計画を進めており、障がい者が安心して来庁できる庁舎の建設を目指していきます。
- グループホームについては、各種調査の中でニーズが高く、特に重度の障がいがある人のグループホームがなく、整備が求められています。そのため、民間事業者に働きかけを継続して実施するとともに、地域住民の障がい者への理解を促進します。

主要施策

①福祉のまちづくり

- ◆バリアフリー化を推進し、ひとにやさしい建築物や道路・公園・トイレ・駐車スペース等の整備・改善に取り組み、福祉のまちづくりを進めます。
- ◆市役所新庁舎建設に関して、平成34年度開庁を目標とする「あま市役所新庁舎基本設計」を企画政策課において策定中です。障がい者が安心して来庁できる新庁舎建設に向けて、バリアフリーの考えに基づいた設計と障がい者専用駐車場等の整備を目指します。

②グループホームの整備の支援

- ◆事業者に対する補助制度の活用周知を行い、グループホームの整備の拡充に努めます。併せて、地域住民の障がい者への理解を促進します。

③住宅改修の促進

- ◆住宅の段差解消や手すりの設置等の住宅改修に対する支援等の施策を推進します。

(2) 保健・医療の推進

現状と課題

○障がい当事者のアンケート調査では、障がい者にとって、普段の悩みや困ったことの相談先は、「かかりつけの医師や看護師」が家族・知人の次に多くなっており、つながりの強さがうかがえます。また、地域で生活するための必要な支援は、10項目中2番目に「在宅で医療ケア等が適切に得られること」が挙げられており、在宅での医療ニーズの高さがうかがえます。

○障がい者の高齢化・重度化が進んでおり、日々の健康保持増進はますます重要となっており、各種検診や健康相談等保健事業の充実が課題となります。

今後の方向性

○障がい者が住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるよう障がい者に対するリハビリテーション、健康管理の支援等保健サービスの充実を図ります。また、入院・入所中の障がい者の地域移行が見込まれるため、保健、医療、福祉の連携が不可欠であり、円滑な地域移行と定着に向けて環境づくりに注力していく必要があります。

主要施策

①健康管理への支援

- ◆障がい者に対する健康管理の支援等保健事業を引き続き実施します。
- ◆かかりつけの医師・歯科医師・薬局等への定期的な受診を啓発することで、障がい者の健康の保持・増進に努めます。

②生活習慣病予防対策の推進

- ◆特定健診・各種がん検診等の実施により、障がいの原因となる生活習慣病等の予防や早期発見に努めるとともに、受診率向上を目指します。

③地域医療機関との連携強化

- ◆障がい者が安心して医療機関を利用できるように、地域医療機関との連携を図ります。

(3) 地域ぐるみの福祉の推進

現状と課題

○本市では、海部東部障害者総合支援協議会を中心に関係機関の相互連携、障がい者の日々の生活を支えるネットワークの構築を進めてきましたが、今後は、より多くの支援者を募り、地域での見守り、当事者の家族の支援等地域ぐるみでの福祉の推進が目標であり課題となります。

今後の方向性

○地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティである「地域共生社会」の実現をめざし、障がい者自身の地域への積極的な参加の促進と障がい福祉のボランティア等の人材育成を進め、地域ぐるみの福祉の推進を目標としていきます。

主要施策

①多様な福祉人材の養成

◆市内の福祉事業所に対して、県の実施する講習会等の情報を提供し、各種専門職等の人材養成や資質の向上を支援します。

②各種ボランティア講座の開設

◆市民に対するボランティア意識の向上に向け、ニーズに沿った各種ボランティア講座の開設を図ります。

③地域の支援者のネットワークの構築

◆地域福祉を推進するためには、障がい者支援に携わる団体、事業所、行政等、地域の関係機関全体で話し合える場が必要であり、海部東部障害者総合支援協議会を活用した関係機関相互の連絡調整による地域での見守りや当事者家族の支援等の体制の整備に努めます。

(4) 防災・防犯の推進

現状と課題

- 災害時の安否確認のための「避難行動要支援者名簿」の作成等避難行動要支援者の把握に努めてきました。
- 障がい当事者のアンケート調査では、災害時に一人で避難できるかたずねたところ、「できる」が34.0%、「できない」が33.6%、「わからない」が21.2%となっています。このように、5割を超える人が避難について不安を抱えているという実態がありますので、災害時の避難体制が課題となります。
- 障がい当事者のアンケート調査では、どのような犯罪に対して不安を感じるかたずねたところ、「空き巣・侵入盗」と「詐欺・悪徳商法」に対しそれぞれ48.4%、47.8%と、半数近い人が不安を感じていることが分かりました。これらの犯罪には特に、重点的な防犯体制の強化が求められます。

今後の方向性

- 障がい者が地域で安全・安心な環境の中で生活できるように、地域との連携の下、防災・防犯対策を推進していきます。特に、防災対策の中で「避難行動要支援者名簿」を作成、更新し、災害時の避難誘導や避難所における介助等の支援体制を構築していきます。

主要施策

①防災意識の高揚

- ◆防災訓練等への障がい者に対する呼びかけを、自主防災会に対して働きかけることで、障がい者が地域防災に参加しやすい環境を整えます。
- ◆災害発生時に困ることのないよう、障がい者自らにおいても障がいの特性に応じた備品の備蓄等をしていただくよう、啓発に努めます。

②指定避難所に関する情報提供

- ◆車いすの乗り入れができるか等、指定避難所の環境を事前に調査し、障がい者に対する情報の提供に努めます。

③避難行動要支援者対策の推進

- ◆避難行動要支援者名簿の更新を図り、円滑な安否確認を行います。
- ◆避難行動要支援者避難支援プランを作成することにより、自主防災会、民生委員児童委員等との連携を強化し、障がい者に対する支援体制の充実を図ります。

④防犯意識の高揚

- ◆地域における見回りや定期的な訪問を行うことにより、犯罪が起きにくい地域づくりを進めるとともに障がい者が空き巣や詐欺等の被害に遭わないようにするため、防犯について積極的な啓発に努めます。

第6章 第5期あま市障がい福祉計画

1 第5期計画の基本的な考え方

本計画は、国が示す障がい福祉計画の基本的理念を踏まえ、次の視点に配慮して策定します。

(1) 障がい者等の自己決定と意思決定の支援

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービス及び障害児福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市を基本とした障がい種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施

障がい者等がその障がい種別によらず、地域で障害福祉サービス及び障害児福祉サービス等を受けることができるよう、市を実施主体とした提供体制づくりを進めます。

(3) 地域で生活しやすく働きやすい環境づくりに対応した提供体制の整備

障がい者等が自立して生活し就労しやすい環境づくりに向け、地域で継続して生活しやすい環境作りや地域生活移行、就労移行といった課題に対応したサービス提供体制を整えていきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

障がい福祉の視点から地域共生社会の実現に向けて、障がい者が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられる体制づくり目指していきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児福祉計画を定め、障がい児及びその家族に対し、身近な地域で生活しやすいように、障害児通所支援等の充実に努めるとともに、日常生活における課題についても支援できる体制づくりを進めていきます。

2 障害福祉サービスの基盤整備の考え方

第4期計画で掲げた6つの基本的方針の更なる充実を目指し、引き続き、障害福祉サービスの基盤整備を計画的に推進していきます。

1 訪問系サービスの充実

障がい者が地域で生活していくため、訪問系サービスの更なる充実を図ります。

2 日中活動系サービスの充実

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、希望する日中活動系サービスの更なる充実を図ります。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、地域生活支援拠点の整備に向けた協議を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

5 相談支援体制の整備・充実

障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス等の適切な利用ができるよう相談体制の整備・充実を図ります。

6 障がい児支援体制の整備

教育、保育等の関係機関、サービス提供事業者と連携し、障がい児とその家族に対して、支援体制の整備に努めます。また、発達障害等、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の確保に努めます。

3 計画の位置付け

第5期あま市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業等の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度における障害福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

4 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

5 計画の対象

- 身体障がい者
- 知的障がい者
- 精神障がい者（発達障害を含む）
- 難病患者等その他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

6 計画の内容

- (1) 第5期あま市障がい福祉計画は、計画の実施により達成すべき目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うための指標（活動指標）を定め、数値目標及び必要なサービス量確保のための方策を定めます。
- (2) 平成30年度から平成32年度までの各年度における障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

7 平成 32 年度の数値目標

第5期の障がい福祉計画では、施設に入所する障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、平成 32 年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に本市の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がい者の自立に向けた地域移行を進めていきます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成 32 年度における施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することとしており、また、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活に移行することを目標としています。

本市は、平成 28 年度末時点の施設入所者数の約 3.8%、2 名削減し、また、平成 28 年度末時点の施設入所者数の約 9.6%、5 名が地域生活へ移行することを目標とします。

■第5期数値目標

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度末時点の施設入所者数	52 人	
平成 32 年度末の施設入所者数	50 人	
【目 標 値】 平成 32 年度末までの施設入所者削減数	2 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数の約 3.8%削減
【目 標 値】 平成 32 年度末までの地域生活移行者数	5 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数の約 9.6%が地域生活へ移行

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築※

国の指針では、平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会等、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。また、医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましいとしています。

市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとしています。

本市では、平成 32 年度末までに圏域で専門部会等、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置していきます。

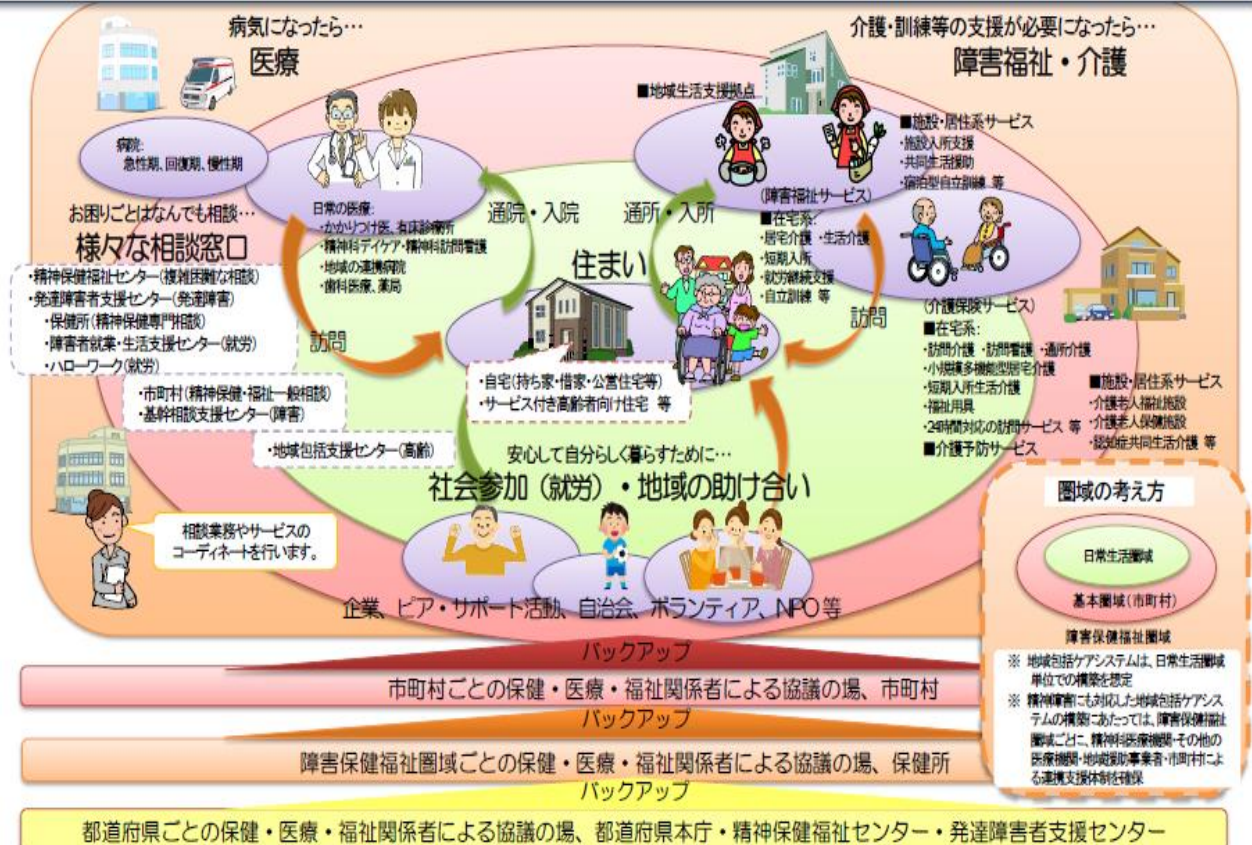
■第5期数値目標

項 目	数 値	備 考
【目 標 値】 平成 32 年度末までの整備	圏域で 1 か所	専門部会等、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
平成 32 年度末の地域移行に伴う基盤整備量 (利用者数)	17 人	

※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。

○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



出典：厚生労働省

(3) 地域生活支援拠点等の整備※

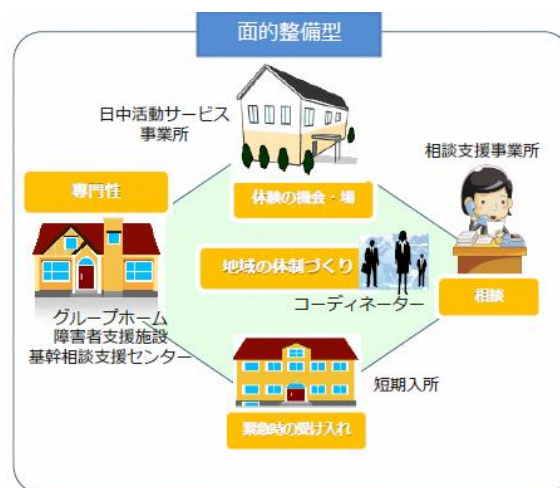
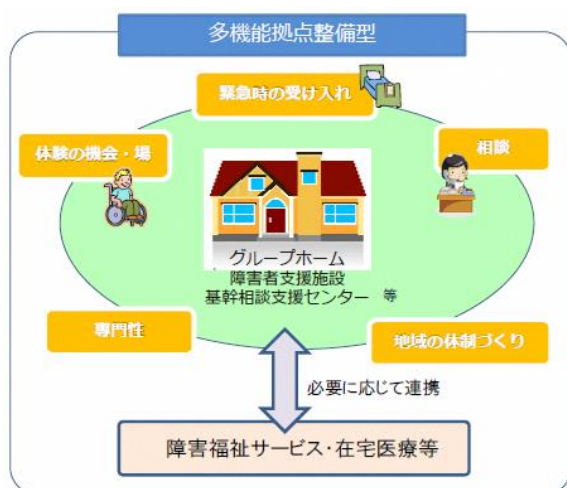
国の指針では、平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）が求められています。このため、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する必要があります。

本市では、圏域での調整を踏まえて、整備を検討していきます。

■第5期数値目標

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等	圏域で 1か所	

※地域生活支援拠点等の整備（イメージ）



出典：厚生労働省

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

国の指針では、平成 32 年度の一般就労移行者数を平成 28 年度の一般就労移行者数の 1.5 倍以上に増加させることを目標としています。

本市では、平成 28 年度の 1 年間に福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数に対して、1.5 倍の 9 人を目標とします。

■第 5 期数値目標

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度の一般就労移行者数	6 人	平成 28 年度の 1 年間に福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目 標 値】 平成 32 年度の一般就労移行者数	9 人	平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍

②就労移行支援事業の利用者数

国の指針では就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目標としています。

本市では、平成 32 年度末の利用者数の 2 割以上増加を見込み、17 人とします。ただし、本計画策定時点で、本市内において就労移行支援事業所が存在しないため、事業所ごとの就労移行率の目標は設定しません。

■第 5 期数値目標

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	14 人	
【目 標 値 (利用者)】 平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数	17 人	平成 28 年度末の利用者数の 2.1 割
【目 標 値 (事業所)】 平成 32 年度の事業所ごとの就労移行率	—	未設定

③就労定着支援

国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の就労定着率を8割以上とすることを基本としています。

本市では、平成31年と平成32年の目標をそれぞれ80%とします。

■第5期数値目標

項 目	各年度目標値		備 考
【目 標 値】 就労定着支援1年後の 就労定着率の目標値	平成30年度	—	事業実施初年度につき未設定
	平成31年度	80%	
	平成32年度	80%	

<就労定着支援> ※障害者総合支援法の改正により、平成30年4月より創設

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。
- 新たな制度となりますので、対象者への周知と利用促進を図ります。

8 自立支援給付の見込量

訪問系サービス、日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行っていきます。

(1) 訪問系サービス

■見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 重度訪問介護	人	100	105	110
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	1,689	1,773	1,858

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 今まで利用されている人の利用だけでなく、入院・入所者の地域移行等による新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスが利用できる提供体制の確保に努めます。
- 今後、増加が予想されるサービス量を確保するため、事業者の意向の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

■見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人	155	160	165
	人日	2,518	2,612	2,707
自立訓練(機能訓練)	人	2	2	3
	人日	30	35	40
自立訓練(生活訓練)	人	5	6	6
	人日	50	55	60
就労移行支援	人	16	18	20
	人日	260	270	280
就労継続支援(A型)	人	110	115	120
	人日	2,082	2,181	2,280
就労継続支援(B型)	人	125	130	135
	人日	2,194	2,281	2,369
就労定着支援	人日	1	1	1
療養介護	人	5	5	5
短期入所(福祉型)	人	60	65	70
	人日	271	293	316
短期入所(医療型)	人	10	11	11
	人日	26	27	28

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 介護が必要とする人を対象とした生活介護事業を推進します。
- 就労継続支援事業の提供体制の整備に努めます。
- 障がい者の企業等への就労機会の拡大のため、就労移行支援の提供体制の確保に努めます。
- 地域生活への移行を図るため、軽度の施設入所者に対して、日中活動系サービスの利用を促します。
- 就労移行支援の利用者が、一般就労へつながるよう公共職業安定所等と連携し、支援します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内のみならず近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

(3) 居住系サービス

■見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人	1	2	3
共同生活援助（グループホーム）	人	55	57	59
施設入所支援	人	51	51	50

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者のサービス提供を促進します。

<自立生活援助> ※障害者総合支援法の改正により、平成30年4月より創設

- 入所施設やグループホームを利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する方に、定期的な巡回訪問や随時の通報受付により、必要な情報の提供及び助言その他の援助を行うサービスです。
- 新たな制度となりますので、対象者への周知と利用促進を図ります。

<共同生活援助（グループホーム）>

- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がい者が地域で自立して暮らしていける体制づくりを図ります。
- グループホームの整備を促進するため、事業者に対する補助制度の活用の周知を行うとともに、地域住民の障がい者への理解を促します。

<施設入所支援>

- 施設入所からグループホーム等への地域移行を進めます。
- 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、今後一層の需要が見込まれることから、今後も引き続きグループホームの整備促進を図っていきます。

(4) 相談支援

■見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人	75	80	85
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 地域生活へ速やかに移行できるよう、民間における指定相談支援事業者の活用を図ります。
- 相談支援員の資質向上や増員に努め、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者がそれぞれのライフステージを通して総合的かつ計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりに努めます。

9 地域生活支援事業の見込量

障がい者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施していきます。

(1) 必須事業

■見込量（年間 ※例外除く）

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業		未実施	未実施	未実施
自発的活動支援事業		未実施	未実施	未実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	4 か所	4 か所	4 か所
	障害者総合支援協議会	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター	未実施	未実施	未実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	未実施	未実施	未実施
	住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業		未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	85 件	90 件	95 件
	手話通訳者設置事業	実施	実施	実施
	手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	7 件	8 件	9 件
	自立生活支援用具	15 件	16 件	17 件
	在宅療養等支援用具	30 件	32 件	34 件
	情報・意思疎通支援用具	7 件	7 件	8 件
	排せつ管理支援用具	2,050 件	2,130 件	2,210 件
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2 件	2 件	2 件
移動支援事業	※1 か月あたり	47 人	49 人	51 人
		402 時間	420 時間	436 時間
地域活動支援センター事業	※1 か月あたり	60 人	64 人	67 人
		702 日	754 日	800 日

○理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業については、引き続き海部東部障害者総合支援協議会において類似の事業を実施していきます。

○基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業については海部圏域での設置を含めて、引き続き海部東部障害者総合支援協議会において協議していきます。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、海部東部障害者総合支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

<相談支援>

- 気軽に相談できる相談支援体制の整備と充実のため、その存在と機能について広く周知し、利用の拡大に努めます。
- 障がい者がライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりに努めます。
- ネットワーク体制の構築を図り、多面的な相談支援をするため、海部東部障害者総合支援協議会の機能の充実を図ります。
- 海部東部障害者総合支援協議会等を活用し、成年後見制度の利用促進や虐待防止等の取組を推進します。

<意思疎通支援事業>

- 障がい者に対し、意思疎通支援事業の周知を図るとともに、手話通訳者、要約筆記者等の人材の派遣の充実を図り、サービスの利用を促進します。
- 意思疎通支援等ボランティアの育成を図り、ボランティアの活躍の場を提供します。
- 広報等の音声訳や音声ガイドによる情報提供を進めます。

<日常生活用具給付等事業>

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、個々の障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具を給付します。
- 障がい者の社会参加を促進するため、点字や音声ガイドを利用した情報提供の手段としての情報機器を給付します。

<移動支援事業>

- 移動支援の利用希望者の把握に努めます。
- 移動支援については、利用者のニーズの把握をし、地域の実情に応じた柔軟な運用を行います。
- 個々の障がいの特性に合わせたグループ支援等の移動方法を提供し、より利用しやすいサービス提供を目指します。
- 移動支援のサービスを支給することにより、社会参加への支援をします。

<地域活動支援センター>

- 地域活動支援センターに通うことができる障がい者の把握に努めます。
- 地域活動支援センターの活動が活発に行われるよう情報提供や助言等の支援をします。

(2) 任意事業

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等を実施していきます。

■見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	人	5	6	6
	日	32	35	38
日中一時支援事業	人	77	81	85
	日	440	452	465
更生訓練費支給事業	人	4	5	5
	日	70	75	80

■見込量（年間）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車改造費助成事業	件	8	9	9
自動車運転免許証取得助成事業	人	1	1	1

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

<訪問入浴サービス事業>

- 利用者の増加に合わせてサービス事業者の確保に努めます。

<日中一時支援事業>

- 介護者の負担を軽減するため、日中一時支援の利用を促進します。
- 障がい児が、放課後や夏休み等に活動する場を提供し、有意義な放課後を過ごすことができるよう支援するとともに、障がい児を持つ親の介助負担の軽減に努めます。

<更生訓練費支給事業>

- 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。

<自動車改造費助成事業>

- 自動車改造費の補助制度の周知を図ります。

<自動車運転免許証取得助成事業>

- 自動車運転免許証取得費の補助制度の周知を図ります。

10 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 計画の点検・評価の考え方

障がい福祉計画では、PDCAサイクル※のもとに計画の達成状況の点検及び評価を実施していく必要があります。そのため、本市においては、成果指標や活動指標について定期的に調査分析等を行い、障がい福祉計画の中間評価を実施していきます。

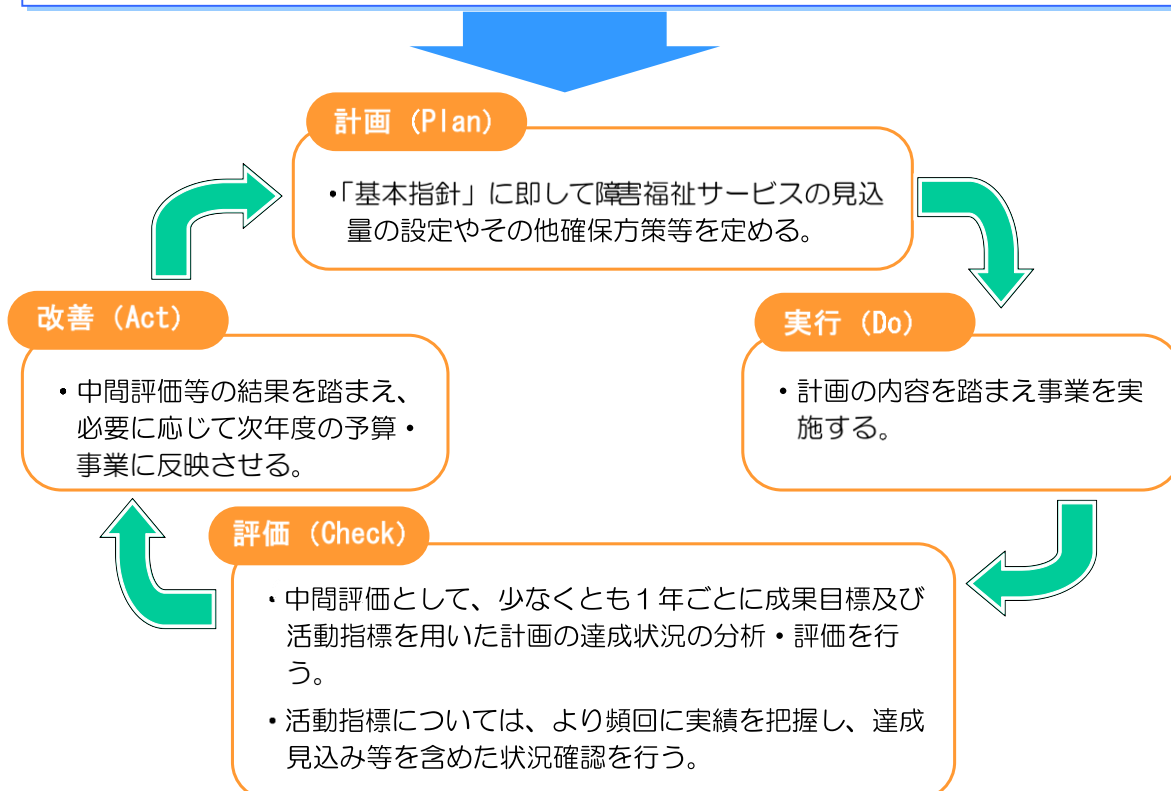
※PDCAサイクル：さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものである。

■PDCAサイクルの考え方

計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動等を見直しする

基本指針

障がい福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示



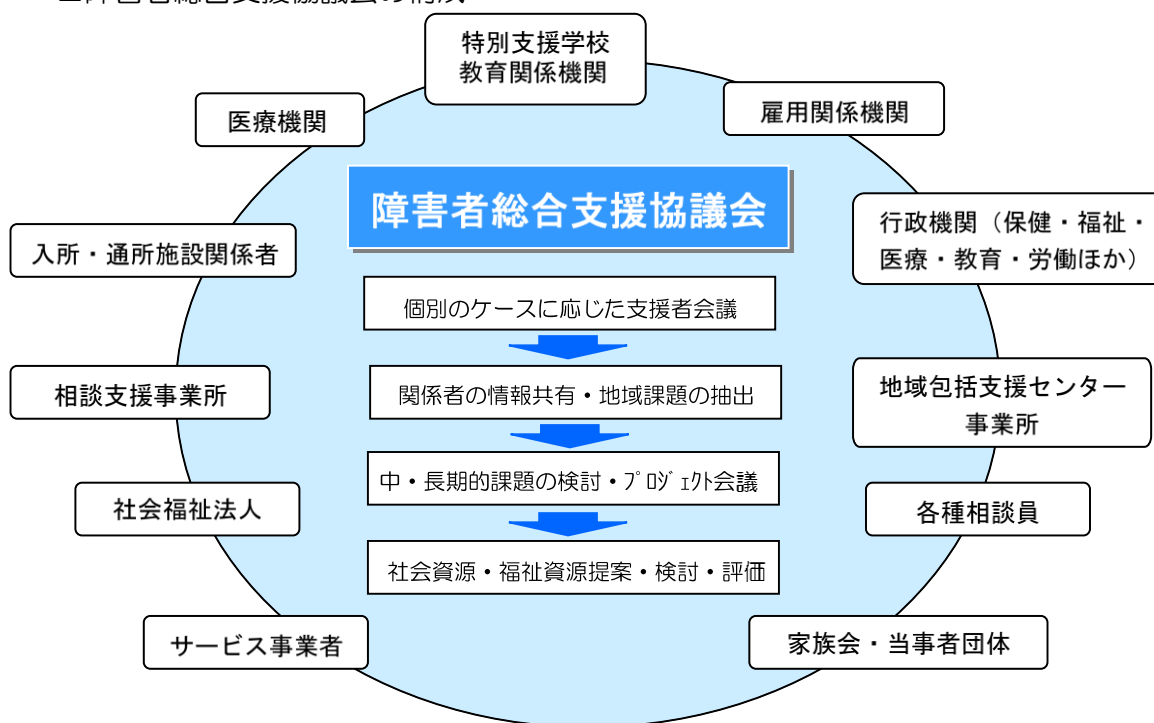
(2) 点検及び評価体制

計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、障がい者及びその家族、福祉、医療、教育等の関係機関で構成された、海部東部障害者総合支援協議会が中心となって、計画の進捗状況についての点検及び評価をする役割を担います。

■障がい福祉計画の点検・評価体制

項目	内容
協議機関	海部東部障害者総合支援協議会
実施回数	年1回実施予定
協議内容	障がい福祉計画や事業の進捗状況の報告 等
調査分析項目	①施設入所者の地域生活への移行 ②福祉施設から一般就労への移行 等

■障害者総合支援協議会の構成



(3) 点検及び評価結果の周知

点検及び評価した結果については、広報及び市公式ウェブサイト等を通じて、広く市民に周知を図ります。

第7章 第1期あま市障がい児福祉計画

1 第1期計画の基本的な考え方

本計画は、児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）を根拠として、障がい児の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築を目的として策定します。サービス提供体制の確保に向け、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を検討していきます。

2 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

3 計画の対象

- ・18歳未満の身体に障がいのある児童
- ・18歳未満の知的障がいのある児童
- ・18歳未満の精神に障がいのある児童

4 計画の内容

- (1) 障がい児支援の体制整備の促進のため、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標を定めます
- (2) 平成30年度から平成32年度までの各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

5 数値目標

第1期の障がい児福祉計画では、「児童発達支援センターの設置」や「医療的ケア児の適切な支援のための連携協議の場の設置」等に関する目標を設定して取り組みます。

(1) 児童発達支援センター※の設置

国の指針では、各市町村において児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本としています。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとしています。

本市では、平成32年度までに圏域も含めた児童発達支援センターの設置に向けて検討していきます。

■第1期数値目標

項目	数値	備考
平成32年度末までの整備	市または圏域で1か所	児童発達支援センター設置の検討

※児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行い、また、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域の中核的な療育支援施設です。

(2) 保育所等訪問支援の利用体制の構築

国の指針では、すべての市町村において保育所等訪問支援をできる体制を構築することを基本としています。

本市では、市内事業所の保育所等訪問支援の実績があり、今後も利用体制の構築を進めていきます。

■第1期数値目標

項目	数値	備考
平成32年度末までの整備	1か所	

(3) 重症心身障がい児※を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本としています。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとしています。

本市では、圏域で支援を受けられる体制づくりについて協議していきます。

■第 1 期数値目標

項 目	数 値	備 考
平成 32 年度末までの整備	圏域で 1 か所	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

※重症心身障がい児

児童福祉法に規定されている重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している児童。

(4) 医療的ケア児※支援のための関係機関の協議の場の設置

国の指針では、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とすることとされています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないとしています。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数も活動指標として必要とされています。

本市では平成 30 年度末までに、市または圏域で医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置していきます。

■第 1 期数値目標

項 目	数 値	備 考
平成 30 年度末までの整備	市または圏域で 1 か所	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

種類	H30 年度	H31 年度	H32 年度
コーディネーターの配置人数	0 人	1 人	1 人

※医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入等の生活支援が日常的に必要な児童。

(5) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ目標

国の指針では、各都道府県及び各市町村において、障がい児通所支援事業所を利用する障がい児の保護者の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れ体制整備を行うものとしています。

本市では、以下のように定量的な目標値を設定し、取り組んでいきます。

【定量的な目標の設定】

種 別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込）（人）		
		H30 年度	H31 年度	H32 年度
保育所	42	44	45	47
認定こども園等	2	2	3	3
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	14	16	18	20

(6) 障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）

■見込量（1月あたり）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人	60	65	70
	人日	485	522	562
放課後等デイサービス	人	220	230	240
	人日	2,193	2,295	2,395
保育所等訪問支援	人	2	2	2
	人日	3	3	3
医療型 児童発達支援	人	3	3	3
	人日	32	33	35
居宅訪問型 児童発達支援	人	1	2	2
	人日	5	10	10
障害児相談支援	人	50	60	70

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 児童発達支援については、人員体制を整備し、事業の拡充を図ります。
- 放課後等デイサービスについては、利用者も増加傾向にあることから、新たな事業所の開設にあたっては事業者との連携により、整備の促進を図ります。
- 障害児相談支援については、相談支援専門員の育成を図ります。

<居宅訪問型児童発達支援> ※児童福祉法の改正により、平成30年4月より創設

- 重症心身障がい児等、児童発達支援等の障害児通所給付を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、その居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
- 新たな制度となりますので、対象者への周知と利用促進を図ります。

6 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 計画の点検・評価の考え方

障がい児福祉計画では、PDCAサイクル※のもとに計画の達成状況の点検及び評価を実施していく必要があります。そのため、本市においては、成果指標や活動指標について定期的に調査分析等を行い、障がい児福祉計画の中間評価を実施していきます。

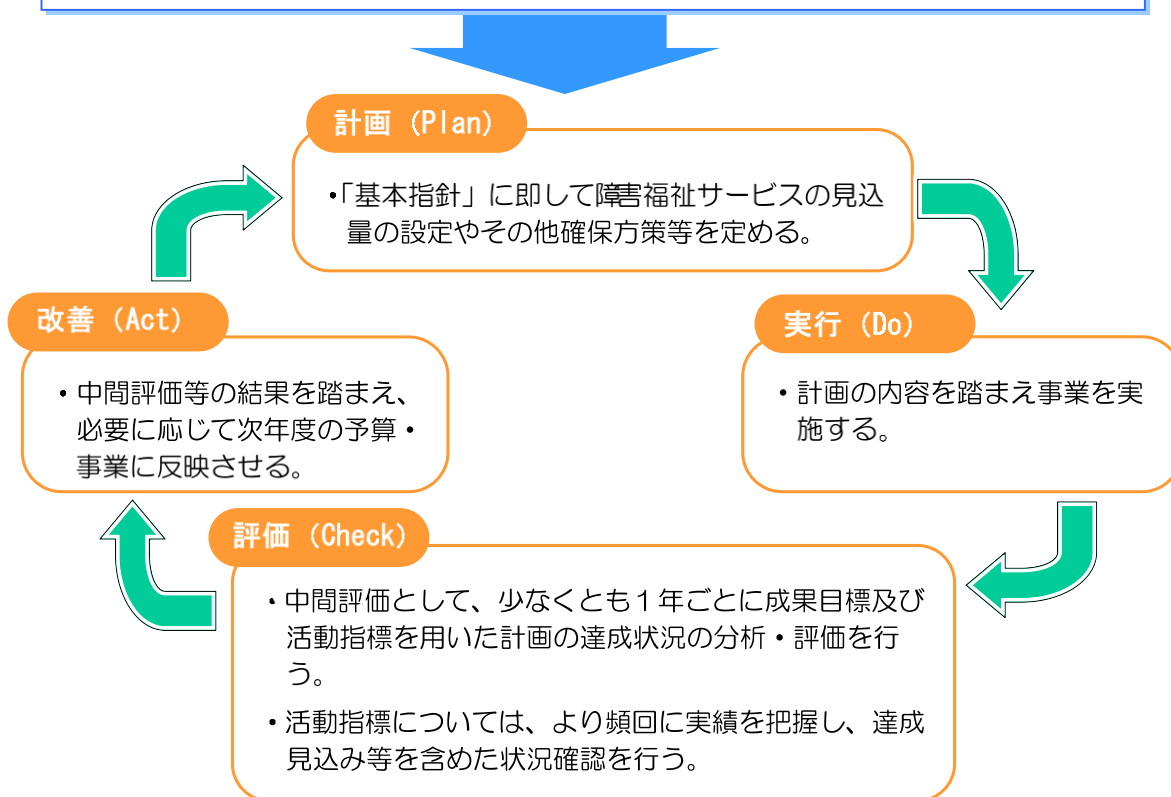
※PDCAサイクル：さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものである。

■PDCAサイクルの考え方

計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動等を見直す

基本指針

障がい児福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示



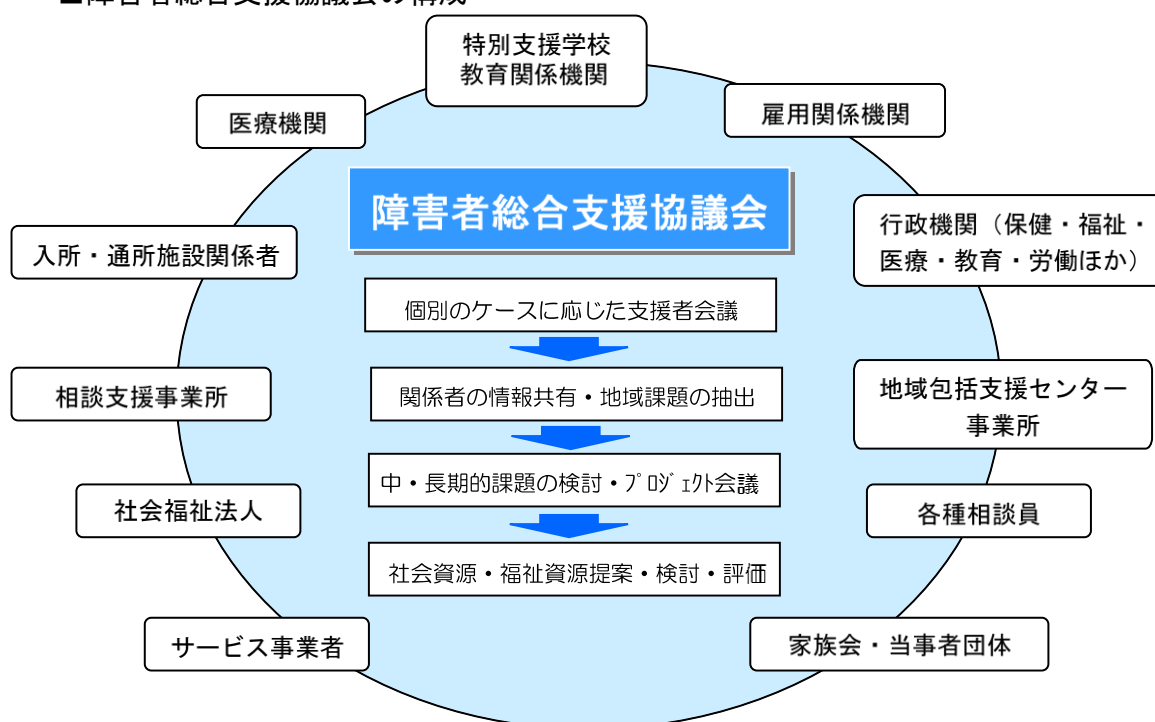
(2) 点検及び評価体制

計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、障がい者及びその家族、福祉、医療、教育等の関係機関で構成された、海部東部障害者総合支援協議会が中心となって、計画の進捗状況についての点検及び評価をする役割を担います。

■障がい児福祉計画の点検・評価体制

項目	内容
協議機関	海部東部障害者総合支援協議会
実施回数	年1回実施予定
協議内容	障がい児福祉計画や事業の進捗状況の報告等
調査分析項目	障がい児福祉計画に定めたサービス

■障害者総合支援協議会の構成



(3) 点検及び評価結果の周知

点検及び評価した結果については、広報及び市公式ウェブサイト等を通じて、広く市民に周知を図ります。

第8章 資料編

1 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会要綱

平成24年3月30日告示第52号

改正 平成25年3月29日告示第63号

改正 平成29年6月 2日告示第91号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障がい者計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第88条第1項の規定に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく障がい児福祉計画を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画の策定に関すること。
- (2) あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成し、市長が依頼する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 障がい者団体関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任することができる

2 補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第63号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第91号)

この告示は、平成29年6月2日から施行する。

2 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

氏 名	職 名
八 島 進	あま市議会厚生委員会委員長
井 村 なを子	あま市民生委員児童委員協議会会長
富 田 悦 充	あま市医師代表
渡 邊 剛	あま市歯科医師連絡協議会代表
服 部 章 平	あま市社会福祉協議会会長
山 田 逸 子	あま市身体障害者相談員代表
勝 川 美智子	あま市知的障害者相談員代表
静 谷 貴代子	あま市心身障害児者保護者会会長
岡 崎 章	あま市身体障害者福祉協会理事
辻 真 弓	津島保健所健康支援課長
加 藤 雅 之	海部福祉相談センター次長兼地域福祉課長

順不同

3 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会開催状況

回数	年月日	内 容
第1回	平成29年7月7日	<ol style="list-style-type: none"> 1 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会委員長の互選について 2 あま市障がい者計画及び障がい福祉計画等に関するアンケート調査について
第2回	平成29年9月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉に関するアンケート調査結果報告について 2 あま市障がい者計画及び障がい福祉計画等の骨子案について
第3回	平成29年11月27日	<ol style="list-style-type: none"> 1 あま市障がい者計画、第5期あま市障がい福祉計画、第1期あま市障がい児福祉計画（素案）について 2 「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画等（素案）」のパブリックコメントの実施について
第4回	平成30年1月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1 パブリックコメント実施結果について 2 あま市障がい者計画、第5期あま市障がい福祉計画、第1期あま市障がい児福祉計画について 3 あま市障がい者計画、第5期あま市障がい福祉計画、第1期あま市障がい児福祉計画概要版について